

# 会報

第55号

国立大学協会

昭和47年3月

# 会 報

(第 55 号)

## 目 次

自然保護と環境科学.....丹羽貴知蔵.....(3)

### A 事業報告

1. 諸会議議事要録.....(8)

(1) 理事会(46.11.8).....(8)

(2) 第49回総会(第1日)(46.11.24).....(16)

(3) 第49回総会(第2日)(46.11.25).....(28)

(4) 第16回事務連絡会議(46.11.26).....(34)

(5) 第1常置委員会(46.11.13).....(39)

(6) 第2常置委員会(46.11.16).....(42)

(7) 第3・第4常置委員会合同会議  
(46.10.28).....(44)

(8) 第3・第4常置委員会合同会議  
(46.11.24).....(46)

(9) 大学卒業予定者就職問題懇談会  
(文部省主催)(46.11.5).....(46)

(10) 大学卒業予定者就職問題懇談会  
(文部省主催)(46.12.4).....(49)

(11) 第5常置委員会(46.11.6).....(51)

(12) 第6常置委員会(46.10.29).....(52)

(13) 第6常置委員会(46.11.16).....(54)

(14) 医学教育に関する特別委員会  
(46.10.27).....(55)

(15) 図書館特別委員会(46.10.26).....(57)

(16) 図書館特別委員会(46.11.24).....(59)

(17) 教養課程に関する特別委員会  
(46.10.18).....(60)

(18) 研究所特別委員会(46.11.8).....(61)

(19) 入試期特別委員会(46.11.17).....(63)

(20) 教員養成制度特別委員会  
(46.10.26).....(64)

2. 諸会合.....(65)

3. 第49回総会国立大学協会事業報告書  
.....(66)

### B 要望書等

1. 国立大学の定員確保について(要望)

(46.10.30).....(71)

2. 国立大学の授業料増額について(要望)

(46.11.19).....(71)

3. 国立大学の授業料の性格等につい

て(46.11.16).....(72)

4. 国立大学医学部学生定員増について

(要望)(46.11.25).....(75)

5. 保健体育審議会の「体育・スポー

ツの普及振興に関する基本方策につ

いて(中間報告)」についての意見

(46.11.8).....(76)

6. 国立大学の授業料増額について

(要望)(46.12.18).....(78)

7. 国立大学授業料増額について

(意見表明)(47.1.22).....(78)

### C 資 料

1. 国立大学の授業料増額について

(46.12.18).....(79)

2. 大学卒業予定者のための就職推薦選考開  
始時期等について(通知)(46.12.22).....(79)

3. 国立大学の授業料増額に関する情報連絡  
について(46.12.27).....(81)

4. 琉球大学の整備充実について

(46.11.20).....(83)

### D その他

1. 学長・役員・委員等の異動について.....(85)

2. 寄贈図書.....(86)

3. 窓

○ 環境科学と学際研究.....(84)

○ 放送大学に思う.....(84)

○ 岩手大獣医学科だより.....(87)

# 自然保護と環境科学

丹羽 貴知 蔵

## 1. 環境公害と自然保護について

昭和27年であったが、瀬戸内海の離れ島にある工場に就職した卒業生を激励すべく、折しも東京本社より帰任される工場長の御案内でその工場をお訪ねしたことがあった。

この工場では、硫化鉱を焙焼（空気を通して焼くこと）して有用金属を製錬し、排気ガスよりは硫酸を製造していたが、それでも1～2%濃度の亜硫酸ガスを放出していたために、島の内湾に面した工場の背景は文字通り「はだか山」となり、島の外海に面した側が緑濃き傾斜をなし瀬戸内海の絶景を眺めうる社宅地帯となっているのとは、全く対蹠的であった。工場見学ののち、1～2%の薄い濃度の亜硫酸ガスでも、これを回収して硫酸にするとともに、明らかに工場に勤める人々とその家族に対し有害となる原因は取り除くべきではなかろうかと、意見を述べて帰った。

その後、この工場では前記の希薄亜硫酸ガスを回収する手段を研究するように卒業生に命じ、数年後このための硫酸工場が別に建設され、その結果亜硫酸ガスの臭気もなくなり、その頃植えられた苗木が育ち、今日では内湾に面した「はだか山」転じて緑の山となりつつあるとのことである。

昭和29年10月、カリフォルニア大学で二週間講義ののち、客員教授として招かれていたMITに参る途中、ロサンゼルスに立ち寄った時のことである。夕方になると、海から漂ってくる霧と陸上での車の排煙が一緒になり、車内にいても咳込み眼から涙が出る程の刺激性の煙霧となって押し寄せ、車も徐行せざるを得ない始末であった。聞くとところによると、当時ロサンゼルスでは人口約200万人であるに対し車が約100万台あり、普通御主人の通勤車の外に奥さんの買物用の車を持っており、1家庭で5～6台もあるのも希ではないとのことで、車の排煙が重大な問題となって smoke と fog の合成語として smog なる新造語もでき、ロサンゼルス市当局ではスモッグ対策委員会を組織し、鋭意その対策を検討中とのことであった。7年後の昭和36年同市を訪れた時には、その対策も次第に成功しつつあるとのことで、車の排気中の亜硫酸ガス・一酸化炭素等を吸収する装置を車に取りつけるか、燃料中の硫黄分を予め除去するかの方法を採るとのことであった。

わが国においても、ここ数年来、車の急増と工場及び家庭燃料のオイル化とともに、急激にスモッグ対策の必要性が唱えられてきたのも当然の帰結と言えよう。

昭和30年5月末より連続3週間、英・独・白・仏の4ヵ国で催された「欧米連合冶金会議」にMITに滞在中の筆者も、米人120名とともに参加し、イギリスでの会期一週間の後半、鉄鋼連盟の研究所を見学した時のことである。戦後イギリスでも酸素製鋼法が採用され、製鋼工場から排出する「酸化第二鉄の微粉を含んだ褐色の煙」の処理法を研究中であったが、その頃に至り、吹き込む酸素ガスに水蒸気を混入して、漸く褐色の煙をなくすことに成功したとのことであった。わが国ではこの種脱煙の行われたのが、その後さらに約10年を経過した後であった。

ついで、ドイツでの会期中、デュイスブルグにある製錬所を見学した。この工場では、ドイツ国内

は勿論、国外よりも国内量の10倍近い硫酸滓（硫化鉄鉱を焙焼して硫黄分を亜硫酸ガスとして除去した焼きカス）を集め、これを製練して主成分である鉄分をはじめ、含有成分である銅・金・銀・コバルトの外に今日の「公害」の原因となっている鉛・亜鉛・カドミウム・砒素・アンチモン等のほとんど全てを回収していた。

帰国後、この経緯を関係諸工場で講演したところ、幹部の方々の注目を引くところとなり、いろいろ検討下さったが、わが国でのこの種工場における「硫酸滓」の排出量が前記ドイツの工場の処理量の1/10以下で、各々の工場では採算がとれないとのことであった。

以上、今日のいわゆる「公害」の原因等について、筆者の体験によるいくつかの例について述べてきたが、「公害」金属あるいは非金属およびそれらの化合物から人体は勿論環境に対する害をなくすには、「産業行政をあずかる当局の点在する諸工場の廃棄物を集めて処理する」ための強力な行政指導と、それらの処理手段を総合的に研究する「公害対策総合研究所(仮称)」が差し詰め必要であろう。

環境公害の対策とともに、今日叫ばれているのが自然保護である。

自然保護を効果的に進めるためには、単なる人工的自然破壊からの保護ではなくて、自然界を解明しつつ人間社会との調和をとりながら行われるべきでそのためには次章に述べる環境科学の開発が欠くことのできないものとなってくる。

## 2. 階層的アプローチ—環境科学の必要性

前章に述べた種々の公害のほかに、現在われわれは水害・有害生物の大発生などわれわれを取り捲く自然環境から発生する様々な現象に生活をおびやかされている。これらの多くは直接・間接に人間自身の手によって惹き起こされたものであり、現象の発生する源がわれわれを取り捲く自然環境にあるという点では、いわば人間によって惹き起こされた異常な自然現象と言えるであろう。

著しい発展を遂げた現代の自然科学は人類の月旅行さえ可能にしたが、残念なことにこうした地上の現象を制御することが未だにできない。われわれはここに現代の自然科学の不均衡な発達を見ることが出来る。

こうしたわれわれを取り捲く自然現象を正しく解明し、制御する技術を得るために現在最も必要なことは、自然現象を自然の場で直接対象とする分野での研究の発展であると考えられる。

現代の自然科学は、複雑な自然現象を個々の単純な形の現象に還元し、それをより精密な方法で追求するという方法に沿って推し進められて来た。そうした行き方は大きな成果を収め、それによって自然科学は長足の進歩を遂げたのであるが、実はその過程で一つの重要な認識が失われて来たのである。

それは自然現象に対する階層観である。

われわれの周囲におこる複雑な自然現象は、個々の単純な形に還元された現象に関する知識の単なる寄せ集めだけでは解明することはできない。例えば、ある動物が自然界にどれくらいいるかといったことは、その動物の食物となる生物が自然界にどのくらいいるか、またその動物自身はどんな生物にどれくらい食べられているかといった、生物と生物の係わりあいの中で生ずる法則性によって支配されておりその動物に関する分子生物学的研究からは把握できないことである。

低次の単純な現象を支配する法則性は、より高次の総合的な現象の中にも勿論生きているが、高次の総合的な現象はその段階で初めて現われる独自の法則性によってより直接的に支配されている。

自然科学には本来こうした自然現象に対する階層的な認識が必要である。即ち、自然の物質の存在形態には素粒子またはそれ以下の微細な単位から生態系のようなものに至る階層的な構造があり、それに伴って自然現象にも個々の単純なものから複雑で総合的なものに至る階層性があるわけである。従って、自然科学には階層的なアプローチが必要である。こうした観点から、われわれの周りの環境における高次で複雑な自然現象を真に解明するためには、実験室内で単純化された現象を分析的な手法を用いて追求してゆくことのほかに、高次の複雑な自然現象を自然の場で直接対象とするような研究が必要である。こうした意味から、環境科学(field science)の必要性を提唱する次第である。

申し上げるまでもなく、近代自然科学の芽は、ルネッサンス以後のキリスト教の教義の束縛から解放された素朴で客観的な目で自然現象を観ようとする風潮のなかで育まれ、さらに自然現象をより単純な形で再現してそれを綿密に追求するという実験的手法を獲得することによって、大きな発展を遂げてきた。しかし、そうした目まぐるしい自然科学の発展の過程で、不可解な自然現象を自然の場で直視するという最も根源的な態度が、科学の世界からいつしか置き去られて来たことも否定できない。このことが、現代の自然科学にある歪みをもたらしているように考えられる。例えば、電子顕微鏡で細胞の微細な構造を調べるような研究こそが真の科学であり、双眼鏡で動物の社会行動を観察するのはアマチュアの仕事だというような誤った迷信が根強くはびこっているのが現状である。

こうした実験室の精密な器具や装置の中で単純化された現象を扱うことを偏重する科学は、公害や土砂崩れ、有害生物の大発生のような高次で総合的な、しかも大規模な現象に対して著しく非力である。また、そこから出された対策は、たとえ個々の現象の対策になり得ても包括的な自然制御への道にはつながらず、結局新たな災害を惹き起こすといったことを繰り返していると言っても過言ではないであろう。

自然科学の中で野外における研究を中心とする分野には、例えば林学、応用動物学、水文学、地球物理学などがあるが、これらの諸科学の多くはいわゆる応用科学と呼ばれるものであり、われわれの生活に直接関係深いものである。それは、われわれが暮してゆく上で直面する自然現象の多くが複雑で総合的な“生”の自然現象だからである。

しかし、これらの分野は、他の先進諸科学に比べて現在著しく立ちおくれた状態にあると言わなければならない。いまや、これらのわれわれを取り捲く環境での研究を主体とする諸科学の正しい総合的發展は、現代社会において急務となっていると言えるであろう。

### 3. 総合的アプローチの問題

自然現象を自然の場で対象とするような研究を環境科学(field science)と名付けたが、これに本格的に取り組もうとする場合に、自然現象への階層観とともに、もう一つ必要なのは総合的視野であろう。細密に分けられた専門分野の枠内に閉じこもった立場からの自然研究の集合では、結局群盲象を語るような理解と解析に終わることは近年行われているいくつかの総合調査の例を見ても明らかであろう。

イギリスでは、1940年代以来 New Naturalist Series なる企画が続けられ、総合的な自然把握が試

みられているようである。

このように、様々な分野の Naturalist が一緒に研究できる体制が必要ではないかと考えられる。

専門分野に必ずしも捉われない自然に対する総合的な視野は、個々の研究者の努力によって獲得されるものであるが、同時に研究者個々にそうした面での成長を保証し、また全体としても自然に対する多面的なアプローチが構成されるような研究体制なり、機関なりが必要な時代となって来ていると思われる。

#### 4. 環境科学的研究の行われるための必要条件

われわれの環境で起こる自然現象を直接対象とするような研究が実際に行われるためには、いくつかの必要不可欠の条件がある。

第一には、十分な面積を持つ研究場所で、周囲からの影響が中にまで届かない、また対照しうる異なった条件の場所をその中に含むような広い研究地があること。

第二に必要なことは、そうした研究地が長い期間に亘って研究を続けられる場所であること。自然現象を追求するためには、長い期間、時には数十年に亘る継続的な調査・観察が必要になることも珍しくない。そのためには、そうした長い間期に亘って調査地域が必要な状態に保たれたまま確保されていることが必要である。

また、本格的な環境科学的研究を行うためには、研究者が一定期間現地に滞在して調査や分析を行ったり、できれば常駐して研究を続けることを考えなければならない。

従って、第三に大切なことは、このような広い地域を常に研究のできる条件に保ってゆくための維持管理の体制がなければならない。以上のような諸条件が満たされてこそ本当の環境科学の研究が可能になる。

#### 5. 環境科学研究者の問題

現在 環境科学 (field science) という特別の分野があるわけではなく、その専門家がいないわけでもない。しかし、本格的な環境科学の研究を創造してゆくのは、1) いろいろな分野例えば広い意味の物理学、化学、地質学、生物学など各方面の研究者を集めること、2) 環境科学 (field science) を主体とした研究のできるような Naturalist 的な資質を備えた人材を集めること、3) 既成の専門分野にはまりきっていない、出来れば若い研究者を多く集めることが必要であると考えられる。

#### 6. 環境科学研究の場として大学演習林の活用

4. に記したような諸条件を満たすような環境科学の研究の場としては、現在のわが国においては大学演習林において他に見出せないのではなかろうか。

例えば、筆者の属している北大では、明治9年、アメリカ合衆国のマサチューセッツ州立大学の学長であったクラーク博士を招聘し、かつ、アメリカの州立大学に課せられたランド・グランド・カレッジの精神を取り入れて創設された関係から、その精神に則って与えられたのが広大な演習林であった訳である。

このようなわけで、現在でも北海道の大自然を背景にし、気象その他諸条件の異なる五つの地域に分散した二億数千万坪に及ぶ演習林を有している。

これなどは、環境科学研究の場としては真に恰好の場であるが、これまでの約一世紀の間の大部分

の年月、林業・林学に対する教育・研究の場としてのみ用いられたことは、まことに惜しみてもなお余りあることである。

しかし、最近になり漸く生態学あるいは薬学的研究の場として活用される気運が発生するに至ったことは喜ぶべき萌しである。

この広大な面積と地域的变化に富む北大演習林を、狭い意味での林業・林学だけでなく、応用動物学・水文学・物理学・化学・薬学・地質学などを含む巾広い総合的な正しい階層観に立脚した環境科学の場として、北大のみならず、わが国におけるユニークな新しい科学の場として活用できるのではなからうか。

## 7. 結 び

以上述べた中で、1, は人間が創り出す環境破壊の問題として「公害」をあげ、それに対する対策について言及したが、2, 以下については、「公害」問題と密接不可分な「自然保護」に関連して新しい学問分野としての環境科学について述べてみた。

「公害」対策が比較的短期的・対処的であるのに対し、「環境科学」は長期的・総合的に自然の場にあつて研究しようと言うものであつて、自然現象を正しく解明することによってわれわれの環境を良くすることを目的としているといえよう。

(筆者 北海道大学長)

# A 事業報告

## 1. 諸会議議事要録

### (1) 理事会議事要録

日時 昭和46年11月8日(月)午前10時～午後2時30分

場所 学会分館6号室

出席者 加藤会長

和達, 前田各副会長

丹羽, 柳川, 加藤(陸), 町田, 宮島, 加藤(六), 馬場, 芦田, 今西, 釜洞, 谷口, 飯島, 北村, 池田, 中村各理事, 後藤(第5), 近藤(第6)各常置委員会委員長, 藤岡監事

説明者 清水医学教育に関する特別委員会委員長

総山第3常置委員会専門委員

加藤会長主宰のもとに開会。

会長より, 開会の挨拶があつてのち, 前理事会以後における理事の交替について, つぎのとおり報告紹介があつた。

大学名	旧	新
群馬大学	秋月 康夫	町田 周郎 (事務取扱)

奈良教育大学	稲荷山 資生	井上 智勇
第3常置委員長	欠員	広根山形 大学長 (前井上烏取 大学長)

ついで, 事務局から会議資料の説明があり, 前回理事会(6月23日)議事要録(資料3)の朗読は省略し, 要録について意見や修正箇所があれば後刻申し出てもらうこととし, 本日の理事会日程の説明があり, 議事に入った。

### I 会務報告

会長より, 前回理事会(46. 6. 23)以後の主要事項について, つぎのとおり報告があつて, 追認, 了承された。

1. 「大学問題に関する調査研究報告書」について

去る6月開催の第48回総会において採択された「大学問題に関する調査研究報告書」については, 6月24日総会修了後記者会見を行なつて, これを公表するとともに文部大臣および中央教育審議会会長に提出し, 十分参考に供せられるよう要望した。

2. 総会関係の各種要望書について

前総会の際決議された次の要望書については, 第48回総会の翌6月25日にそれぞれ文部省, 大蔵省, 人事院その他関係方面に提出し要望した。

(1) 体育系サークル部室の新営について

(2) 国立大学共同利用研修施設(仮称)設置に関する要望書

(3) 大学保健管理施設の増加, 充実について

(4) 大学の研究・教育における国際交流を活発にするための予算措置について

(5) 保育所の設置について

(9) 国立大学教官等の待遇改善について

3. 国立大学教職員の定員削減再要望について  
行政管理庁において事務次官の更迭があつたので, 去る7月23日岡内新次官に対し, 国立大学の実情について詳細説明し要望の実現方について重ねて要請した。

4. 第2次定員削減の実施に際し「国立大学の定員確保に関する要望書」提出について(資料

7)

先般文部省人事課長より各大学に対し、「第2次定員削減目標数の内報等について」の通知があったので、去る10月29日急きょ第6常置委員会を開催し、文部省より関係官の出席を求めて話し合いを行ない、引き続きその対策について協議した結果「国立大学の定員確保に関する要望書」を提出することになり、翌30日会長、近藤第6常置委員長および鶴田事務局長が村山文部事務次官その他関係官に面接し、要望書を提出するとともに要望の実現方について強く要請した。このことについては各大学に対し要望書に添え、当日の第6常置委員会の議事要旨抜粋を参考までにお送りしました。

なお、今月15日から文部省において、定員削減にあたっての各大学の事情聴取が行なわれる関係があり、時期的に急を要し理事会はお諮りするいとまがなく実施したので、改めて理事会のご追認をお願いしたい。

5. 保育所設置の問題に関する文部当局との懇談について

保育所設置の問題については、予てより当協会の要望してきたところであるが去る8月24日文部省安嶋管理局長主催のもとにこれについての懇談会が催され、当協会より会長、教職員の厚生等特別委員長、第4常置委員長等が出席し、安嶋管理局長ならびに五十嵐福利課長とともに、さきに当協会より提出の要望書を中心に懇談を重ねた結果、文部当局も趣旨を了承し、さらにこれが実現方について具体的に検討を進めることを約束した。

6. 昭和47年度予算に関する要望書について  
(資料6)

去る10月1日、昭和47年度予算に関する要望書を文部大臣、大蔵大臣に対し提出し、両省事

務次官に説明するとともに、とくに文部当局に対し、教官および職員の定員削減の割当ならびに運用に際しては、弾力的かつ慎重に取り扱われるよう善処方を併せて要望した。

以上の要望書等については、とりあえず文書をもって各学長宛報告したが、この際改めて理事会のご了承を得たい。

7. 大学問題に関する文部当局との懇談会について

当面の大学問題に関し、去る10月26日国立大学協会と文部当局との懇談会を開催し、会長、両副会長、在京理事および上京中だった飯島理事にも同席願って、高見文部大臣、渡辺、村山両次官その他の文部省幹部と大学改革問題、各種要望事項等について意見の交換を行なった。

8. 国立大学教員の待遇改善等について大学側と人事院との懇談会開催予定について

国立大学教職員の待遇改善等について、来たる11月16日を予定し大学側と人事院関係者との懇談会を開催し、会長、近藤第6常置委員長、馬場、隅谷両第6常置委員が出席し、佐藤人事院総裁、佐藤、島田両人事官、増子事務総長、尾崎給与局長と懇談を行なう予定である。

9. その他特別委員会の委員選定等について

会長より、前理事会以後の特別委員会の異動について、つぎのとおり報告があり、承認された。

(1) 新設大学拡充特別委員会（協議）

旧	新
秋月 康夫（群馬大）	町田 周郎 （同大事務取扱）

(2) 教養課程に関する特別委員会（協議）

旧	新
秋月 康夫（群馬大）	第2常置委員長
松本 賢三（大阪教育大）	高橋 陸男

(事務取扱) (同大事務取扱)

(3) 入試調査特別委員会(協議)

旧 新

秋月 康夫(群馬大) 第2常置委員長

(4) 入試期特別委員会(報告)

① 学長委員

旧 新

秋月 康夫(群馬大) 第2常置委員長

稲荷山資生(奈良教育大) 井上智勇(同大)

飯島 宗一(広島大) 力武一郎(山口大)

倉田 貞美(香川大) 山岡亮一(高知大)

② 教員委員(新規)

松永藤雄(弘前大), 続有恒(名古屋大), 菅好雄(岡山大)

(5) 教員養成制度特別委員会(報告)

① 学長委員

旧 新

中川 秀恭(北海道教育大) 船山謙次(同大)

稲荷山資生(奈良教育大) 岸田 武夫(京都教育大)

② 教員委員(欠員補充)

岩下新太郎(東北大), 野村敬造(金沢大)

末吉梯次(広島大), 小野潤(大分大)

10. 第50回総会等の期日・会場等について

事務局長から、つぎのとおり報告があり、了承された。

- (1) 期日 昭和47. 6. 19(月) 総会第1日  
" 6. 20 " 第2日  
昭和47. 6. 21(水) 文部省招集  
学長会議  
" 6. 22(木) 事務連絡会  
議

(2) 場所 国立教育会館

11. 地区別教員委員および専門委員数調

事務局長から、昭和46年11月1日現在の標記委員数について配付資料(14. 地区別教員委員および専門委員数調)によって学長数(75名)より多くなっている旨説明報告があった。(教員委員40名, 専門委員70名)

II 協議事項

1. 第49回総会日程について

会長より、11月24日、25日の両日薬業健保会館において開催される総会日程について配付資料4により、説明があり、議事の進行上同日程中「3. 議事」の(1)と(2)の順序を入れ替えて協議することを了承された。

2. 学長懇談会について

会長より、学長懇談会は、配付資料4に記載してあるとおりの申し合わせによって従来から開催しており、その趣旨によって今回は総会第2日目の午後1時から当総会場において開催することになっている旨報告があり、了承された。

3. 保健体育審議会の「中間報告」に対する意見について(配付資料8)

このことについては、会長よりさきに、文部省に設けられている保健体育審議会より「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について(中間報告)」について、当協会の意見を求められてきたので、当協会の教養課程に関する特別委員会において審議した。その結果、①本来この種の中間報告に対する意見は総会の承認を得る必要があるが、同審議会の本答申の期日が切迫しているため、本日の理事会で了承を得られれば、教養課程に関する特別委員会の名をもって意見を提出したい。②また、意見を述べる際には、これについての各大学の意見をきく

必要があるが、たまたま、今回の意見の内容がさきに当協会の公表した「大学問題に関する調査研究報告書」に述べられている意見の上に立っているものであるので、とくに各大学の意見をきくことを省略させていただいた。後刻この問題については当該委員長より、詳細に報告了承を求められると思うが、以上の取り扱いについて予めご了承を願いたいと述べられ、了承された。

#### 4. 学寮問題について(広根第3常置委員長欠席につき代理として柳川第4常置委員長報告)

第3常置委員会および第4常置委員会においては、前総会以後主として学寮問題について検討してきたが、このたび、別紙資料5「学寮に関する調査研究報告(案)」(未定稿)のとおり一応の報告(案)をまとめたこと、ならびにこの報告(案)は、一応の中間報告であって、各大学の参考に資するのが目的である旨説明があり、その審議の経過と内容の概略について説明があり、本日承認が得られれば、総会で審議を願い、総会でも承認があればこれを各大学へ送付して意見を伺い、その意見を基にしてさらに検討し、できれば明年6月の総会に諮り了承を得れば発表をしたい考えである旨説明があり、この報告(案)をめぐって種々意見の交換や質疑応答があったが、その主なる点はつぎのとおりであった。

- 大学として最も関心を持って知りたいことは、学寮のあるべき理想像ではなく、現実はどうすればよいかということである。
- アンケートに対する各大学の意見は、必ずしも大学としての意見ばかりではなく、例えば学部の意見、個人的な意見、学生部長の意見等がかなりの部分あるのではないか。
- 報告(案)にある集計は、大学からの回答

だけを集計したので、学部、個人等からの分はとり除いた。委員会としては、一応まず、意見調査をすることを目的としたので、現状調査については改めて考えることとしている。

- アンケートのとり方に問題があるので、そのとり方についても検討を要するとの意見もあるが、今回のアンケートは、意見の調査であって現状の調査ではないことを最初の依頼状にも記入されてある。委員会としてはアンケートの結果は、それを尊重してそのままとめたものである。
- この問題は、早急に結論を出す必要もないと思われるので、慎重に審議し、最初に発表する場合は、中間報告とか第1次報告として、数字も生のまま発表する方がよいように思われる。
- 報告(案)の中の数字は、ある程度出した方がよいと考えてもり込んだが、これは内部的資料の数字として考えてほしい。なお、報告(案)の全体を通読の上、問題点があれば指摘していただきたい。
- 〇管規程の炊夫の問題などかなりデリケートな問題がある。現実的にどう扱うか、その扱いが難しくなることも考えられるので、そんな点も考えてほしい。
- この調査研究報告(案)は、筋道なり、方向性について何らかの参考になるような資料をと考えたもので、ねらいは結論を出すことではなく、むしろ各大学で考えてもらう資料とする。その意味で若干の効果を考えてまとめたものである。
- この報告(案)は、全体的に見て、あまり参考にはならないようだ。第Ⅱ部には、かなり意見が入っているが、しかしはっきりしたところがなく、また、第Ⅲ部は、極めて常識

的なものであって、抜本的なことには殆んどふれていない。

○ 報告(案)は、初めの原案にはかなりはつきりした見解をもち込んだが、小委員会・委員会で何回か検討の過程で、削除した点も多く、不明確になった点もかなりあるようになった。改めてアンケートをとることになれば、どんな形でとるか後日協議のうえ決めたいと思う。

○ この報告(案)は、中途はんぱの感じで、このまま総会へ提出し、各大学へ送付することになれば、かえってトラブルを起させる心配もある。特は第Ⅲ部の箇所は working group でもつくって徹底的に検討してまとめたらどうか。これを出すなら、修正したものにした。

大略上記のような意見の交換があったが、最終的には、この報告(案)は一応今回の総会に提出し、討議を願ったうえ、その意見によって各大学へ送付するかどうかなどその処理をきめて貰うこととするが、理事会の意見としては、この報告はこのまま各学長限りの参考資料に止め、これを各大学に流して意見をきくことは、かえってトラブルを生ずるおそれがあるので、これについては否定的の意見であった。結局本日の理事会としては、総会の論議の結果に任せることとした。なお、この報告(案)は、目下のところ理事会構成員だけの秘扱いとすることとした。

#### 5. 各委員会委員長報告

会長より、前総会以後の各委員会の審議状況ならびに総会での報告および協議事項について順次報告を願いたい旨述べられ、各委員長よりつぎのとおり報告があり、それぞれについて協議が行なわれた。

#### ① 第1常置委員会(宮島委員長報告)

第1常置委員会では、今回の総会には前総会以後、中教審答申の「第2編 今後における基本的施策のあり方」に対する意見を各大学へアンケートによって照会し、その回答を基にして小委員会および委員会で検討を重ね、目下そのとりまとめを行なっている段階であるので、その旨の中間的報告を差し当たり口頭をもって報告する程度にし、今の段階では公表しないつもりである。第2の問題は、さきに公表した第1常置委員会「見解」の中にも新しい提案があるので、それについても検討している。重要な問題として考えているのは、今後の大学改革の問題である。引き続いて検討をするつもりであるが、今後どのように進めていくか、また、この問題は第1常置委員会のみでなく他の委員会とも協力して慎重に検討をしていきたいと考えている旨報告があり、なお、中教審答申第1編に対する国大協の意見が反映されていないようだが、第2編については、国大協に相談するよう申し入れるべきではないかとの意見が出され、もし国大協として聞かれた場合の腹を決めておく必要があるのでは、そこまでの意見は考えるようにしたい、と述べられた。

ついで、上記の問題とは別に会長より最近文部省より放送大学について大学側の協力を得たいとの申し越しがあったが、この問題は第1常置委員会でどう取り扱ったらよいか等検討して見て貰ったらどうかとの意見があった。

#### ② 第2常置委員会(委員長未決定につき中村理事報告)

共通第一次入試(入試調査特別委員会)とⅠ期・Ⅱ期(入試期特別委員会)の問題とも関連して、第2常置委員会としては目下内申書の取り扱いをどのようにするか、等について検討中

である。内申書と入学後の成績との相関調査について名古屋大学の状況をきいたが、なおその他の大学について追跡調査を検討してはとの意見がある。大学で有効に使う方法などについても検討したい旨の報告があった。

### ③ 第3常置委員会

#### (1) 学寮問題について

この問題については、前記「Ⅱ 協議事項」の(4)に柳川第4常置委員長より述べられたとおりであるので報告を省略。

#### (2) 大学卒業予定者の就職あっせん時期について（事務局長説明）

このことについては、例年のとおり国・公・私立大学および他の関係諸団体の間で数回にわたり懇談会を開いて協議したが、来年も大体において本年どうり事務系・技術系とも7月1日から就職あっせん事務を開始することにしたいとの意見が多かったと懇談会の状況報告があり、会長より本協会としてもその線にそってはどうかと諮られ、了承された。よって、総会にも第3常置委員長よりこのことを報告し、了承を求めることとした。

### ④ 第4常置委員会（柳川委員長報告）

前総会以後、学寮ならびに職員厚生の問題のほか、主としてつぎの3点について検討した旨報告があった。

#### (1) 学生の災害補償について

この問題については、前総会後も引き続いて検討しているが、まだ結論は出ていない。最終的の結論がまとまり次第、関係当局へ要望書を出そうと考えているが、この問題は文部省でも最近積極的に検討を進めて（文部省は国・公・私立を含めて）いるので、実現性が見込みがかなりあるように

なった旨を報告した。

#### (2) 共同利用研修施設について

さきに当協会より要望書を提出した、上記施設の問題については、その後文部省においては積極的に検討しており、予算化するよう目下努力中である。

#### (3) 育英資金の拡充について

この問題については、まだ検討中の段階であるが、目下育英奨学資金の拡充をはかるとともに銀行ローン扱いについても検討をしている。

### ⑤ 第5常置委員会（後藤委員長報告）

さきに提出した「大学教育における国際交流を活発にするための予算措置に関する要望書」については、その後文部省においては、要望の趣旨にそって予算を増やす方向で検討中であり、学生派遣数も来年度においては国立大学から50名程度、公・私立大学から30名程度は見込むよう検討中であり、また、外国人留学生の増員、外国学生とのセミナー開設、tutor 制度等についても目下文部省では予算化するよう大蔵省との間で折衝中とのことである。

なお、本常置委員会としては留學生問題は、再検討の必要もあるので引き続いて検討をしていきたい。

以上の報告があつてのち、委員長より「日本学術振興会」から同会の事業内容を各大学でよく知って貰うようPRしてほしいと申し出があつたが、総会は時間的にも、また他との関係もあり、便宜上第5常置委員会が代って説明することとなったので、今総会に資料を配付して説明することとした旨説明があり、了承された。

### ⑥ 第6常置委員会（近藤委員長報告）

委員長より、つぎの問題について報告があ

り、続いて協議が行なわれた。

(1) 要望書の提出について

「昭和47年度予算に関する要望書」（資料6）と「国立大学の定員確保に関する要望書」（資料7）は、関係省庁へ前者は10月1日に、後者は10月30日に提出した旨報告があった。（会長より報告）（午前において）

(2) 給与に関する調査会（協議会）設置について

このことについては、7月頃文部省に対し、要望書提出後の状況を確認したところ、9月頃おそくとも秋頃までに発足したい考えであるとのことであったが、その後沖縄国会その他重要問題が山積のため、進捗が見られず今議会終了後になる見込みとのことであったが、それが早春に発足したいとのことである。しかし、来年度の概算要求には調査会（協議会）を設置するよう予算（調査費）を計上して実現の準備をすすめているとの報告があった。

(3) 授業料増額についての要望書について

予てから授業料の性格論について、馬場委員に作案をお願いして、これを中心に小委員会および委員会で検討してきたが、このたび授業料値上げが新聞紙上にも報道されるに至ったので、別紙資料「国立大学の授業料増額について（要望）」のとおり要望書（案）が、理事会において決定されたので、授業料の性格についても急ぎよこれを取りまとめ、要望書に添付することとし、特に急を要する状況であれば総会前でも、時期をみてこれを提出することを会長に一任した。

(4) 定員削減問題についての補足説明

このことについては、会長よりつぎのような意見があった。

文部省の要求どうりすっきりした削減はできにくい大学もあるので、その点をはっきり出してはとの意見もあったが、このような場合、実際上の取り扱いには幅をもたせるようにしたいと思う。

⑦ 医学教育に関する特別委員会（清水委員長報告）

本委員会では、目下医学教育に関する問題点を検討しているが、このたび、医師養成の拡充の目的をもって医学部学生の増募を計画し、これに伴い予算的には学部の講座の増設を行なう噂があるが、全国立大学医学部長会議では、講座の増設により学生定員増の代償とすることは、当該講座以外の教官の負担を増すことになるので、各講座ごとに均等に定員を何人かづつ増員するよう、できればこのことを要望してほしいとのことであったので、当委員会で検討の結果、教官の増員等の裏付けのない定員増の引受けは教育上すこぶる支障があるので、別紙（資料9）のとおり要望書を提出することとし、その案を作成した。よってこの案の検討を願い、理事会の了承を得られれば、総会に諮って国立大学協会として提出してほしい旨の説明があり、これに対し二、三の質疑応答があつて討議の結果、総会に諮って措置することに了承された。

⑧ 図書館特別委員会（加藤(六)委員長報告）

当委員会では、目下「大学図書館予算と図書館学の増強に調する問題」について、各大学にアンケートをとり、その回答を集計して意見のとりまとめを行なっている。未だ検討中の段階であるが、来年度予算の概算要求には間に合うよう3、4月頃までには意見のとりまとめを終

らせたい。なお、今総会には口頭で検討状況の中間報告を行いたい。

⑨ 教養課程に関する特別委員会（今西委員長報告）

(1) 当委員会は、目下一般教育と外国語教育に関する現状調査を各大学へアンケートによって行なっていた。未だその実態状況の集計をとりまとめ中の段階であるが、総会までには一応の集計もできる予定なので、了承を得られるならばその結果をプリントして総会に配付して説明し、今後も引続いてこの集計結果に基づいて検討をしたいと考えている。

(2) 保健体育審議会の「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について（中間報告）」について

このことについて国大協としての意見を求められたので、当委員会の意見として、別紙資料8のとおりまとめたが、会長よりも報告されたとおりここに述べた意見の内容は、さきに国大協が公表した「大学問題に関する調査研究報告書」に述べられている意見の上に立っているものであり、またとくに締切り期限が切迫していたので、各大学の意見を聞くことを省略した旨並びにその内容について説明があり、討議の結果、総会には追認を願うこととして至急本案のとおり回答し、各大学へはこの旨文書をもってお知らせすることとして、了承された。

⑩ 入試期特別委員会（和達委員長報告）

当委員会では、第2常置委員会から示された入試期の組み替え案とA、Bの2グループ組み替え案等について検討中の段階であり、もう一度各大学の意見を伺ってはどうかとの

線で検討している。今総会には中間報告として検討状況を報告する考えである旨報告があり、アンケートすることについては、了承された。

⑪ 入試調査特別委員会（前田委員長報告）

当委員会では、目下共通第1次入試の問題について前向きに種々の問題点をとらえ、あるべき姿、利害得失、実施する場合の問題点等について共通理解を深めるための意見の交換を行ない、今後の検討の進め方を検討中で、基本的な点を整理している。したがって今総会には、前総会以後の検討状況について経過報告をすることとした。

（ここで、会長所用のため退席、和達副会長が代って議事続行）

⑫ 教員養成制度特別委員会（飯島委員長報告）

委員長より、別紙資料10.11により、本年7月14日第1回委員会開催以後、さきに発表した第7常置委員会の中間報告をふまえて、新しい当特別委員会の設置を見た趣旨にそうべく、教員養成問題について基本的に検討の作業をすすめている。これまで主として検討してきた問題点は開放制の問題、教職そのものの専門性、いわゆる一般大学と教育系大学・学部の相関およびそれぞれの教員養成におけるあり方、教員免許制度、附属学校、教員の研修制度等の問題がある。今後は、広く諸大学の意見を集約しながら教員養成問題について基本的理念、根本的主張を明らかにするようつとめるとともに、諸大学が当面している具体的問題についても現状を十分把握して、その改革ないし改善について、国立大学としての見解をとりまとめた。

国大協としては、できれば来年5月頃公表を予定されている教養審答申の時点以前に、

見解を表明したいと考え、その時点を目標に報告案作成の作業をすすめている。もし来年の6月の総会以前に表明する必要が生じた場合は、理事会の承認を経て進めることをご了承願いたい。なお、この作業をすすめる場合、別紙資料11のとおり、各大学とくにさきの「中間報告(案)」に対してあまり回答が寄せられなかった教育系大学・学部以外のいわゆる一般大学・学部からの意見をうかがい、検討の資料としたいのでアンケートをとりたい。この場合、大学単位でまとめる建て前であるが、このアンケートは、性格からしても学部毎のほか大学の意向もうかがいたい。また場合によっては、第二次のアンケートも考えている。その点も了承を得たい。とアンケート案の説明があり、了承された。

⑬ 教職員の厚生等に関する特別委員会(事務局長報告)

事務局長より、保育所の問題については、文部省としても実現すべく検討するとのことである。また予て検討中の教職員用の食堂・集会所売店等の拡充、新設の場合の基準坪数の件は、その後文部省においても特に基準はないが、実際には考慮に入れて実施するつもりであるとのことであり職員と学生を含めた合同食堂の新設を前向きに検討中であるとの報告があった。

(6) 国立大学協会の事務室増築について

事務局長より、現在国大協の事務室は極めて狭隘で執務上支障を来しているので、つぎのような計画で増築を考えたいので、未確定のものであるが確実な見込みがつけば、建てることおよび会費の増徴、寄附金または借入金について予めご承認を得たい旨を述べたのとおり説明され、承認された。

増築坪数 10坪3合4勺

予 算 約600万円

財源は、目下のところ低利の借入金、各大学から会費として(大規模大学から10万円程度、小規模大学から1万円程度)で平均して1大学4万円程度をお願いできればと考えている。なお、この問題は東京大学および文部省とも協議了承を得なければならないことになっている。

(2) 第49回総会議事要録(第1日)

日 時 昭和46年11月24日(水) 午前10時~午後5時

場 所 薬業健保会館

出席者 各国立大学長

説明員 総山、三島各専門委員

加藤会長から、開会の挨拶があったのち、本日オブザーバーとして出席された琉球大学の高良学長の紹介があった。

なお、山梨大学から西尾教授が、大阪外国語大学からは林図書館長が、また、奈良教育大学からは石戸谷教授がそれぞれ代理出席された旨、併せて紹介があった。

ついで、事務局から、本総会の会議資料について説明があったのち、会長から本総会の日程については、11月8日の理事会で協議の結果、別紙日程(資料3)により運営することになったが、本日は議事進行上議事の(1)と(2)の順序を変更することにしたいと述べられ、了承された。

I. 会 務 報 告

1. 学長の交替について

会長から、前回総会以後における学長の交替について、次のとおり紹介があった。

大学名	新学長	前学長
北海道教育大学	船山 謙次	中川 秀恭
群馬大学	町田 周郎	秋月 康夫 (事務取扱)
三重大学	岩本 喜一	野田 稲吉 (事務取扱)
大阪教育大学	高橋 陸男	松本 賢三 (事務取扱) (事務取扱)
奈良教育大学	井上 智勇	稲荷山資生
高知大学	山岡 亮一	久保佐土美
宮崎大学	外山 三郎	広田 輝雄

## 2. 委員長の選任について

会長から、第2常置委員会委員長には谷田お茶の水女子大学長が、図書館特別委員会委員長には加藤東京工業大学長が、教員養成制度特別委員会委員長には飯島広島大学長が、また、研究所特別委員会委員長には加藤東北大学長がそれぞれ選任された旨の披瀝があった。

## 3. 前回総会以後の主な事項の報告ならびに追認について

会長から、それぞれ次のとおり報告し、追認を求められた。

### (1) 要望書等の提出について

(a) 前回総会において採択された「大学問題に関する調査研究報告書」は、総会終了直後の昭和46年6月24日に記者会見を行なって、これを公表するとともに坂田文部大臣および森戸中央教育審議会会長に提出し、十分参考に供せられるよう要望した。

(b) 前回総会の際決議された各種要望書(「体育系サークル部室の新営について」、「国立大学共同利用研修施設(仮称)設置に関する要望書」、「大学保健管理施設の増加、充実について」、「大学の研究・教育における国際交流を活発にするための予算措置につい

て」、「保育所の設置について」、「国立大学教官等の待遇改善について」)については、第48回総会第2日目の6月25日にそれぞれ文部省、大蔵省、人事院その他関係方面に提出し、実現方について要望した。

(c) 国立大学教職員の定員削減に対する要望については、行政管理庁において事務次官の更送があったので、改めて去る7月23日岡内新次官に対し国立大学の実情について詳細に説明し、要望の実現方について重ねて要請した。

(d) 保育所設置の問題については、予てより当協会の要望してきたところであるが、去る8月24日文部省安嶋管理局長主催のもとに、これについての懇談会が催され、当協会より会長、相磯教職員の厚生等特別委員長、柳川第4常置委員長が出席し、安嶋管理局長ならびに五十嵐福利課長とともに、さきに当協会より提出の要望書を中心に懇談を重ねた結果、文部当局も趣旨を諒承し、安嶋管理局長が中心となりさらにこれの実現方について具体的に検討を進めることを約束した。

(e) 昭和47年度予算については、去る10月1日「昭和47年度予算に関する要望書」を、文部大臣、大蔵大臣に対して提出し、両省事務次官に説明するとともにとくに文部当局に対し、教官および職員の定員削減の割当ならびに運用に際しては、弾力的かつ慎重に取り扱われるよう善処方を併せて要望した。

(f) 「国立大学の定員確保に関する要望書」については、先般文部省人事課長より各大学に対し「第2次定員削減目標数の内報等について」の通知があったので、去る10月

29日急拠第6常置委員会を開催し、文部省より関係官の出席を求めて話し合いを行ない引き続きその対策について協議した結果、要望書を提出することになり、翌30日に会長、近藤第6常置委員長および鶴田事務局長が村山文部事務次官その他関係官に面接し、要望書を提出するとともに要望の実現方について強く要請した。

なお、このことについては、今月15日から文部省において定員削減にあたって各大学の事情聴取が行なわれる関係もあったので、各大学に対し、要望書に添え当日の第6常置委員会の議事要録を参考までにお送りし、連絡かたがた報告した。

- ⑧ 最近新聞紙上において、国立大学の授業料の増額が報道されており、今後この問題がいつ具体化するかもしれない状況にあり、予めこれについての要望書を取り纏める必要があったため、去る11月8日の理事会において、要望書「国立大学の授業料増額について」を協議決定し、提出の時期及び公表については会長に一任された。その後、新聞紙上でもご承知のとおり、大蔵大臣の国会での発言があり、当協会としてもこれについて意見を表明する必要があったので、去る11月19日に会長、馬場第6常置委員、鶴田事務局長が鳩山大蔵事務次官、大倉主計局次長、青木主計官および村山文部事務次官、安養寺審議官、須田会計課長、斎藤学生課長に面接のうえ、要望書を提出し、その実現方について強く要望した。また、この要望書については、理事会の了承は得たが、時期的な関係で総会には事後承認を得ることになった。なお、このことについては、国会その他関係方面に対

しても同様の要望書を提出するとともに、同日記者会見を行ないこれを公表した。

- (h) 文部省に設けられた保健体育審議会より同審議会の公表した「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について（中間報告）」について当協会の意見を求められたので、教養課程に関する特別委員会においてこれを審議し、意見をとりまとめた。本来この種の意見は総会の承認を得る必要があるが、同審議会の締切期限が切迫していたので、去る11月8日の理事会に諮り了承を得て、教養課程に関する特別委員会の名をもって11月8日付で文部省に提出した。また、この種の意見を述べる際には、これについて各大学の意見をきく必要もあるが、今回の内容が、さきに当協会の発表した「大学問題に関する調査報告書」に述べられている意見のうえに立っているものであるので、とくに各大学の意見をきくことを省略させて頂いた。

- (2) 大学問題に関する文部当局との懇談会について

当面の大学問題に関し、去る10月26日国立大学協会と文部当局との懇談会を開催し、会長、両副会長、在京理事および飯島理事が出席し、高見文部大臣、渡辺、村山両次官その他の文部省幹部と当面の問題について懇談を行なった。

- (3) 国立大学教職員の待遇改善等についての大学側と人事院との懇談会開催について

国立大学教職員の待遇改善等について、去る11月16日大学側と人事院関係者との懇談会を開催し、会長、近藤第6常置委員長、馬場、隅谷両第6常置委員等が出席、佐藤人事院総裁、佐藤、島田両人事官、増子事務総長、尾崎給与局長と懇談を行なった。

#### (4) 前回総会以後の事業報告について

諸会合のほか、要望書等その他総数24件、対外活動の件11件、各国立大学への意見照会は4件、資料・連絡強化等は9件、会報発行は2回であった。(配付資料9事業報告書参照)

以上の会務報告のうち、「昭和47年度予算に関する要望書」、「国立大学の定員確保について(要望)」、「国立大学の授業料増額について(要望)」、「保健体育審議会の「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について(中間報告)」についての意見』の提出については、異議なく追認され、他はいずれも了承された。

## II 議 事

### 1. 第4回国立大学長懇談会について

資料3の総会日程をお諮りした際ご了承を得た学長懇談会においては、当面の諸問題について自由な懇談を行ないたいと思う。進行係は前例により会長と両副会長が当たることにしたい。文部省側の出席は、大臣、次官をはじめ各局長、官房長その他関係官の予定である。なお、この懇談会の運営その他について、ご意見があれば承りたい。と述べられたが、この点は会長に一任することとした。

### 2. 各委員会委員長報告

各委員長から、次のとおり報告がありそれについて次のとおり審議された。

#### (1) 第3・第4常置委員会合同会議(柳川第4常置委員長)

第3・第4両常置委員会の合同で昨年以來検討してきた学寮の問題について柳川第4常置委員長よりつぎのとおり報告があり、続いて質疑応答や意見の交換が行なわれた。

本年6月の総会において「学寮に関する調査研究報告(案)」(以下「報告案」という)を附議した結果、この問題は重要なことであり、ま

た、いろいろと検討すべき問題点もあるので再検討するよう差し戻され、第3、第4常置合同委員会ならびに小委員会で再検討し、別紙のとおり「学寮に関する調査研究中間報告」(未定稿)(以下「中間報告」という。)を作成した。については、その内容および取り扱いについてご審議願いたい、その前に立案の経過、内容について三島専門委員にご説明願うことにしたい。と述べられ、三島専門委員より、その審議の手順、内容についてつぎのとおり説明があった。

本中間報告については、第3、第4常置合同委員会の各委員及び専門委員から文書で意見を提出してもらい、それを基に基本的な考え方を合同委員会を出し、それに基づいて、小委員会で作案した。内容的には、前の報告(案)では、㊸前書きおよび学寮に関する各大学の意見㊹学寮に関する問題点㊺現実によい結果を得るための学寮の要件の3部分からなり、問題点が重複し、理想面と現実問題が混在していたきらいがあったが、新しい中間報告は、㊸前書き及び学寮に関するアンケート調査の結果㊹学寮に関する問題点㊺学寮の未来像に関する模索及びむすびの3部分からなっており、新しく昨年5月に各大学に対し行なったアンケートの調査結果を解説して加え、また、学寮に関する現実問題と理想像に関する部分をはっきり区別して書いた。

以上の説明があつて、ついで、柳川委員長から、本中間報告の取り扱いについて、合同会議では本日の総会へ諮り、了承を得ればこれを各大学へ送付し、改めて本報告に対する意見を伺い、来年6月の総会で決定願いたいと考えていたが、11月8日の理事会へ諮ったところ、現在各大学とも学寮について様々な問題をかかえ、実情も種々なので、この際、国大協として徹底

的な案を作って中間報告を出し公表するのは、およぼす影響が大きく、学寮問題について混乱を拡大するとの慎重論が強かった。よってこの中間報告の取り扱いについては本日の総会の意見に従うことになっているとの説明があった。会長より、問題のむずかしさからこれ以上は進まないという意見が強いようであり、本問題は出発点から問題をもっていた。実態調査についても不安があった。①一応打ち切った形にする。表題は柳川委員長とも相談したい、②今日は配布の資料を回収の上、前書きをつけて、改めて送ることではどうかと諮られ、本中間報告は、学長の参考資料としてまとめたものとして、一応この形で、打ち切ることを了承し、後日、各学長に送付することになった。なお以上の趣旨により、この中間報告のうち修正すべき点があれば修正整理するなど、事後の処置は、会長、第3・第4常置委員長に一任することで了承された。

## (2) 第1常置委員会 宮島委員長

本委員会では、さきの総会の時に了承を得た方針に添って審議を進めてきたが、中教審答申第2編「今後における基本的施策のあり方」(以下「答申第2編」という。)について、各大学に意見を求め、現在検討中である。委員会としては、答申第2編についての見解をまとめたいたが、まだそこまで至っていない。また、問題は大学改革とも関連し、文部省との関連も含まれるので、大学運営協議会の所管範囲とも関連し、本委員会の審議すべき範囲をまず決めてから、本格的に作業することにした。各大学からの意見として共通な点は、

- (a) 全体的に文部省と大学との間の信頼感が十分でない。
- (b) 中教審答申には具体的方策の提示が少な

い。

- (c) 大学の自主性が尊重されていない。
- (d) 大学の格差を助長するような方策はよくない。
- (e) 行政のやり方として金は出しても口を出さないように。
- (f) 基本的教育政策の決定には、大学の意見を十分に取り入れよ。

という点である。いずれ上記の点を基礎として答申第2編に対する見解をまとめ、それについてご意見をききたいとは考えているが、それはもう少し時間をかけた上にと考える。答申を具体的施策として行政化する動きが出てきた時、国大協としてそれにどのように対応するか、また、各大学の意見として答申を批判する意見が強いが、積極的提案は少ない。さきに大学運営協議会の作成した調査研究報告書では、新講座制や地域大学院の問題、また研究と教育との機能的分離などの考え方が出ており、今後これらをつめていくことが必要であると思われるが本日の総会の意見を参考として考えていきたい。第1常置としては先ず今回の意見をまとめそれを各大学に送付して意見をうかがい、できれば次回総会までには結論をまとめたいと考えている段階である。

以上の報告に対して会長より、この問題は慎重にしなければならないが、もし文部省側で新しい方向を打出された場合、何か急に意見を出すような必要がある時は理事会等に相談したいと述べられ、了承された。

## (3) 第2常置委員会 谷田委員長

本委員会では、7月以降内申書問題について検討しているが、内申書の取り扱いは、各大学・学部によって異なり、現在の段階では、各大学に実情をきくのも無理のようなので、受験成

績と内申書の成績および入学後の成績の相関、また、内申書の学校差の問題等基礎的なことを研究しておるので、各大学で内申書と入学後の成績との相関等調査したものがあつたら、資料として提出等ご協力をお願いしたい。

(4) 第3常置委員会 広根委員長

本委員会では、先程報告のあつた「学寮問題」のほか来年度卒業予定者の就職推薦開始時期について検討し、国公立大学団体関係者からなる大学卒業予定者就職問題懇談会でも数回話し合った結果、本年度新しく申し合せた事務系・技術系とも7月1本の線で来年度も行ないたいということで、ほぼ了解されている旨報告があり、会長よりこの方針でよろしいかと諮られ、了承された。

(5) 第4常置委員会 柳川委員長

本委員会では、種々検討しているが、㊸保育所の問題については、教職員の厚生等に関する特別委員会からの要望の中に大学院学生その他のことも含めて処理されるようお願いし、㊹保健管理センターについては、例年のとおり拡充策を検討し、㊺学寮に関しては、「学寮に関する調査研究報告」（未定稿）を作り、先程報告し、総会の議で了承された線で処理するが、今後改めて基本的立場から学寮問題に取り組むことを第3・第4常置委員会合同会議で確認した。㊻奨学金については、育英資金の増額について取り組んでいる、また、銀行ローンを利用した奨学金制度の取り入れを前向きに検討し、㊼共同利用研修施設については、さきに要望書を提出したが、文部省も前向きに検討しており、多少予算化の見通しもあるので、各地区からさらに要求を出していただき、その実現化にご協力を得たい。㊽研究及び正課の中における災害補償の問題については、保険会社の計数を基に

文部省とも相談し、前向きに考えられているが、公私立大学にもおよぶ問題であり、その調査を行なう予算もつく予定だが、学生が全額国庫負担の補償を要求する動きも一部にあり、また、大学と保険会社との中間にパイプとなる機関を置き運営することも具体的に考えられているので、ご了承を得たい。

(6) 第5常置委員会 後藤委員長

本年6月の総会で留学生の問題について検討要望を行ない、外国人留学生を受入れた場合の給与等については、画期的な改善の実現を見たが、今後は日本から留学生を出す場合のことについても考えていきたい。については㊾留学生受入人員の増員㊿チューター制度の導入による指導教官の待遇改善㊿アジア諸国の学生の国際的交流セミナーの実施㊿私費留学生の医療補助㊿非常勤講師制度の根本的検討調査と待遇改善㊿大学間の単位互換と教官の交流等を検討していく予定である。

なお、資料No.11は、日本学術振興会から、配付説明を依頼された資料であり、便宜上私が説明するが、日本学術振興会が昭和42年度から特殊法人として発足し再び科学研究費の補助の仕事を行なうようになった経緯等ご理解願うとともに、日本学術振興会は、日米科学協力事業および流動研究員、奨励研究員等の事業を行なっており、本委員会の要望している問題も日本学術振興会の事業を活用することによりかなり実現しうるので今後一層ご活用願いたい。

(7) 第6常置委員会 近藤委員長

本委員会では、次のとおり検討活動を行なった。

(a) 教官の待遇改善の問題について、前総会で了承を得て要望書を関係方面へ提出した。要望書の趣旨は、(1)根本的改善のための調査

会の設置、(ロ)中堅教官の大幅待遇改善、(ハ)大学院調整手当の増額、(ニ)指定職の範囲の拡大と定数増、(ホ)研究補助職員の給与改善であるが、調査会の設置については、文部省としても具体的な立案を検討中である。

(b) 昭和47年度予算に関する要望書については、9月14日の第6常置委員会で文部省の安養寺審議官等関係官から、昭和47年度概算要求重点事項について説明をきいた後、要望書を作成し、10月1日文部大臣、大蔵大臣にこれを提出し、両省事務次官に説明するとともに要望した。本年度要望書に新しく加えた点は、(イ)職員の増員、(ロ)医学教育の充実、(ハ)国際交流経費の増額(ニ)共同利用研修施設の設置等である。

(c) 定員削減問題については、10月18日文部省から、各大学あて「第2次定員削減目標数の内報等について」通知があったので、急拠10月29日委員会を開き、当局から説明を聞いた上「国立大学の定員確保に関する要望書」を作成し、翌10月30日関係方面に提出し要望を行なった。要望書の趣旨は、(イ)定員削減にあたっては、弾力的な運用をはかられたい。(ロ)大学院要員、図書館要員、研究機器保持要員等の増員をはかられたい。(ハ)定員問題の取り扱いについては、あらかじめ国大協の意見を十分に聴取されたいということである。

④ 授業料の性格については、前総会で検討を要望され、7月以降馬場委員が中心となって作成したメモをもとに検討していたが、最近の新聞紙上で授業料の増額が報道され、増額の動きがみられたので、本委員会で急拠これについて要望書を作成し、11月19日関係方面へ提出するようになったので、授業料の性格についても11月16日の委員会で審議し、前記

要望書と共に関係方面へ提出し、公表した。については馬場委員から授業料の性格について説明を願うことにしたい。

#### 馬場委員説明

授業料の性格については、その使用料の意味と授業料値上げの根拠について問題となる点を検討した。その要旨は、国立大学の授業料は「営造物」の供給費用を回収するために徴収される対価ではなく、また、受益者が負担すべきものと断定しえない。(ロ)国立大学による教育を教育投資とみれば、国民的資質の開発を目指した公共投資の性格が強く、将来得られるであろう私的利益と関連させて授業料の水準を論ずるのは適当でない。(ハ)結局、授業料は内容的な使用料でなく、形式的な使用料であり、学生に対し大学の施設及びサービスを有効に利用すべき社会的責任を遂行する意思を定期的に確認するために徴収される「使用料」とみるべきである。また、授業料の水準等については、一義的に決定するような客観的な基準をあげることは困難であり、教育の機会均等の理念に即し大学の有効な管理運営を配慮しながら、政策的に決定していくほかはない。(ニ)授業料値上げについて、国立大学と私立大学の授業料の格差、育英資金の増額、家計所得の増大を根拠とする論があるが、これらも賛成しえない。

以上のようにその内容と考え方について説明があつて、これに対して、大学の性格、学生の位置づけ等について質疑応答があつた。

#### 3. 琉球大学からの協力依頼について

高良学長から、琉球大学は昭和47年度から、国立に移管されることを予想して教員の整備充実にあつてきたが、とくに短期大学部については、その整備が十分でないので、適当な教官の希望者の推薦についてご協力を得たい旨説明

依頼があった。

#### 4. 特別委員会委員長報告

各委員長から、次のとおり報告があり、了承された。

##### (1) 医学教育に関する特別委員会 清水委員長

本委員会では医学教育の改革に関する問題点を種々取り上げて検討をしているが、10月27日委員会を開催し大学院に関する問題を検討し、また、当面の問題として国立大学医学部学生の定員増について検討し、別紙のとおり要望書を作成、本日総会へお諮りした。その趣旨は医学部の学生定員増については、単に1,2の講座増で処理することなく、学生20名の増員につき最少限度⑧教養課程においては教授、助教授または専任講師2名以上及び実験助手1名⑨専門課程においては、既設1講座当り専任講師1名以上の増員を要望し、なお、事務職員の増員についても考慮されたいということである。以上のとおり別紙要望書(資料12)を朗読の上趣旨の説明があつて承認され、明日、文部省、大蔵省等関係方面へ出向き要望書を提出することとした。

##### (2) 図書館特別委員会 加藤(六)委員長

本委員会では、「大学図書館予算および図書館学の拡充強化に関するアンケート」調査を8月に行ない、目下その回答のとりまとめ作業を行なっている。近日中に全大学からの回答が集まるのでそれを待つて全体的なまとめをする予定である。今までの調査では大体において次の3点については各大学の意見が一致しているようである。

- (a) 各大学とも図書館学拡充の必要性を認め、講座、科目の必要性を認めている。
- (b) 大学の経常費の中に占める図書館予算の割合が案外低い。
- (c) 図書館予算の組み方は自立的な運営ができ

るよう別建の組み方をしてほしい。

アンケートの集計がまとまったら各大学にご報告するが、場合によっては追加アンケートをお願いするので、その際にご協力をお願いしたい。

##### (3) 教養課程に関する特別委員会 今西委員長

本委員会は、一般教育と教養課程のあり方についてはすでに報告をしているが、今までの報告はいわば理想像であるので実情とその差を縮めるよう努力をしており、その一つとして各大学に一般教育・教養課程ならびに外国語教育の実情調査のアンケートを行ない、その回答を取りまとめて、資料No.13, No.14のように実情調査報告書を作成した。この内容は貴重な資料なので、今後はこの報告を資料として問題点を拾い上げ意見のとりまとめを行ないたいと考えている。ご意見があつたらお知らせを願いたい。(実情調査報告の所要部数を各大学から知らして貰うこととした。)

##### (4) 研究所特別委員会 加藤(陸)委員長

本委員会では欠員になっていた委員長の互選を行ない、委員会の構成を若干改めた。また、今後審議すべき問題点について協議し、a)附置研究所問題のほか各種研究施設の問題b)共同利用研究施設とくに大学に基礎を持たない研究所の問題等、全国研究所長会議等とも連絡をとり、検討していくことにしたいのでご協力を願いたい。

##### (5) 教職員の厚生等に関する特別委員会 相磯委員長

本委員会では、保育所設置の問題について先程、会長が報告されたように前総会の了承を得て関係方面へ要望書を提出したが、その後文部省と懇談会を開き、文部省も積極的に検討しているとのことなので、今後促進をはかっていき

たい。なお、その他教職員の食堂、集会所、売店等を設けることについても今後、基準等を検討し設置を要望していきたい。

#### (6) 入試期特別委員会 和達委員長

本委員会は一時休止していたが、本年6月から再開された。その際、第2常置委員会の提出案による「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針」が承認され、それに基づき審議してきたが、根本原則を決めないと審議は進まないで、(a)全国一斉実施案(b)一定期間内個別実施案(c)第1・第2志望制度案等種々検討し、結局、学生に2回受験の機会を与えるという前提のもとに、前期・後期を交替する組み替え案について目下検討を行なっている。また、この実施には事務量の増大が問題になるので、これを防ぐため前期校に合格したら後期校を受験させることができるかどうかまた、前期・後期の組み替えによるメリット、デメリット等について種々の角度から大学の意見を伺い、これを積み上げて成り立ち得るかを検討している。まとまったら各大学に照会してその意見を伺うこととしたい。

#### (7) 入試調査特別委員会 前田委員長

本委員会では、本年6月の総会后、全国共通第一次入学試験の方法と可否について検討したが、議論が進展せず、共通試験の具体的な姿(例えば試験期日、試験科目、二次試験との組み合わせ、内申書との関係)について共通の理解をもつにはどうしたらよいかについて議論をした。一方、昭和48年度から高校の学習指導要領が改定される見込みなので、それについて文部省の西崎高等学校教育課長から説明をきき、それと共通試験との関連も検討し、ともかく小委員会を設け試験実施の機関、試験の費用、コンピュータ導入の問題等も残っているが先ず現

在までの議論を小委員会で整理中である。

#### (8) 教員養成制度特別委員会 飯島委員長

教員養成制度については、中教審答申でもふれられており、また、教育職員養成審議会でも明年5月に答申を行なうよう作業中であり、国大協でもさきに第7常置委員会で教員養成制度についての中間報告案を作成した。教員養成は開放制で大学において行なうという基本的な点は一致しているが、一般大学、教員養成大学・学部それぞれに問題があるので、今後(a)開放制(b)教職の専門制一般大学と教員養成大学の相関(c)教員養成のあり方(d)教職免許制度(e)附属学校(f)教員の研修の問題等理念と具体的改善について検討し、見解をまとめた。見解がまとまったら各大学の意見を伺う予定であるが、見解は教育職員養成審議会の答申が出る前に発表されるのが望ましいので、そう判断された場合は、これに対応して、明年の総会以前に理事会の了承を得て発表することもあり得ることをご了承したい。なお、現在、一般大学・学部にアンケート調査を施行中なので、これをまとめるが、必要あれば教員養成系大学・学部にも実情把握のアンケート調査をお願いするのでご協力をお願いしたい。会長より、教養審の発表に合わせて、もしそれ以前に発表する必要が生じた場合の措置について了承を求められ、承認された。

#### 5. 次回総会の日程について

会長から、第50回総会を昭和47年6月19日および6月20日に国立教育会館で開催したい。また、同じく6月21日文部省招集学長会議が、6月22日事務連絡会議が開催される予定である旨述べ、了承された。

#### 6. 国立大学協会事務局の建物拡張について

事務局長から、現在国大協事務局は50余坪あるが、会議室および資料倉庫が不足しているの

で、東京大学に土地使用の了承を得たうえ、事務所の建物を約20坪程増築したい。建築費用は約600万円であるが、半分の300万円は寄付金と、それが集まらない場合は低利で年賦返済の借入金で都合し、残りの300万円は各大学の来年度会費納入額に按分比例して上積みしご負担をお願いしたい。と説明があった。ついで、会長より、もし、東大で認めるなれば、この方針でやりたい。金の調達など実際に実施段階に入れば、理事会に諮り了承を得れば次回総会で追認を得たいと考えている旨補足説明があり、了承された。

#### 7. 大学改革について

会長から、昭和44年秋の総会で各大学における大学問題の改革についての申し合わせ(資料15)をし、その申し合わせの(1)のような大学個々の問題については、各大学で行なっているようであるが、国大協として取り扱う(2)ないし(3)の大学共通の問題については、正式にはまだ1件も国大協で取り上げ審議してほしいとの申し出はない。しかし、各大学でこれに関連する改革を行なう場合、国大協としては手続の面でどのように取り上げていくか、特に法令その他制度上各大学に共通の問題については個々の大学で独自に行なうわけにもいかないの、国大協として取り上げるべきであるが、その場合文部省等との手続的な問題をどうするか、また、各大学で取り上げられている問題の内容的な討議、情報の交換も国大協で取り上げてしかるべきであるが、今日のところは、手続上の問題を討議願いたい。なお、これについては一応の申し合わせはあるが、今後の進め方について意見を伺いたい旨の提案があり、次のような意見の交換があった。

○ 色々な意見の中で、各大学の自主性を尊重

せよとの意見が強いが、各大学の改革を考える場合、申し合わせ事項の(2)および(3)に関連があるので、国大協の運営協議会でも取り上げて検討し、文部省とも交渉することになると思われる。この場合、その交渉結果を各大学がどのように尊重するのか、この問題をどのように処理したらよいか。文部省でも中教審答申をうけて活動し始めているようであるが、各大学も当事者として取り組まなければならない立場にあるので、このような大学改革の問題に対して議論する共通の場を設け、問題点を解明し、その議論を各大学へ戻す努力が必要ではないか。

- 文部省では、大学改革推進会議を設け、中教審答申を受けて改革を進める態勢のようであるが、今のところ幼稚園教育から進めていて、大学問題については触れておらず、国大協に対しても具体的には何の連絡も来ていない。しかし、当然話し合うものが出てくるだろうから、その点について考えておくことも必要だ。
- 大学運営協議会の報告書は、研究院等今後検討を要する問題を残していると思われるが、第1常置委員会としては、大学運営協議会の今後の進め方および活動の現況をきかなければこのような改革問題と取り組めないの、今後の進め方および現況について報告願いたい。
- 大学運営協議会は、研究部会を設けて大学改革問題を中心に検討を進め一応の報告書は出した。それ以後は休会状態であるが、必要があれば活動を開始する予定である。
- 各大学の改革試案が実施段階に入った時文部省よりさきに国大協へ問題を持ち込むべきなのか、折角持ち込んでも問題が拡散される

おそれもあり大学運営協議会で取り上げる場合の手続上および機構上の問題点を伺いたい。

- これまで正式な申し出がなかったのに、はっきりした線がある訳ではないが、各大学に共通する法令改正のような問題については、実際問題として一大学で申し出ても実現は難しい。国大協としてできるだけ各大学の意見をとりまとめて文部省に要求するよう努力し、なお意見のくい違いがある場合には、文部省に対し制度上の枠の幅の拡大解釈等を要望していくつもりである。
- 制度上の解釈の問題については、何が他大学に関連して影響をおよぼす問題か、何が法令その他制度上各大学に共通の問題かの判断に難しいところがあるし、また、各大学でやるか、全大学の合意を得たうえでやるかにも難しい問題があると考えられる。
- 国大協は拘束力をもたない。国大協として改革を抑制することはないと考えてさしつかえない。また、問題を取り上げるか否かの判断の主体は各大学にあるので、国大協としては申し出があれば取り上げ、必要があれば文部省とも協議するつもりである。
- 大学改革の問題は、各大学だけでなく医学部や教員養成を主とする学部等共通の学部の問題としても起こりうると考えられる。たとえば、教員養成を主とする学部については教大協が中心となって考えているが、国大協と全部意見が一致するとは限らない。このように、共通の学部について具体的な問題が起った場合、国大協としてはどのような措置を講じるのか。
- 教員養成特別委員会としては、教大協とも連絡をとり検討する必要はあるが教員養成の

ように一般の学部にも関連がある問題、また、総合大学のような形の中で教員養成の問題がどのように位置づけられるかという問題点については、むしろ国大協で各大学の広い意見をききながら考えをまとめ、主体性をもった主張をするつもりである。また、来年5月の教養審答申めざして国大協としても主体性をもった考えを用意しておく必要があると判断し、中教審答申の方向としても教員養成はキーポイントとして取り上げられる状態にあるので、今後慎重に作業を進め各大学の同意を得られるような基本的な範囲の主張は今後のために明らかにしておきたいと考えている。

- 特別委員会のあるものは、そこで改革問題も検討することになると思うが、ないものは大学運営協議会で検討してできるだけ意見を一致させ、必要な改正は文部省に要望していくことになる。なお、特別委員会で討議したものは理事会総会に諮ることになるが、大学共通の問題についてはできるだけ意見を一致させたい。
- 大学運営協議会の調査研究報告書は、検討を要する事項を多く残しているとの意見が出たが、第1常置委員会では、各大学の中教審答申に対する意見をきくかわら大学制度、組織に関係のある問題、たとえば、これまでの講座のような教授、助教授の区別をなくした新講座を作った場合の概算要求の方法、研究費の学内配分等現行制度をくずした場合に生じる諸問題を検討していきたいと考えている。これらは制度の問題なので、第1常置委員会で扱うのが適当であるが、地域の大学院、教員養成に関する学部の問題等大学間の問題は、むしろ、大学運営協議会で審議するのが適当であると思うが、窮屈に考えない

で、必要ならば関係の常置委員会の意見もきき、あるいは合同委員会を開き進めていくのも一つの方法であると思われるし、大学運営協議会で部会を作り進めるのがさらに適切のように思われる。また、各大学から問題が出てきた場合には、文部省から要求されるよりも積極的に文部省と話し合いの場を設け審議を進めたらどうか。

- 各大学から問題が出た時は、関係者と相談し、その問題をどこで審議するかを決める方針なので積極的に申し出て頂きたい。東大の例をあげると、大学院制度については、現在の修士2年、博士3年の積み上げ式を並列方式あるいは博士一貫にするか検討中であり、いずれ申し出るが、他にも身体障害者特に盲人の入学の問題がある。身体障害者については、入学試験、施設等の問題があり、東大だけでは処理できないので、大学共通の問題として審議して頂きたい旨申し出、現在理事会で取り上げるか否かを検討中である。このような具体的な問題を各大学から積極的に申し出てもらい、国大協としてもこれを受けとめ文部省とも話し合いの場を設けたいと考えている。
  - 東大からの身体障害者の問題については、第2常置委員会としても話し合ったが、問題が入試選抜はもちろん人的な要素、予算、施設と多岐にわたるので、今の段階で全体的に取り上げるのは第2常置としては重荷ではないかとの印象だった。しかし、問題を分析して、どこで検討するかを決めるまでは進めたい。また、先日の委員会では、理事会で特別委員会を作るようお願いしてはとの意見もあったがなお検討したい。
  - 名古屋大学では、ニューヨーク州立大学と
- 学生交換を行なうことを検討しているが、その際、単位交換が問題となってくる。現在の規程では他大学の単位は認めないことになっているが、この問題を国大協で取り上げて頂きたいと考え、まず第5常置委員会に申し入れるつもりである。しかし、この結論が出るまでには時間がかかると思われるので、実行に移しながら一方で単位互換の問題の解決をお願いしたいと考えている。
- 国際交流に関連する単位互換の問題は、どうしても解決しなければならない問題なので、第5常置委員会でも検討するが、国大協全体にもバックアップして頂き、できるだけ早く解決する必要があると考えている。同時に国内的にも、たとえば、東大と東工大の間でこの方法（複雑な方法）がある程度実行に移されたとのことなので、内容について教えて頂き、国際的な問題と合わせて解決の努力をしたい。
  - 単位互換の問題は、国際交流の際にはどうしても必要であるが、どこの大学の単位も認めるという訳にもいかないので、受け入れる大学の教授会で認定することになると考えられる。東大と東工大の場合は、たんに単位の互換ですむと思っていたが文部省が認めないとの意向だったので、結局相手方の教官を非常勤講師に発令した。この様な煩雑な手続を要するとすれば将来スムーズに動かないので、やはり直接単位が互換できる方法を考えなければならない。については第5常置委員会での検討をお願いしたい。
  - 学部段階での単位互換の問題もあるが、在学期間について、大学院学生が海外へ行く場合、文部省および各大学ではどのように取り扱っているのか。

- 九州大学では、そのような場合は休学にしている。したがって、在学期間が延びるといように単位互換と在学年限の二つの問題に関連がある。今のところ、制度的には外国大学との単位互換は認められないし、在学年限が延びるといふ不合理な状態である。
- 東大では大学院生の海外調査で短期間（2、3ヶ月程度）の場合は研究期間に入るといふことで、在学のまま認めている例はあるように思う。

### (3) 第49回総会議事要録(第2日)

日時 昭和46年11月25日(木) 午前10時

場所 薬業健保会館

出席者 各国立大学長

加藤会長主宰の下に開会。

初めに、会長から本日の予定が述べられ、ついで午後の学長懇談会には、つぎの問題が中心となって意見の交換が行なわれるであろうと指摘され、その場合、①については会長、②については和達副会長③については前田副会長が司会役をすることにしたいと述べられ了承された。

①第2次定員削減について、②予算関係について、③大学改革について

#### ◎ 大学改革について

会長から、本日は、自由討議ということで、結論を出すことはしないが、改革についての情報交換、意見開陳をお願いしたい。そして国立大学協会ではどのように対処していくか、文部省とどのように対応していくか、ご意見をお出し願いたい旨の提案があった。

ついで会長から、現在大学改革で議論され問題になっている内容についてつぎの3点を取りあげられて説明があり、つづいてつぎのような

意見交換があった。

- (1) 学長、学部長選挙について、
- (2) 研究・教育組織について、例えば教養課程をどう考え、4年一貫教育をどういう形で行うのかその他カリキュラムの問題等
- (3) 学内規律の問題(教官自己規律・処分問題) 大学改革についての情報交換

○ 東京教育大学においては筑波移転を機会に新しい体制を考え目下、各大学の事情や外国大学、中教審等の改革案を参考にして案をつくっており、ここ半年間のうちには具体的で実行可能な案をつくる段階にきている。とりあえず大学改革全般をやる前に先ず、特殊な学部であり、建築上にも問題もある体育学部の移転を考えている。これは今迄の体育の学部というのではなく学部と修士の続いている6年一貫教育というような新しいものを考えている。また学科のかべを取りはずすよう考えており、学生の取り扱いの問題、指導方法、勉強の方法、例えば専攻を決める場合、必修課目をどの程度義務づけるのか、また、教養課程では自由に科目をとるのか専攻に応じてある程度の教養科目をとるようにするのか、他にも講義時間、進学についての成績の評価、講座制をなくした場合概算要求をどんな風にするのか、また、その場合教官を一本立ちにするのか、グルーピングにするのかといふような組織についてどう考えたらいいのか、等種々今後検討すべき問題がある。

○ 宮城教育大学では改革についての青写真はつくっておらず、問題がおきたらそのつど考えている。

a 宮城教育大学においては、昨年10月に「学長および学部長の不信任投票制(リコール制)」をつくった。

- b 昨年の秋から一般教育ゼミを初めた。これは20名を限度とし、50ばかりのゼミを開講した。内容は一般教育を対象としたが専門的なものもかなり含むので、学生も喜んでいし効果も上げていると思う。
- c 上記ゼミとは別に一般会社に出た教育現場の人の参加を含めた夜間のゼミ、講義の計画を検討している。

#### ○ 広島大学

来年の文部省概算の中で本学の改革整備に関する調査費という項目があり、これに対して各大学から質問を受けている。

大学改革という問題は非常に広範にわたるし各大学の大きさ、現状、歴史的に個有の問題があり、一つの大学が改革に関し立案し、進めていく場合共通にかかわる枠の問題にぶつかる。

本学では、改革委員会を設け改革に関する一応のビジョンを作り、その提案されたものをどのように展開したらよいかという問題にぶつっている。

大学の現実の中で手直しを必要とする問題、および研究教育の上において基本的なものからとりあげ、まず四つのテーマについて進めている。

- ① キャンパス問題
- ② 研究・教育体制（大学院問題）
- ③ 教養部一般教育の改組
- ④ 教育系教員養成整備の問題

②の研究・教育体制とは大学院の問題であるが、広島大学でも学部により専攻課程しかないものもあり、大学院にも修士課程、博士課程というように構成が違ふし、日本の国立大学全体を見てもバラバラである。

従来、国立大学は質において格差がないということが理想としていわれてきたが、現実には

博士課程、修士課程、学科目制、課程制においても予算的な措置に相違がある。このような体制でいくなれば各国立大学間の研究・教育体制の格差はなくならなからう。

例えば、旧制大学、新制大学のそれぞれの学部の場合、入学してくる学生に対しての学部レベルは同じであるが、実際問題となるのはその上にどういう大学院を持っているのかということである。

一体なぜ大学院というものを必要とするのか、そのモチーフについて検討してみる必要がある。その主流的モチーフは博士課程まで持ちたいというのではなく、単的に財政的な格差が固定されてる以上もう少し予算をもらいたい、その為には大学院が必要であるということが主要な問題で、それに附随して学位授与等の問題が含まれているが、国立大学を整理していく段階で大学院と講座制、課程制の財政的な格差を合理的に解決しないかぎり各大学が大学院の増設を希望するということはやむをえないことであり、われわれの大学内でも、大学院教育の在り方、その研究体制の構造、財政的投資というものを限度はあるが新しい形で再検討する必然性というものがさけられない状態である。

③の教養課程の問題は学生数とも関係はあるが、今迄の教養課程的な教育方針で進んでは解決出来ないで、教養部の一般教育の在り方が改革の重要なポイントである。

このような基本的な教育・研究体制の問題をまず具体的にすすめるために改革委員会の他に小委員会を設けて作業を進めている。

もう一つの問題点は大学の出発が寄合い世帯であり、いろいろなユニットの人が集まって一つの大学が出来た歴史があるが、まだ総合大学の基盤というものができておらず、したがって

学部再編成の問題、教育研究体制、教養課程の問題においても各学部の意識、考え方のアンバランスがでてきて、それを機械的に処理して一つの枠の中にはめこんでみてうまくいかない。そこで学科別、専門別教官の懇談会をやり、教養を含めて4年間の一般、専門教育のカリキュラムの話し合い、学科間の同じ専門をやっている先生方のコミュニケーションをよくしていくようにつとめている。大学院の研究体制の構造と一般教育の構造の中から問題が動いていって最終的にその中で学部構造というものが再整備され新しい体制が作られることを期待出来るのではないか。

教官の改革意欲の減退ということがいわれているが、これは今迄いろいろな議論をして、あることを決めても実現する可能性が余りなかったという経験をくりかえして来ているので一般的にはやむをえない。しかし私としては悲観はしていない。

国大協でも各大学の自主的な改革を尊重せよということをして政府に対していっているが、もしそれが事実ならば各大学の自主的な提案が次の段階で現実的になっていくということを積み上げていかなければ、理想的な議論がいくら行なわれても大学の改革は一步も進まないであろう。

もう一つの問題は大学の教官は研究・教育の面でかなりの負担をもっており、学部によっては朝から晩までエッセンシャルな問題と議論しているわけにはいかない。したがって大学の教官団は自分の研究・教育以外の改革の大学の管理にかかわる問題についてはおのずから生理的なキャパシティーというものがあり、それを無視してあせってみても無意味であるし、いたずらに改革意欲という問題を観念的にながめている

のでは解決はしない。

#### ○ 山口大学

先日中・四国ブロックの学長会議で大学院の問題で取り上げられ、中・四国には農学部、工学部系の博士課程の大学院がないので設置の必要があるとの意見が強かった。しかしこれは全国的な問題でもあるので国大協の問題として取り上げて考えていただきたい。

#### ○ 岡山大学

大学の設置基準の改定によって、教養部が相当改組されつつある。その一つとしてくさび型をとり入れようとしているが教養部自体の立案と各学部との間に摩擦が起きている。これをきっかけにして全学の教務関係を中心的にコントロールするようなセンター、例えば教務センター（教務部）（仮称）の設置を考えており検討している。

これは、教務部と各学部の調整、学生部の学生課と厚生課を改組し、教務に関するものはここに移管し全学的な調整をしたい。しかしこの教務部の構想は認められていないし、制度的に見た場合大学の組織機構にもかかわる問題なので国大協の常置委員会の方でも検討していただきたい。

また、この教務部に対応した連絡教務委員会を設置しているが、この委員会で決定したことを実施にうつす機構がないので、議論されたけれども反対があればそこでストップしてしまう、そういう意味においても教務部の設置を強く望みたい。

もう一つは厚生補導委員会は機能していないから改組あるいは解散したらどうかという要望が学生から出されたので改組という方向で進めており、学生生活に関する委員会、補導に関する問題に小委員会を設けて検討している。

○ 鳥取大学

中・四国のブロックでは、将来の問題を討議する検討委員会を設けており、そこで大学院の問題をやっている。

博士課程の大学院を教大学で共通の組織で持つということは問題があり、広い範囲でやるのはむずかしい、そこで小さいブロックで可能かどうか検討して具体的な案が出来たら国大協の方でも検討して協力していただきたい。

○ 東京教育大学（第1常置委員長）

ブロック大学院（農学系）の問題については、関東・甲信越地区の学長会議で話が出た。これは第一常置委員会で検討すべきものであると思っているが、問題点があり、単に各大学に大学院を置くのは予算的に無理であるというような消極的問題としてではなく、現実に即した具体的解決という方向で考えている。

○ 東京大学

本学では改革の実施段階に入り、それに伴い改革室が発足した、その下に研究教育体制、教官自己規律の二つの専門委員会を置いた。

研究・教育体制では4年一貫教育というスローガンには全学的に賛成であるが、実現にはかなり問題もある。学部編成とともに検討中である。

4年一貫教育ではキャンパス問題を含めた教養学部の取り扱いが問題になり、一案として本郷地区の再開発を考え、教養を本郷に移す、その場合どういう形で移すのか、解体して別の組織を作るのか、そのままの形で来るのも、また本郷の方の受入れ体制、教官組織（これは自然、人文、社会、の専門学部の教官と一諾に研究・組織をつくる。外国語、体育は別にセンターのようなものを作りそこで組織を考える）というような問題がある。

キャンパス問題については、マスタープラン

委員会が、研究・教育体制専門委員会のアカデミックプランと並行して作業を進めている。

教官自己規律は、昇任、定年、定期報告義務を検討している。

改革室では、総長不信任制度を検討している。

○ 宮城教育大学

大学改革の中で他大学の単位を認めるという問題は相当意義のあることだと思うので文部省との話し合いの時にでも考えていただきたい。例えば特殊教育の場合、最初から広募した人は、他大学から編入して来た人に比べると成績が落ちる傾向なので最初の広募に制限をし、のちに他大学からの編入を考えるのは制度的に問題はないと思うかどうか。

○ 会長から、他大学からの編入は別に制約はないが、他大学に対する迷惑、入試のレベル等に問題があるのではないかと。

○ 九州大学

以前本学では、教養課程を終えて学部へ進学する段階で全国の英才を集めるため他大学からの編入試験を行なったことがある。最初からある程度入学定員を少なくしてやっていたが文部省からこの点について指摘され、現在はこの制度はやめた。しかしこの学部段階での試験は相当きびしく行ない合格者が一人もいなくてもかまわないし、また、合格点に達した人は全員入れるということで行なった。合格した人は教養部を経て来た人より優秀な人が集まった。文部省は定員プラス編入という考え方に対してはかまわないので、やろうと思えば、この方向でなら可能であろう。

○ 大阪大学

春の不正入試は大学初まって以来の重大事件で7名の不正入学者があった。公立の大阪市立大学では自主退学を勧めたそでうあるが本学でも

初め自主退学にしようとしたが結局事実を認めた5名に対しては入学の取消を行なった。

これは試験を全く受けなかったことになるので再び試験を受けることはできるが、自主退学になると試験は受けられない。という理由によったものである。

#### ○ 千葉大学

本学では工業短大を持っており、併設の短大は勤労青年に教育の場をという主旨であったが現在は勤労青年の入学してくる率は非常に低くなり一般的には低所得者が多くなっている。

これまででは、併設短大ということで不便なところを、母体となる学部依存して一緒にやってきたが、学部の方がいそがしくなってくると、短大の面倒は見られなくなり短大に不満がでてくる。

そこで何とか脱皮して夜間の学部昇格したい、しかし短大からの発想ではむずかしいし、これは大学自体の構想の中でやっていかなければならないものであるので折衝している。

国大協においても夜間の学部で独立して運営できるものを考えているようであるが、併設短大のもっている問題も解決をしなければならないので考えていただきたい。

#### ○ 名古屋工業大学

二部（夜間の学部）の問題はいろいろあり、学生の在学年数が5年であること。また、教官数は一部の1/2位しか得られず不足しているし、設備等も一部と併用している。しかし教育の面では一部と同じ効果を上げなければならない、その為には一部の教官の応援を得なければ運営ができないので一部の教官に負担が多くかかってくる。

#### ○ 神戸大学

本学では法学部、経済学部、経営学部の三学

部に二部を設けている。当初は一部、二部は同一水準で教育していく方針を明確に打ち出し、また、入学試験も全く区別しないで同じ内容、同じ評価で行なって来た、しかし、入学試験を同じ水準で考えるのは不相当ではないか、というのは、入学定員が著しく減少するということがあり、文部省、大蔵省から定員に対してどういう考えをしているのかという指摘を受けた。こういうこともあったので現在は入学試験を差別した、そして二部と一部は別個のものであるという考えでやっている。教官は一部所属、二部所属というような区別はしないで全員原則として一部に属するというでやっている。

#### ○ 茨城大学

併設短大、二部の問題は国大協で取り上げていただきたい、これはある意味では共通性を持っている、というのは勤労者教育の問題をどうするかという本質的な問題に関係するものである。これは中教審の案でもふれており、これを国大協で取り上げることは重要な意味を持っているのではないかと、勤労者教育の体系というものや大学制度の中でどう作り上げていくのかということや考えた場合、特別委員会等を作る必要があるのではないかと、これを国大協との協力の中で行い、日本の大学制度の中でどう位置づけていくか、ということからアプローチしていかなければならないのではないかと。

#### ○ 宮城教育大学

教員養成の場で考えると、本当の教育者の教育のためには、一度現場の経験を経た者を対象としないと本当に立入った教育はできない。

実質的な意味の大学的教育をやろうと思うと、むしろ一度現場に出た人を対象とした教育を重視しなければならない。一度職場をやめて大学に入るといふのでなく、現場にいる人がも

う一度大学教育を受ける。そのためには大学院的なものを含めた夜間のものを考えなければならないのではないか。

#### ○ 広島大学

本学でも二部を持っている、二部を中心に地域社会に対して、職業を持っている人に対する大学の責任をもう少しはっきりした形でうたえたいと思っている。

教員養成にしても現職教育ということがいろいろにいられているけれど本質的な意味で職場の人に大学での勉学の機会を与えなければならない。夜間ということも一つの方法であり、その使い方をあやまれば問題はあるがいろんな教育の手段方法がでてきているので例えば放送を使うとか、そういうことを含めてもう少し大学の講座の公開を大学の片手間の仕事としてではなく、将来の日本の大学の重要な体制の一環として作ることが大切である。

二部も短大の問題もそういう視野からであるがそれは非常に多くの需要を持っている。

#### ○ 弘前大学

職業教育という言葉が妥当かどうか分からないが、少なくとも社会の要望に対応するような大学をつくれということに対する批判として大学というのは研究・教育本来の使命だとするのは当然のことだが、そこに何か矛盾を感じている。医者が足りないから学生を増す、こういう社会的な要求に沿って医学部の創設等をやっているが、何か大学の使命とその間に違いがあるのかないのか。教員養成の問題も同じことであると思うが、そこで中教審に対して大学は批判はするけれども、それでは国大協としてどうするのかという（いまの二部、短大、教員養成の問題を含めたような）意見というのは何もまともっていない。

こういった矛盾した構造を持っている。どうしたらいいか第一常置委員会で考えていただきたい。

#### 大学の在り方について

教官の身分保障という問題なくしては研究の促進というものがないし、その上に立って大学が大きな使命を果してきつつある。しかしまた研究の自由ということが研究をする自由から研究をしない自由ということまでいく心配があるし、可能性があるということを考えなければならぬ、そこまで進んでくると、研究以外の学内の行動の自由ということが研究活動を阻害してしまう恐れがある。

東大では教官の定期報告義務というようなものをやるということであるが徹底したものを出して私達を指導していただきたい。

学内でやれる問題もありまた全大学としてこれを考える必要があるときもあろうかと思う。しかしそこには全大学でやろうとすれば各大学の研究の自由を侵害するんだというような議論も出てくるし、同時に現在の大学教官の仕事がますます複雑になってくるし、ことに行政事務的なものがおおいふさぎくるとなると波及するところは大きい。

少なくとも単に中教審を批判するというだけでなく、国大協全体として大学制度はどうあるべきという事を考えるべき時期に来ているのではないか。

#### ○ 横浜国大

本学は移転型改革であるので一般教養課程を編成し直さなければならないということで、たて割方式を実行した。

勤労者教育については大学院の博士課程を夜間部に設けることは社会的要請も大きいので、地域的事を考慮、大きな都市に独立の夜間

大学設置を考えてほしい。なお、教官はその場合停年退職になった人を考えたかどうか。

最後に会長より、今日出された問題は、今ここで決論を出すものではないが、今後の問題として検討していきたい。午後、話してもよいものがあれば発言願いたい、と挨拶があった。

#### (4) 第14回事務連絡会議議事要録

日時 昭和46年11月26日(金) 午前10時～午後3時30分

場所 薬業健保会館会議室

出席者 各国立大学事務局長

午後事務連絡のため文部省より、安養寺、犬丸両審議官、須田会計課長、角井技術教育課長、斎藤学生課長、大門庶務課長補佐外関係官出席

初めに、鶴田事務局長より、本日は加藤会長から開会の挨拶がある予定であったが、会長の都合で午後1時に出席して挨拶されることとなった旨を述べ、続いて事務連絡会議が総会直後に開催することになった経緯と会議の目的が主として総会の概況報告である旨の説明があり、ひき続いて前総会后局長の異動に伴ない、新たに幹事に推せんされた北海道大学の西間木局長の紹介があった。

ついで、別紙資料3によって本日の事務連絡会議の日程と配付資料の説明があり、続いて丁子次長より11月24、25の両日開催された第49回総会の会務報告および協議事項その他について、つぎのとおり報告があった。

##### I 会務報告

###### 1. 前総会以降における学長の交替について

会議資料4に記載してあるとおり学長の交替があった。

###### 2. 委員長の選任について

下記のとおり委員長が選任された。

委員会名	新委員長
第2常置委員会	谷田お茶の水大学長
図書館特別委員会	加藤東京工業大学長
研究所特別委員会	加藤東北大学長
教員養成制度特別委員会	飯島広島大学長

###### 3. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

###### (1) 要望書等の提出について

###### (a) 「大学問題に関する調査研究報告書」について

去る6月24日の総会終了後、記者会見を行なって、これを公表するとともに坂田文部大臣および森戸中央教育審議会会長に提出し、十分参考に供せられるよう要望した。

###### (b) 前総会関係の各種要望書

前総会の際決議された下記の要望書については、第48回総会の翌6月25日それぞれ文部省、大蔵省、人事院その他関係方面に提出要望した。

- ① 体育系サークル部室の新営について
- ② 国立大学共同利用研修施設(仮称)設置に関する要望書
- ③ 大学保健管理施設の増加、充実について
- ④ 大学の研究・教育における国際交流を活発にするための予算措置について
- ⑤ 保育所の設置について
- ⑥ 国立大学教官等の待遇改善について

###### (c) 国立大学教職員の定員削減再要望について

行政管理庁において事務次官の交迭があったので、去る7月23日岡内新次官に

対し、会長より国立大学の実情を詳細に説明し、要望の実現方を重ねて要望した。

(d) 保育所設置の問題に関する文部省当局との懇談について

この問題については、予てより当協会の要望してきたところであるが、去る8月24日文部省安嶋管理局长主催のもとに懇談会が催され、当協会より会長、相磯教職員の厚生等特別委員長、柳川第4常置委員長等が出席し、さきに当協会より提出した要望書を中心に懇談をした結果、文部当局も趣旨を了承、管理局长、が中心となって実現方について具体的に検討を進めることを約束した。

(e) 昭和47年度予算に関する要望書について

去る10月1日上記要望書(資料5)を文部大臣、大蔵大臣に対し、提出し、両省事務次官に説明するとともに、とくに文部当局に対し、教官および職員の定員削減の割当ならびに運用に際しては、弾力的かつ慎重に取り扱われるよう善処方を併せて要望した。

なお、要望書の内容について鶴田事務局长が昨年度のものとは異なった点を指摘され補足説明があった。

(f) 国立大学の定員確保に関する要望について

第2次定員削減の実施に際し、去る10月29日第6常置委員会を開催し、文部省より関係官の出席を求めて話し合いを行ない、その後対策について協議の結果、別紙資料6「国立大学の定員確保について(要望)」のとおり要望書を提出することとし、10月30日会長、近藤第6常置委員

長および鶴田事務局长が、村山次官その他関係官に面接のうえ要望書を提出し、その実現方を強く要望した。このことは、各大学に対し要望書に添え当日の第6常置委員会の議事要録を参考までに送って連絡かたがた報告したとおりである。

(g) 国立大学の授業料増額について

この度明年度予算編成に際し、国立大学の授業料増額が検討されている由であるので、予めこれについての要望書を取りまとめる必要があり、去る11月8日の理事会において別紙資料7の要望書を協議決定し、提出の時期および公表については会長に一任されていた。その後、新聞紙上でもご承知のとおり、大蔵大臣の国会での発言もあり、当協会として、これについて意見を表明する必要があったので、11月19日会長、馬場第6常置委員、鶴田事務局长が、鳩山大蔵事務次官、大倉主計局次長および村山文部事務次官、安養寺審議官、須田会計課長、斎藤学生課長に面接の上要望書を提出し、その増額の取りやめ方を強く要望したと配付資料7および7の2をそれぞれ朗読の上説明した。

なお、この要望書については、予め理事会の了承を得たが、時期的な関係で今回の総会に諮り、事後承認された。またこの要望書は国会その他関係方面にも提出するとともに同日記者会見を行なってこれを公表した。

(h) 保健体育審議会の「中間報告」に対する意見について

文部省に設けられた保健体育審議会より、同審議会の公表した「体育・スポー

ツの普及振興に関する基本方策について（中間報告）」について意見を求められたので、教養課程に関する特別委員会において、これを審議し別紙資料8のとおり意見をとりまとめ、11月8日の理事会に諮り、同委員会の名をもって同日付文部省にこれを提出した。総会には追認の形で承認を得た。

## ○ 報告事項

### (a) 大学問題に関する文部省との懇談会について

当面の大学問題に関し、10月26日国大協側と文部当局との懇談会を開き、会長、両副会長、在京理事および飯島理事が出席し、文部大臣、両次官その他文部省幹部と当面の大学問題について懇談を行なった。

### (b) 国立大学教職員の待遇改善等について大学側と人事院との懇談会について

国立大学教職員の待遇改善等について去る11月16日大学側と人事院関係者との懇談会を開催し、会長、近藤第6常置委員長、馬場、隅谷両第6常置委員等が出席し、佐藤人事院総裁、佐藤、島田両人事官、増子事務総長、尾崎給与局長と懇談を行なった。

### (c) 国立大学協会事業報告書について

別紙配付資料第49回総会国立大学協会事業報告書（資料9）によって、前総会より今総会までの諸会合、要望書その他の諸活動、会報発行等の事業について説明報告があった。

## II 協議事項

### 1. 第50回総会の期日・会場について

配付資料16のとおり明年6月19日、20日の両日国立教育会館で開催することになった。

### 2. 国立大学協会事務局建物の増築計画につい

て

現在の国大協事務局の建物は極めて狭いのため、総会の際各学長に増築を認めて下さるようお願いし、了承を得られた旨報告。ついで鶴田事務局長より具体案を説明し、各大学事務局長へ協力を懇望された。（増築面積、予算、割当予定金等については総会議事要録参照）

（午後1時再開）

会議再開の初めに当たって、加藤会長より今回の総会において報告された事項および協議された事項の主なるものについてその概要の説明があり、今後共協力願いたい旨の挨拶があった。

ついで、事務連絡会議の時間の都合上総会の概略報告を後廻しとし、予定されていた文部省との事務連絡会議を行なうこととした。

## ○ 事務連絡（文部省関係）

初めに、安養寺審議官より、文部省としては当面の問題としてつぎの点を特にとりあげて検討中である旨報告説明があった。

(1) 教育改革の推進を考えて、目下文部省では「教育改革推進本部」を設け協議を行なっている。また、筑波新大学や放送大学については大体の構想がまとまったので、目下具体案を検討中であるので国大協や各大学の協力を願いたい。

(2) 新年度より、従来の大学学術局を大学局と学術局に分けるよう目下関係当局と交渉中である。

(3) 医師、情報科学技術者の養成について目下準備検討をしている。

(4) 教員養成の全体計画について検討中である、協力を願いたい。

(5) 教官の待遇改善について国大協第6常置委員会とも連絡をとりつつ、緊急課題として前向きに検討中である。

(6) 学生に関する問題特に学生運動、授業料その他大学院の単位互換問題。入試制度の問題等大学改革の問題は、大学が改革の主体であり、積極的に進めてほしい。

(7) 研究院、連合大学院、夜間大学院の問題など、何等かの手だてを現在検討中である。

(8) 教職員の定員削減の問題については対応策は、今後時間をかけて各大学と十分連絡をとりながら善処したい。

続いて、大丸審議官より、つぎの点を取りあげて状況報告があった。

(1) 大学院・研究院の問題について検討中である。

(2) 学術審議会は、本年11月で一応任期満了となったので、12月から新しく発足する。今回からは研究と学術の組織を分離して検討をすることになった。

#### ○ 会計課長よりの事務連絡

(1) 事務予算の編成は、大蔵省では年内編成を行なうことを前提として作業中である。今後の国会の審議を見守りながらそれに即応したい。各大学よりは電話その他の方法で連絡をとって貰えば上京の必要はないと思う。また、本年は連絡室の用意も困難であるので予め了承を得たい。

(2) 会計検査の結果支出負担行為が済まない以前に物品が納入されている不正行為が指摘されている。支出負担行為担当官として今後十分留意願いたい。

(3) 経理事務の簡素化を考えてほしい。

(4) 火災予防および危険物管理について

火災についての本年度の特徴は、特に学生関係の部室などに多いので、十分留意されたい。危険物の管理についてもご留意願いたい。

#### ○ 学生課長よりの事務連絡

危険物の持ち出し、拠点、宿舍の提供等学生問題については、事務局側の協力を願いたい。

#### ○ 技術教育課長よりの事務連絡

近年情報処理技術者養成の必要が高まり、関係部局で検討の結果、一応下記配付資料のとおり意見がまとまると説明報告があった。

(a) 情報処理教育の振興について（第2次中間報告）（46. 5. 7）

（情報処理教育に関する会議）

(b) 情報処理技術者養成計画の定量的基礎（46. 10. 7）

（情報処理教育に関する会議定量部会）

#### ○ 庶務課よりの事務連絡（大門庶務課長補佐）

最近各所での調査・実験等を行なう場合事故が発生しているので、大学においても危険を伴なう実験実習等については十分事故防止に万全の注意を払うよう各大学で関係部局に対し、連絡してほしい。

以上で、文部省との事務連絡を閉じ、同省関係官退席し、その後午前に引続いて国大協の事務連絡会議を再開。

#### （Ⅱ 協議事項の続き）

#### 3. 学寮問題について

この問題は、前総会において一応検討のまとめを報告したが、再検討の必要があるとされ、その後引き続き第3、第4両常置委員会で検討を重ねた結果、「学寮に関する調査研究中間報告(未定稿)」ができたので、総会に諮ったうえ、各大学へ送付し、意見を伺うこととしていたが、総会において同題の重要性と影響が多い点を考慮して配付をとりやめ、目下のところは学長のメモにとどめることとし、後日書面を付し各学長宛送付することとした。

#### 4. 各常置委員会・特別委員会報告

丁子次長よりつぎのとおり報告があった。

- 第1常置委員会 宮島委員長より、目下、中教審答申第2編その他について各大学の意見および委員会意見のとりまとめを行なっている旨報告があった。
- 第2常置委員会 谷田委員長より、目下、入試の内申書の問題を主として検討中である旨報告があった。
- 第3常置委員会 学寮問題については柳川第4常置委員長より前記3のとおり説明があり、就職推せん時期については広根委員長より大学卒業予定者就職問題懇談会で教回にわたって懇談の結果、昨年どおり事務系・技術系とも7月1日より推せん事務を始めたいということではぼ了解されているので、この方針を了承されたい旨述べられ、了承された。
- 第4常置委員会 柳川委員長より目下、学寮、災害補償、共同利用研修施設設置、奨学金（銀行ローン）等の問題について検討を行っている旨報告があった。  
 なお、災害補償の問題は、文部省で積極的に検討されているが文部省の考え方は国立だけを対象とせず、公・私立を含めた考え方である、などについて状況報告があった。
- 第5常置委員会 後藤委員長より、つぎの問題について説明報告があった。
  - (a) 留学生の受け入れおよび諸外国との学生の交流、私費留学生の医療制度等国際交流のための予算請求状況について
  - (b) 日本学術振興会の事業内容の連絡（配付資料11参照）
- 第6常置委員会 近藤委員長より、主としてつぎの問題を検討し、要望書を提出した旨報告があった。  
 来年度予算要望書、定員削減に対する要望書、教職員の待遇改善、授業料問題等。
- 医学教育に関する特別委員会 清水委員長より、目下医学教育改革の問題について検討している旨報告があり、また、緊急に必要な医学部学生の増募について別紙配付資料12のとおり要望書を提出したいと諮られ、承認された。（要望書は11月25日提出）
- 図書館特別委員会 加藤(六)委員長より、目下、図書館予算と図書館学振興に関するアンケート調査を行なっている旨報告があった。
- 教養課程に関する特別委員会 今西委員長より、目下、①一般教育と教養課程に関する実情調査②教養課程における外国語教育の実状調査③保健体育審議会中間報告に対する意見などについて検討をしており、①および②の事項については別紙配付資料13、および14のとおり一応の調査報告がまとまると報告があった。  
 （これらの実状調査報告は実費で各大学へ頒布するので所要部数を申込んで貰うこととした。）
- 研究所特別委員会 加藤(陸)委員長より、この特別委員会は長い間開会しなかったが、この度新しく委員長に推せんされたばかりであるので、現在は検討すべき問題点について意見の交換を行なっている段階であり、今後は、従来の委員会の方針にそって検討をすすめていきたいとの報告があった。
- 教職員の厚生等に関する特別委員会 相磯委員長より、目下、保育所、教職員の食堂・集会所等の基準について検討している旨報告があった。
- 入試期特別委員会 和達委員長より、目下、I期・II期の組分け方針案の検討をしている旨報告があった。

- 入試調査特別委員会 前田委員長より、目下「共通第1次入試」の問題について検討中であって、できれば次回総会までには一応の結論を得たいと考えている旨報告があった。
- 教員養成制度特別委員会 飯島委員長より目下、教員養成に関する一般大学・学部の意見を照会し「教員養成制度に関する見解」の作案を検討中であるとの報告があった。

#### 5. 大学改革について

初めに、鶴田事務局長より、配付資料15によって改革の申し合わせ事項の説明があったのち、今回の総会においては、第1日目には各大学で改革を行なう場合①国大協としては手続きの上でどのようにとり扱うか②今後どのように改革問題の検討をすすめていくか③検討すべき問題点等について意見の交換があり、第2日目には各大学がそれぞれ行なっている改革の現況についての説明報告と情報交換があり、また改革に関する種々の問題点をとりあげられ、意見の交換があった旨報告があった。

なお、総会の際、改革を行なう場合、各大学が独自に改革を先行的に行なった場合、国大協としてどうするかとの質問があったが、これは各大学の自主性に任せる外はないとの意見であった。

#### 6. その他

つぎのような問題点をとりあげられて意見の交換があった旨報告された。

- 大学院の単位互換性の問題  
(なるべく簡略な方法でできるよう文部省でも考えてほしいとの意見があった)
- 筑波新大学・放送大学について
- 留学生派遣の予算要求について
- 新講座制について
- 学長の不信任投票制について

- 中四国地区に農工系の大学院(Dr course)設置希望案について

#### 7. 学長懇談会について

10月25日午後開催の学長文部省関係官を交えた懇談会においては主としてつぎのような問題点をとりあげられて意見の交換があった。

- 事務職員の削減について  
文部大臣は、できるだけ実害のないよう努力するとのことであった。
  - 事務能率増進について  
文部事務次官より、能率の増進について検討をしてほしいとの希望があった
  - 中教審答申について  
文部省では中教審答申がはっきり決まり実施に移る場合は、各大学の意見を十分にとり入れるつもりであるとのことであった。
  - 琉球大学の教官推せん協力について  
琉球大学が国立大学に移管することになった場合教官(特に短大教官)が不足しているので協力願いたいとの依頼があった。
- 以上で、事務連絡会議を閉じたが、最後に藤吉東京大学事務局長より、国立大学の事務局長も管理運営の問題その他について、いろいろと外国大学の事情を知る必要があるので今後海外出張もある程度認めて貰うよう国大協として文部省に考えてほしいと申し出て貰いたいと発言があり、鶴田事務局長から、このことはできれば国立大学事務局長会議の名において文書をもって申し出てもらうこととされた。

### (5) 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和46年11月13日(土)午後2時~午後5時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 官島委員長

船山, 奥野, 松田, 桑原, 藤岡, 中川, 山田, 岸田, 戸田, 倉田, 小池, 外山各委員

柿内, 成川, 橋本, 福与, 高田, 下沢各専門委員

官島委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、新しく委員になられた船山(北海教大)、外山(宮崎大)両委員の紹介と専門委員として新しく参加された下沢(埼玉大)、高田(大阪大)両専門委員の紹介があつた。

ついで、前回(7月15日)の議事要録を朗読し、承認されて、議事に入った。

#### 1. 中教審答申「今後における基本的施策のあり方」についての意見のとりまとめについて

初めに、委員長より、この問題については、前委員会後、小委員会において数回にわたって中教審答申を基にして検討を続けてきた。また、各大学から寄せられた意見がまとまった段階で、それを整理して詳細に検討し、ようやく本日までに各提案担当者によって大体の意見のとりまとめ作業ができた。ついでには今後委員会としてこれらの意見をどのようにとりまとめどのように取り扱うか等について意見を伺いたい。また、去る11月8日の理事会の際今回の総会には、第1常置委員会としては、この問題についての今までの検討状況について経過報告をしたいと報告し、了承を得たとの報告があつた。

続いて、委員長より本日は、まず、今まで小委員会で検討した結果、各提案担当者から別紙のとおり一応のとりまとめ案の提出があつたのでこれについて説明をきき、また、時間的に余裕があれば大学改革の問題についても意見を伺

い、そのうえで今後どのようにこの問題を処置するか、また委員会として案をつくって各大学へ送付し、さらに意見を求めるか等今後のすすめ方について意見の交換をしてほしいと述べられた。

ついで、事務局より、この問題について各大学へ意見を照会した結果、9月30日までに65大学(内意見あり57、意見なし5、検討中1、保留2)から回答があつた旨報告し、続いて各大学からの意見のとりまとめを行なつた提案担当者より、それぞれつぎのとおり説明があつた。

#### ○ 桑原委員(担当項目…第1章の1項, 2項, 3項)

同委員より、別紙配付資料によって、全文を各項目ごとに読みあげ、各大学からは、学部、研究所、附属施設、個人とそれぞれの意見があつたが、これらの項は、主として学部、研究所単位の意見をまとめたものである。全体を通じて見ると中教審答申に対して反対的意见が多かつたと説明があつた。

#### ○ 下沢専門委員(担当項目…第1章の4項)

同専門委員より、別紙配付資料によって説明があつたが、このまとめ案は不十分なところがあるので、項目別に整理修正を行ないたいと述べ、了承された。

なお、この項目は柿内専門委員と共同担当となっているので後日同専門委員に修正案の内容を見てもらい修正を要する点があれば修正したい旨述べられた。

#### ○ 山田委員, 高田専門委員(担当項目…第1章5項)

山田委員および高田専門委員より、別紙配付資料によって、それぞれ案文を朗読のうえ、説明があり、協議の結果、この項のまとめについては両提案者の間で調整し、一つの

案にまとめることとした。

- 福与、越後谷各専門委員（担当項目…第1章の6項、7項、8項）

福与専門委員より、上記専門委員が共同でまとめられた別紙配付資料によって内容の説明があったがこの案は、一部文案を整理修正することとし、次回小委員会までに福与専門委員において修正整理することとした。

- 松田委員（担当項目…第2章長期教育計画の策定と推進の必要性について）

同委員より、別紙配付資料を朗読のうえ、その内容について説明があったり承された。

以上で、各大学の意見のとりまとめ担当者の説明を終わり、ついで、委員長より今後当委員会としてこれらの意見のとりまとめをどのような形で処理するか、総会にはどのような形で報告するか、また、国大協として積極的意見を出すことがよいか、なお、柿内専門委員の報告

（別紙）の中で、新提案の部分について、更に内容的に具体化の方向に進める意見があるが、この点どう扱うか、そんな点について協議をしてほしいと述べられ、つぎのような意見があった。

- 本委員会ですらまとめたものをどこへ提出するか。その提出先によってもまとめ方が違ってくる。まとめた結果を各大学へ送付して意見を求め、その意見をまたさらにとりまとめて文部省へ提出するのか。
- 目下のところは、文部省へも中教審へもはっきり提出するとは決っていない。
- 中教審としては既にきまっていることでもあるので、結局国大協としては意見のまとめたものは最終的には、外部へ向って発表することになるのではないか。
- 国大協としての意見がまとまれば、文部省

にも提出する必要もあると思う。アンケートは改めてとる必要はないと思う。

- 文部省では、中教審答申の線に沿ってすでに実施の方向に踏み出していると思う。この際、国大協としては統一的な見解は出ないとしても、単に批判ではなく、もう少し積極的に建設的な意見を出した方がよい、望ましい方向があればそれにふれておかないと素通りされるおそれがある。

- 当委員会としても、現在のところ、こうすればよいのだと確信のある意見を提出することは困難である。

大略上記のような意見があり、今総会には当委員会としてどのような形で報告するか、また、今後の検討のすすめ方については、①今総会には、今までのまとめを一応報告することは必要と思うので、目下当委員会ではこのようなことをやっているとあまり具体的な細かい点には触れないで経過報告をすればよいと思う。②各大学からの意見を見ると、中教審答申に対する反対意見がかなりあるが、その反対理由がはっきりしないところもあるので、一般的のアンケートでなく、そのような点だけをアンケートすることはよいと思う。③この問題に対する国大協としての統一見解は極めて困難である。発表するとしても各大学からの回答に忠実な意見を出さざるを得ないと思う。以上のような意見があり、討議の結果、今総会には当委員会としては目下各大学から寄せられた意見のとりまとめ作業を行なっている段階である旨口頭をもって経過報告することに止めておくこととした。なお、報告の場合は、回答のあった65大学の内容を調べて見ると必ずしも大学としての意見でなく、主として学部の意見が多く、その他研究所や個人的意見等を含んでいるので、そ

の点の説明を最初にもらうこととした。また、本日討議したこの意見のとりまとめは、総会終了後も引続いて検討することとした。

## 2. 大学改革の問題について

この問題については、委員長より、前総会以後改革の参考資料として送付を受けたものは、国立大学協会としてその都度各大学へ送付しているが、第1常置委員会として未だまとまったものはできていない旨報告があり、なおこの問題については今後も前向きに検討をしたいと述べられた。

(追記) 別紙配付資料の大学改革に関連する柿内専門委員の意見については、次回委員会の時説明を願うこととした。

## 3. その他

### (1) 放送大学の協力方依頼について

事務局長より、放送大学の開設に当たって、文部省より、国立大学協会に対し協力方の依頼があったがこれに対して特別委員会でもつくって検討したらとの意見も一部にあるがどのようにするかとの提案があった。協議の結果、この問題については、これまで正式には大学側に全く相談を受けていないので当委員会としては後日の問題とすることとした。

(2) 次回小委員会は12月7日(火)午前10時より開会。

(3) 次回常置委員会は、明年1月中旬過ぎ(18日頃)に開会することとし、日時確定次第通知をすることとした。

## (6) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和46年11月16日(火)午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 松永、実方、横田、谷田、長崎、続、

森島、高橋、山岡各委員、安倍専門委員  
去る8月31日付秋月委員長が退任後、後任委員長が未定のままとなっていたので、本日委員長を選出するまで、鶴田事務局長が進行役となって開会。

### 1. 委員長選出について

初めに、事務局長より、委員長の選任については、投票による方法と話し合いによる方法があるが、何れによるかについて諮られたところ、話し合いによることとし、谷田委員(お茶の水大)が出席者全員の推せんによって委員長となり、ついで新委員長より就任の挨拶があり、同委員長主宰のもとに議事を進めた。

### 2. 前回委員会議事要録と配付資料について

事務局側にて前回(7月28日)の議事要録を朗読し、承認され、続いて本日の配付資料の説明があった。

### 3. 身体障害者の大学受入れ問題に関する要望書について

このことに関して、事務局長より、東京大学長より、本協会に対し別紙のとおり要望書の提出があったこと及びその趣旨について説明し、特に添付説明資料の検討事項の「4. 身障者を大学に入れる場合の制約、限界ならびに指導体制」等の点について検討を願いたいとのことであった旨報告があり、協議の結果、この問題については一応今後の検討課題とすることとした。

### 4. 内申書の問題について

委員長より、この問題については、予てから当委員会で問題点を取りあげ検討しているが、本日はまず、続委員から別紙配付資料の「大学入試の追跡」と「昭和46年度入学者選抜方法研究委員会報告(案)」の説明を伺がい、その後で意見の交換をし、さらに検討を進めて行きたいと述べられ、ついで続委員より、つぎのとおり

り説が明あった。

初めに、別紙配付資料「大学入試の追跡」によって、内容の概要について説明があり、さらに、別紙配付資料「昭和46年度入学者選抜方法研究委員会報告（案）」によって、その内容について順次各項にわたって説明があった。

ついで委員長より、内申書の問題を具体的にどうするか話し合っほし旨いの発言があつてつぎのような意見の交換や質疑応答があつた。

- 先般の大学紛争以前に行なつた内申書と入学後の相関関係の調査の結果では、この統委員の報告（案）に記されているものよりも相関関係が低かつた。しかし、調査方法が統委員の調査方法と多少異なつていた点もあると思う。また、古い例ではあるが出身校別に分けて調査をした方が相関が高くなつていた例がある。
- 大学所在地域の高校と地域外の高校の調査を分けてすれば、あるいは違つた結果が現われるかも知れない。
- 公平の立場から見れば、やはり内申書よりは、入試の方がよいようだ。
- 各国立大学が一斉に内申書を用いることは、現状においては無理であるように思う。
- 内申書を県単位とか地域別に統一する考えが高校側にあるようだが、そういうものができればある程度信頼性も高くなつてくると思う。
- 浪人期間中の成果も、たしかにあることはあるので、これを全く無視することにも問題がある。
- 現在考えられている入試のやり方は、高校側のカリキュラムを乱すおそれもあるので、これを改めるとしても浪人に損をさせるようになる心配もある。

○ 初めから、内申書を全面的に採用することは無理であるので、しばらく段階的に各大学ができる範囲で㊦としてチェックして見てはどうか。

○ 大学で㊦としてもれ易くなる心配は多分にある。

○ まず、この委員会の委員の所属する大学で、一定の調査基準をつかつて実施して見たらどうか。

○ 教育研究所に入試関係の資料があれば、参考としてとりよせて見てはどうか。（このことについては、安倍専門委員から現在この資料は、毎年紀要として表発している筈なので必要ならば抜すいて次回委員会までに用意をしてもよいとのことであつた。）

○ 能研テストは、全く悪いと思うかどうかとの質問があつたが、この制度は、いろいろと問題点はあるが必ずしも悪い制度であつたとも思えないとの意見があつた。

○ 内申書制度採用については高校側としての見解もまだ、統一的な線はきまつていないようだ。

○ 大学一本でできないなら、学部単位でも内申書の採用ができるようなこととしてはどうか。

大略上記のような意見があり、内申書問題については今後引続き検討することとし、その資料として教育研究所や各大学、文部省等から適切な資料を集めることとした。

なお、この内申書に関する結論は、いつ頃までにまとめるか目下のところきめていないが、昭和48年3月から高等学校の教科課程の改定があることになつていたので、その時期までには大学側の入試に対する明確な結論を出す必要があると思われる。本委員会としてはできれば明

年6月かあるいは11月の総会までには、はっきりした見解を打ち出すことにしたい。

続いて内申書問題について、さらにつつぎのような意見の交換があった。

- 内申書を入試の代りとするか否かによってその考え方も違ってくるのでないか。
- 内申書の使い方は各大学にまかせざるを得ないと思う。これを全国的に統一することは無理のようだ。
- 群馬大学・新潟大学の推せん入学のとり入れ方についても資料を送付して貰いたい。

#### 5. 大学入学者選抜方法の改善について（中間報告）

このことについては、目下文部省内の「大学入学者選抜方法の改善に関する会議」で検討されているが、統委員より別紙資料によってつぎのとおり同会議の審議状況について報告があった。

上記の「中間報告」の大体の方向はあまり強い線を出さないようで、なるべく各大学の特殊性をとり入れるように一応の意見をまとめた。なお、この会議では本年12月末頃までには最終的報告が発表される見込みで検討をすすめているので、各委員は一応この資料を見ておいてほしいとのことであった。

#### 6. 身体障害者の大学受け入れ問題について

委員長より、この問題については、本日の会議の初めに事情の説明を行なったが、問題の趣旨については特に異論はないが、その実施面についてはかなり種々の問題があると思われるので意見を伺いたいと述べられ、ついでいろいろな角度から問題点を取りあげて意見の交換を行なったが、今直ちに結論を出すことは無理であるので、一応本委員会として今後の検討問題としてはどうか、あるいはこの問題は本委員会の

外に教員養成特別委員会にも関係が深いので同委員会とも連携をとる必要がある。また、この問題は大きな問題であり、理事会に諮って特別委でもつくって検討することはどうかとの意見があったが、本日は決定的の意見はきまらなかった。

#### 7. 総会報告について

来たる11月24日25日の両日行なわれる総会には委員長より、第2常置委員会としては、前委員会以後の概況を報告し、目下入試の内申書の問題を中心として検討中である旨を報告することとした。

- 次回委員会は、1月中旬頃開催することとし、日時決定次第通知することとした。

### (7) 第3・第4常置委員会合同会議議事要録

日 時 昭和46年10月28日（土）午前10時～午後5時

場 所 東京大学附属図書館集会室（3階）

出席者 （第3常置委員会）

広根委員長、松本、福井、池田、後藤、砂崎、山田、平、確井（代、後藤）、藤吉、永松各委員

総山、三島各専門委員

（第4常置委員会）

柳川委員長、村尾、金森、安田、相磯、清水、鐘ヶ江、鈴木、藤本、曾沢、力武各委員

広根第3常置委員長主宰のもとに開会。

広根委員長より、開会の挨拶があったのち、確井委員（島根大）の代理として出席された後藤教授、また綿貫小委員長が外国出張中の間山田委員に代理をお願いした旨、紹介があった。

について事務局から配付資料の説明があり、続いて前回(9月21日)の第3・第4合同常置委員会議事要録を朗読し、承認され、議事に入った。

## 1. 学寮に関する調査研究報告(案)のとりまとめについて

初めに広根委員長より、本日は、去る9月21日開催の第3・第4合同常置委員会において各委員より出された意見を基にして、その後小委員会において検討の結果、別紙のとおり修正案ができたので、これについての審議を願いたいと述べられ、ついで審議の進め方について協議の結果、問題の重要性にかんがみ、また、総会報告との関係もあり、慎重に検討し、内容を十分納得しておく必要もあるので、逐条的に審議を進めることとした。

ついで、審議に入り、先ず、山田小委員長代理より、小委員会において修正案をまとめるまでに至った経緯について説明があり、続いて三島専門委員より、つぎのとおり修正方針と主な修正点について概括的説明があった。

- ① 修正は、10月7日の小委員会の意見をとり入れ、全体的にできるだけ簡略化し、文章の重複をさけた。部、章、節の記号を統一し、Ⅰ部・Ⅱ部・Ⅲ部相互間の内容の重複をさけた。
  - ② 「まえがき」は、前案と殆んど同じである。
  - ③ 「第Ⅰ部」は、できるだけ表現を客観的に改めた。
  - ④ 「第Ⅱ部」は、問題別に区切りをつけ、それぞれ標題をつけた。また、学寮の適正規模と在寮年限などに関する部分を削った。
  - ⑤ 「第Ⅲ部」は、全体を二つに分け、抜本的改革の必要性和十分な成果をあげるための諸条件について述べ、未来像の追究の必要性を入れて、内容をこまかくした。
- 以上のように先ず、全般的の説明があり、つ

いで事務局で報告(案)の全文を各項目別に朗読し、各項目ごとに修正起草者である三島、総山両専門委員より修正箇所をあげて、その修正の理由等について説明があり、続いて、各項目別に詳細にわたって質疑ならびに意見の交換を行ない、慎重に検討した結果、別紙のとおり修正をすることとし、本委員会の報告(案)とすることとした。なお、報告(案)のうち、一部字句の表現等の修正については、本日の委員会意見のをとり入れ小委員会で修正するよう一任された。

最後に、福井委員(東京芸大)より、学寮に関する具体的な設置形態やその他の細部に関しては、必ずしも全国立大学を画一的に扱う必要はなく、その大学の特殊性に応じた現実的な配慮が必要であることを報告にもり込んでほしいとの意見があった。

## 2. 報告(案)の取り扱いについて

本日の委員会で修正した(案)を、本日委員会終了直ちに小委員会を開催し、一部字句の修正補足を行なって報告(案)をまとめ、本委員会としての成案をつくり来たる11月8日の理事会に諮り、了承を得れば、これを総会に提案し、承認があれば、直ちに各大学へ送付し、各大学の意見を求めることとした。

各大学からの回答期限は明年2月末締切りとし、この回答を待って小委員会でさらに検討することとした。

## 3. 大学卒業予定者就職問題について

このことについては、「大学卒業予定者就職問題懇談会」において、協議を重ねた結果、本年も前年度と同様の取り扱いをすることに申し合わせを行なう予定である旨報告があった。

(文科系・理工系共7月1日就職事務開始)

## 4. その他

柳川第4常置委員長より、つぎのとおり報告があり、これらのことを理事会に経過報告をする予定である旨述べられ、了承された。

- (1) 学生の災害補償の問題は、その後文部省においても本格的に取りあげ、目下実施の方向で検討中である。
- (2) 共同利用研修施設の問題は、その後文部省側でも前向きに検討を続けており、実現の方向に向っている。
- (3) 育英奨学制度拡充問題、奨学金額の引上げ問題、銀行ローン利用制度等については、その後文部省において積極的に検討をしている。

## (8) 第3・第4常置委員会合同会議議事要録

日時 昭和46年11月24日(水)12時~13時

場所 薬業健保会館会議室

出席者 山根、柳川両委員長外各委員

広根第3常置委員長主宰のもとに開会。

広根委員長より、ご承知のとおり本日午前中の総会で別冊「学寮に関する調査研究中間報告」(未定稿)について報告した際、種々意見の開陳があり、その討議の過程において、問題の難しさからこれ以上の討議は不可能であることが推察されるにいたり、本問題は①一応打ち切った形とし、表題は「学寮に関する調査研究資料」と改める。②本日は、配布しているものを回収し、あらためて前書をつけて各学長に参考資料として送付することとなったが、このことについてはなお、第3・第4常置委員会の合同会議で検討し、その結果の処置を会長と第3・第4常置委員会委員長に一任されたので、これが処置について審議したいと諮られ、討議の結果、①アンケートに基づき検討した別冊

「学寮に関する調査研究中間報告」(未定稿)を「学寮に関する調査研究資料」と改め、あくまで参考資料として、本日総会で配布したものを回収した上、あらためて別途学長に送付する。

なお学長宛の送付文案については、別紙事務局長私案を検討の上これを採択した。②アンケートに基づき検討した別冊「学寮に関する調査研究中間報告」の検討は打ち切ることとし、学寮問題はあらためて検討することとする。ことに決定した。

## (9) 大学卒業予定者就職問題懇談会要旨(文部省主催)

日時 昭和46年11月5日(金)午前10時~午後1時

場所 学士会館(神田)

参加者 国立大学協会 富山東京水産大学長(第3常置委員)鶴田事務局長、丁子次長  
公私立大学団体関係者

日経連佐々木雇用教育部長、喜多村同課長

文部省齋藤学生課長、小岩同補佐ほか

### 概要

文部省側の主宰の下に進行。

前回に引き続き、来年度卒業予定者に関する就職時期の申し合わせについての各大学団体内部の協議状況報告と青田買い防止について協議した。なお、文部省側および日経連側よりも、それぞれの調査に基づいて本年度の就職内定状況、来年3月各社の採用計画調査について報告があり、また、最近の経済界の動き、各大学の就職事情等について懇談が行なわれた。申し合わせは、次回までに各大学団体の正式機関に諮って各結論を出すこととし、見通しとしては、概

ね本年同様の線に落ちつく見込になった。

## 1. 文部省ならびに日経連よりの報告

大学団体の話し合いに入る前に次の報告があった。

- 文部省報告 ①本年の就職内定状況、就職希望者30,565人中内定者19,624人(10月1日現在)で64.24%に当たり、一昨年同日は64.4%であるので、客観情勢は当時とちがっているにもかかわらず、この比率の点では殆んど同じである。②工業教育協会の態度について、7月一本に統一したことについては、大体は賛同している。ただし一部に10月1日と主張する人もおり、今後就職委員会においてなお検討する由。
- 日経連 ①経済界の変動と大卒の就職。経済界のこれほどの激変にもかかわらず、大卒については、今のところ取消しはない。これは、ドルショック以前に内定していること。設備投資の抑制で中高卒には直接の影響が出てきているが、大卒については、将来の基幹要員としてある程度充足していかなければならないこと。日本経済の過去の蓄積があったこと等によるものと思われる。ただしこれは、来年3月卒業生についての話しであって、再来年の卒業予定者については全く見当がつかない。②来年3月卒業予定者の採用計画調査。関東経営者協会会員2,000社中回答646社(7月調査)(イ)不採用会社は昨年春調査(11.1%)よりやや上回る(13.0%)。(ロ)採用予定者26,634人前年比1.4%増で昨年調査に比べ大巾低下(前年比19.7%)。(ハ)職種別。事務販売職4.5%増、技術職5.5%減。(ニ)学歴別、大学院卒昨年より大幅減、4年制卒。事務販売職昨年より僅かに増。技術職は減。(ホ)採用増理由。「人材育成強化」「事業拡張」「業務量

の増」採用減理由。「少数精鋭」「過去に多く採用」「経営合理化」。(ヘ)女子。46年3月の採用実績より0.5%増。

## 2. 各大学団体の内部協議状況報告

- 国大協 ①本年の就職事情について。とくに各大学に対し照会はしなかったが、各種委員会等の際各大学の状況について知り得たところでは、大体昨年と同様の模様で、不況の影響は今のところ現われていない。②申し合わせの内容。第3常置委員会としては、本年と同じく事務系技術系とも7月一本の線を希望している。③今後の手続。11月中に理事会、総会に諮って正式に決まる予定である。
- 公大協 加盟各大学に対し照会したところ、7月一本については概ね賛成で支障はない。青田買いの状況については、各大学とも迷惑をしており、極端な例としては、45年11月頃から申込があり本年2月頃内定したものもある。申し合わせ違反の会社は1,460社に及ぶ。
- 私大連 就職問題は、従来は15名の委員による就職委員会が協議していたが、今年からは加盟全大学の部課長就職協議会でやることになり、去る11月5日に7月の線を決定した。
- 私大協 常任委員会では、本年どうりとするを申し合わせ、もう暫く本年の状況を見ることにしている。
- 私大懇 大体本年どおりでよい。11月中に正式に決定する。
- 国短協 短大の就職はこれから初まるので、秋から来年2月頃までである。申し合わせの時期については、大勢に従いたい。もっと遅くともよい。
- 公短協 ①所属短大43校(内5校「夜間校で特殊事情あり」)10月15日現在就職希望者の60%内定。卒業までには全員決定の見込。内

定者のうち10月15日現在取消し1名。②協定期間については、43校中現状希望15校変更希望5月1校、6月3校いずれも技術系。他は9月または10月以降希望。

○ 私短協 7月一本に賛成。取消等の話は聞いていない。

○ 文部省 以上の各団体の報告によれば、来年も今年どおり7月一本にして、なお様子を見守ろうというところが多いようだ。また、申し合わせの決定はなるべく早くして欲しいというのが、大学側、採用者側とも一致した希望だと思うので、遅くとも12月中には最終決定にもちこみたい。それで12月初めに確認の意味で次回を開催することにしたい。

### 3. 青田買い防止について

○ 高校卒の就職解禁日は、今年から10月1日になったが、その裏には二つの背景があった。それは産業界の方からのものではなくて、一つは今まで就職担当者任せで来た高校長会が強力な申し合わせをしたこと。一つは企業側と学校との間に職安が仲に入って、職安の確認がない者は会社も受けぬという措置をとったことだ。このような体勢作りをすれば効果はあると思うが、そのようなことを大学側にもちこむことの可能性はあるものだろうか。職安では、大学と企業の中に介入する意思はもっていないようだ。

○ 学生で個々に動く者が目立って多くなっている。内定しても大学側に報告もなく、どうすることもできぬ。

○ リクルートセンターや週刊誌等に早くから流れる就職情報が、学生側の動き出す原因にもなっているのではないか。

○ 大学側は、学生が勝手に動くのを止めさせようとしな。また、学生ももう大人だから

そこまで大学が立入るべきでないと考えているのではないか。企業と学生本人との直接交渉になって仕舞っている。それを守らせるためには、発想法を根本から変えて、高校の場合のように何かそれを後から引留めるものがないと効果があがらない。

○ 数年前に、文部省と大学団体とで申し合わせ無視の多い業種の業界団体を訪問して回って懇談したり、また関西まで出かけて経済界の代表と懇談したりしたことがあったが、その効果はどうか。

○ 新聞報道部門や日本航空などは、あれで改めてくれたのではないかと思う。関西方面の会合は企業側の根廻しの意味だったようだ。

○ 大学側にも、「学生が可愛い。早く決めせたい」という弱い点もある。大学の中には、教授が早くから会社まわりをしているところもないではないようだ。

○ 求人申込開始時期について、今まで特別な申し合わせはない。大学側としても、早く来た情報を学生に伝えて何が悪いかという理屈にもなる。

○ 「青田買い」という言葉はあるが、「青田売り」という言葉はない。このことについては、企業側の協力が何より大切だと思うが、しかし守られない責任は、企業側だけでなく大学側と両方にあるのだろう。

○ 大学がいくらよい教育をしようと思っても、青田買いをやられては、折角の教育計画が紊されて仕舞う。お互いに協同して正常化をはかりたい。

○ 次回には申し合わせとともに青田買い防止についても、なお協議されたい。

その他、就職事務開始とは何を指すか、野放しにした場合の得失、申し合わせの現時点での

意味、成績証明書の要求をしないところが多い等のことが話題になった。

今回は12月4日(土)10時~13時私学会館(私学3団体当番)と決定。

## (10) 大学卒業予定者就職問題懇談 会要旨(文部省主催)

日時 昭和46年12月4日(土)午前10時~午後1時

場所 私学会館2階

参加者 国立大学協会広根山形大学長(第3常置委員長)

丁子同事務局次長ほか公私立大学団体関係者

日経連喜多村雇用課長

文部省斉藤学生課・小岩同補佐ほか

### (概要)

斎藤学生課長の司会により開会。

本日の会合の目的は、

- (1) 47年度申し合わせの内容の確認について
- (2) 申し合わせの実効をあげるための手だてについてのところ、そのうち(1)については、前回以後各大学団体ともそれぞれ正規の機関に諮り正式に決定した結果を報告し合い、終局的に前年どおりの文案で、来年度の申し合わせをすることに合意した。

なお、日付については、私大協会の都合があるため文部省に一任して、なるべく早い日付にするよう希望した。

また(2)については、申し合わせの趣旨徹底のためか行って行なったように、文部省初め各大学団体が企業の上層団体を歴訪すること、文部省日経連と共同意見表明をすることその他について、種々意見交換が行なわれたが、目下経済界

の異常な変動期に際会して、今後の見通しが立ち難い関係もあり、なお懸案として今後の検討課題とすることとした。

(内容)

### 1. 申し合わせについて

#### (1) 文部省および各大学団体よりの報告

文部省 日本工業教育協会においては、昨年以來一部に10月1日開始の線が出ているが、朝令暮改も如何かとのことで、全体としては本年どおりということになった。

国大協 去る11月8日の理事会において、また同24日の総会において、担当常置委員会の報告どおり7月一本の線で申し合わせすることについて、承認された。

私大連 11月30日総会で決定。

私大協 11月25日総会で了承

私大懇 前回報告のとおりである。

国短協 国大協と同意見である。

公短協 11月17日臨時総会を開催承認された。ただし、正直者が馬鹿を見ることのないようにされたい。

私短協 前回どおり。

公大協。(本日は欠席したが、7月一本に決定していると電話連絡があった旨報告があった。

#### (2) 申し合わせの内容

別紙のとおり前年と同文とすることに各団体とも合意した。

#### (3) 申し合わせの日付その他

私大協から1月24日に理事会が予定されているので、その日付ではどうかとの話があったが、国大協初め各団体から、折角申し合わせが成立したのだから早い日付にしたい。遅くなつては意味がないとの意見が出され、文部省において私大協と協議してなるべく早くするよう、希望して文部省に一任することになった。

なお、文部省が申し合わせを公表するに際しては、今回はドルショック等の関係もあり、新聞社等でも関心が深いと思われるので、十分に趣旨を説明することとされた。

## 2. 実効をあげるための手だてについて

文部省から、この方法として①昭和43年度同44年度趣旨徹底のため行なった企業側との懇談会、また、②昭和45年度申し合わせの際大学8団体と日経連、文部省も加わって行なった共同意見表明の、経過ならびに状況等について報告があり、それを中心に大体次のような意見の交換が行なわれた。

- 各企業をまわって見ても、協力について確認を求めるといふ程度の意味はあるが、結局その程度にとどまるのではないか。
- 当時は就職条件が今よりはるかによかったが、最近では当時とは大分状況がちがう。

為替レートがどうなるか、課徴金がやめられるか等の問題が決まらないうちは、経済の見通しとして今のところ何ともいえないのではないか。一般的には、恐らく再来年3月期決算までは思わしくなからうというのが、経済界大方の見方と思われる。

- しかし業種によっては景気後退のものばかりでもない。また同じ業種でも企業によってドルショックの影響は一様ではない。
- 企業団体として協力するといっても、実際問題として今できることは、それぞれの下部の会社に手紙を出したり機関誌に書いたりして、趣旨徹底をはかる位のことしかできない。もし、趣旨徹底をこの際真剣にやるというのなら、少なくとも二つ三つの業種の200社位に結束を求めて、犠牲を払って貰う位のことが必要だ。それができるなら、ある程度の効果はあげられよう。しかし、問題はその

結束を一体誰がやるかということだ。

- 高校卒については、前回に述べたように、今年から体勢作りができて効果をあげているが、大学の場合、企業と学生個人または大学との間に入って来るものが何かあるだろうか。もっとも高校生は自分で会社まわりをすることはないが、大学生は自分で勝手に動きまわるから、なかなか効果をあげ難からう。
- 不況になって、青田買いはどうなるかがよく問題になる。また一方、不況で就職難になるのでないかということもよくいわれる。
- しかし、不況といっても、青田買いの最先端といわれる金融業界には、不況はない。商事会社といってもそれほどでない。とにかく輸出は伸びているのが実情だ。また、新聞報道部門も国内関係だ。不況だからといって青田買いがやむとは思えない。
- 大学団体、日経連、文部省の共同意見表明は、賛成の趣旨を確認した意味のものだから、繰返して何度もやる必要はないのではないか。
- 今までより申し合わせを推進させる方法の模索については、今回はこの程度として今後名案を思いついた場合にいつでも提案して貰うこととしたい。

## 3. その他

大学院卒の就職について

業界では、大学院卒は文科系はもちろん技術系でも余り重視しないようだ。大企業で研究所をもっているようなところは、自分で企業開発をやっている。文科系には、教員などを一時やってそれから進学して来る者が多い。

学部卒の就職について

- 大卒の人数は、来年も再来年も増す一方だ。統計上では、昭和50年まで増すことになっている。供給は増すが、需要の方はドルシ

ヨックの関係等でどうなることか。

- 大卒については、採用取り消しは今のところ殆んどない。職安の話をきいてみても、全体としては好況である。
  - 今の不況は現場部門の問題であり、大卒は、将来の幹部要員及至システム関係等特殊要員として今後寧ろ拡大されるのではないか。
  - 企業での人の配置は、技術系は別だが、文科系の者については、職種別採用を殆んどしていない。法科卒を経理部門にまわす等。
  - 企業では、人の採用は総合判定でやり、素材として採る。技術系の現職教育は、会社でやるという考え方だ。
- 就職後の再教育について
- 中教審答申では、世の中の変化が激しいから大学も4年やる必要はない。できるだけ3年にして、卒業後実務の経験を積んだ上で再教育のため大学院へ入るのが適当であるといっているが、就職後に大学院へ行くことを認める企業はあるだろうか。
  - 殆んど考えられない。特殊部門で専門を勉強させるといふものは、多少はあるだろうか。
- その他

暴力学生の就職問題がいろいろ話題に出て、関連して教員の過激派活動、これからの学生運動の動向、見通し等にも及んだ。以上をもって散会。

## (11) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和46年11月6日(土) 午前10時～午後1時  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 後藤委員長  
関、博田、石川、越村、小野、芦田

(名古屋大)、小島、芦田(愛媛大)、青木、日高各委員

説明者 日本学術振興会岡野常務理事

文部省 植木留学生課長

議事に先だち、委員長より、新たに委員とされた関茨城大学長を紹介され、続いて、本日は、日本学術振興会から同会の事業内容について総会で説明する機会を得たいとのことであったが、総会では議題も多く時間的な関係もあり、関係の深い第5常置委員会が代って説明を聞きこれを総会に取りつぎ説明することとしてはどうかと思うので、取りあえずここで話しをうかがうこととしたい旨を述べられ、臨席の岡野常務理事の紹介があった。

### 1. 日本学術振興会の事業について

岡野常務理事より、日本学術振興会の今日に至るまでの沿革について説明の後、別紙の日本学術振興会流動研究員・奨励研究員等事業一覧(1)・(2)により、流動研究員・奨励研究員・外国人流動研究員・外国人奨励研究員・英国派遣研究者の募集の趣旨・応募資格・46年度申請数、採用数・支給する資金、旅費等・採用、招へい、派遣期間・申請受付期間・結果の通知時期について、および同会の学術の国際的協力事業一覧(別紙)により、日米科学協力事業・日米教育文化協力事業・国際共同研究事業・海外地域研究センター事業・海洋生物学研究事業・日英科学者交換事業の趣旨、事業内容について逐一説明があり、特に来日外国人研究員の宿舎については施設も不十分であり何かと配慮を願っているが、大学から要求があれば文部省でも文教施設費で優先的に考える筈であり、大学でも是非お考え願いたい旨附言された。

以上の説明に対し、近時外国の学者で来日を希望する者が多いが、これを受け入れる場合の

選考前の段階で手続を制度化し、権威ある学会とタイアップして、先方側である程度しぼらせるとよいと思うとの意見があった。

以上については、総会当日関係資料を配付し第5常置委員長が説明報告することで了承された。

## 2. 留学生の問題について

次に、文部省植木留学生課長より、昭和47年度留学生関係予算概算要求主要事項について、別紙により ①留学生の派遣 ②留学生の受入れ ③留学生に対する教育指導の充実 ④留学生に立する福祉事業 ⑤私費留学生に対する助成について、それぞれの現状と昭和47年度の要求の内容について説明があり、以上の説明に対し、

- 地域研究については、人文系（歴史、文化等）に偏しているように思われるが社会学・医学・農学関係の面の意見を聞く必要はないか。
- 単に人文系だけでなく他の面についても検討したいとの意見も出ており、48年までには実現をと考えている。
- チューター制度について、大学院レベルだと教官は大変な努力を必要とするので、教官側についても何かと考えてほしい。
- 教官側についても考えたが、ネックがあって難しい。チューター制度の形で報いることを考えている。何か良い方法はないか大学でも検討願いたい。
- 主として学部留学生の問題であるが、留学生教育の根本問題の解決の大きな鍵は、入学してからの問題もあるが、入学以前の問題として、素質の良い者を選考する方法にある。
- 当該大使館で委員会を作って選考してほしいと要求し、ほとんどの国がこれに応じているが、教育制度の違いもあって難しい点があ

る。

## 3. 今後の検討すべき問題について

第5常置委員会としては、留学生の問題に限らず積極的に問題を取り上げて検討したいとの意見もあり、今後は幅広く取上げたい。昭和47年度予算に関する要望事項中にも、大学の研究教育における国際交流関係経費（留学生の交流・チューター制度の実施・私費留学生の援助）の増額が取り上げられている。これらの問題のほか取り上げたい問題について、各委員においてそれぞれ考えておくこととした。

## (12) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和46年10月29日（金）午前10時～午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤会長

近藤委員長、丹羽、中林、渡辺、隅谷、鎌田、馬場、井手、井上各委員  
田口、稲野、手塚各専門委員

説明者 安養寺審議官、大崎大学課長、沢田人事課副長、大門庶務課長補佐、日下人事課係長

近藤委員長の主宰により開会。

初めに、文部省より出席された安養寺審議官以下関係官の紹介があり、続いて事務局において前回の議事要録を朗読の後、本日の審議資料について説明があって、直ちに議題の審議に入った。

### 1. 定員削減の問題について

定員削減の問題は大学にとっては重大な問題であり、かねてより善処方を要望して来たが、このたび大学における今後3年間の「その他の職員（医療職⇒看護婦を除く、）」削減目標数が

内報されたので、特に文部省より、本問題について説明をきき、ついで質疑応答および意見の交換を行なった。取りあげられた主な問題点は次のとおりである。

(1) 教育研究の特殊性と削減率について

○ 去る8月10日の閣議において決定された定員削減(第2次)の実施については、文部省としても国大協の要望にそうべく努力したが、事務職員については理論づけが難しく苦慮した。しかし別紙資料分類内訳にあるとおり、他省に比して幾分ゆるくなっており、行政職(一)、行政職(二)の一部の削減率6%が新たに認められ、また算出配分の(2)のとおり、国立学校の行政職職員の45%が研究補助に当たっていると、この教育研究の特殊性にかんがみ削減率が通計して7.7%となった。11月中旬から各大学の定員管理計画について局長および部課長から説明をきくことにしている。

(2) 「内報」とある趣旨について

○ ①基本となる具体的な定員は年度毎に決まるので、したがって来年4月1日現在で確定するものであること ②看護婦については教官と同様この通知から除いてあることなど未確定な点を含むので内報とした。また、この通知は内報となっているが、このことだけについては改めて正式に通知はしない。

(3) 他官庁との定員削減率の比について

○ 「別表」について説明があった。

(4) 欠員補充の措置について

○ 欠員の補充ができなくなると、現実の問題として、事務処理上支障を来すことになるので、積み残しの分を1年おくれ位に措置することにしてほしい。

○ 増員要求との関係もあるので、いまの時点で積み残しを認めることは困難である。

(5) 3年間の幅をもう少し考えてほしい。

○ ①昭和39年の事務職員5%の削減により、現在欠員が少ない。しかもその欠員も自分の大学では看護婦が約半数を占めている。②研究教育補助者の多くは、特定の研究教育の補助者であり、配置転換が難しい③研究補助者の欠員は研究教育に支障があるので至急に補充する必要がある。増員要求が認められた中から埋め合わせる方法は考えられないか。

○ 定員削減は国民の声であるが、個々人の身分保障は別として、増員を減員とからませて考える可能性はありうるかも知れない。

(6) 削減すべき定数に満たない場合の措置について

○ 来年4月に、減員が大学で削減すべき定数に満たない場合にはどう措置することになるか。

○ 文部省全体の数字によることになる。全体像も考えて3年の内で考え、大学ごととしてはどの時点で考えるかが問題となる。

○ 人員の必要があつて、どうしても欠員を補充する場合には他大学からでも流用できるように文部省のプールで操作してほしい。

(7) 勸奨退職者と級別定数の関係について

○ 級の高い者が退職した場合の級別定数のやりくりの問題はないか。

○ 級別定数は年度更新により、4月1日現在の定員を基礎とするものであるから問題にはならない。

(8) 行政職職員の定数と教官定数の相互流用について

○ 流用はできない建前である。

(9) 非常勤職員との関連等について

○ 非常勤職員の問題は大学として大きな問題である。この問題との関係をどう考えるか。

○ 融通のきく大学ときかない大学がある。きかない大学の分をきく大学がかぶることはどうか。特殊は特殊なりに処理するほかはないではないか。

○ 第2次削減と臨職の問題をからませると、新しい問題の要素をつくることになる。ミックスして考えるのがよいかどうか。

○ 臨職1万人の半数は短期間の者である。これをどう評価するか。実態調査の上仕分けをする必要がある。

○ 本来必要なものが配属されていないことが認められればよいが、その見通しはどうか。

○ 行政管理庁から、大学の教育研究の現場に向向いて、実情を目で見てもらったが、今後も続けたい。

## 2. 教官の定員削減について

### (1) 教官についての問題点

○ 学問の進歩に対応した施策が必要ではないか。講座について見ても、1.1.1 といった考えが依然として変わっていない。しかし教官の仕事は非常に多くなっていることは事実である。こういった点など考慮できないものか。

○ 定員削減に伴い、講座制の教官研究費は減らないが、学科目制等について研究費が減ることは困る。学科目制等についても、教官研究費が減らないよう文部省において留置き予算等で考慮してほしい。

### (2) 教官の定員削減の処理方法について

○ 教官については、時間をかけて検討したい。ある時期に国大協とも連絡して進めたい。

○ 特別な事情があって大学で過員になった場合、文部省のプールで考える（プール案）ことに願いたい。

○ 不完全講座の充実状況が大学毎にまちまちである。これを一定の基準に照らして割り当

てることにでもしないと公平を失することになるので考えてほしい。

（昼食）（文部省側出席者退席）

### 1. 国立大学の定員確保に関する要望書について

国立大学の研究教育に必要な職員の確保は極めて緊要な問題であるので、この際要望書を提出することとし、これについて審議した結果案を得たので、これを明日（10月30日）加藤会長、近藤委員長、鶴田局長が同道し村山文部次官その他関係官に会い、文部大臣に提出することとした。

なお、時期的な関係もあり、理事会総会には事後承認を求めることとし、各大学長には本文と本日の議事要旨を報告すると同時に、各大学においてもこの趣旨を参考として特に配慮を願うこととした。

### 2. 授業料の問題について

本問題については馬場委員において、さきに提出願った意見と本日提出のあった意見を考慮の上原案を修正し、事務局長までお届け願うこととした。

### 3. 待遇改善の問題について

本問題については、さきに関係筋へ要望したが、文部省においても内部的に問題点を検討中のことであり、初中局との関係や沖繩国会などとの関係もあって多少審議がおくれている模様である旨報告があった。

## (13) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和46年11月16日（火）午後2時30分  
～4時40分

場 所 東京大学附属図書館大会議室

出席者 近藤委員長

丹羽、中林、加藤、馬場、田中各委員  
高梨、田口、針貝、稲野、手塚各専門委員

近藤委員長主宰のもとに開会、直ちに審議に入った。

### 1. 国立大学の授業料増額についての要望について

先ず、別紙要望書(案)を朗読し、これが作  
案の経過について、鶴田局長より、この授業料  
の増額については、今後何時具体化されるもか  
も知れない状況だったので、情勢に応じて対処  
する必要から、去る11月8日の理事会に諮って  
承認を得、これが提出の時機については会長に  
一任されていたものであるが、去る11日、12日  
の新聞(別紙)紙上に、国立大学の授業料値上  
げの記事が出たので、早速文部省に質したが、  
今日の段階ではまだはっきりしていないとのこ  
とであった。その後の国会の論議等の状況にか  
んがみ、早急に意見を表明する必要があると認  
められたので、来たる19日に会長、馬場第6常  
置委員会委員が同道して、大蔵省・文部省に出  
向き説明の上要望することとし、同日午後1時  
には新聞記者会見を行ない発表することになっ  
た旨報告があり、異議なく了承された。

### 2. 国立大学の授業料について

馬場委員立案にかかる別紙「国立大学の授業  
料について」について審議に入り、委員長より  
本案については会長にも検討願って若干の修正  
意見があったので、先ずその点を口頭で説明  
し、その上で一応朗読することとされ、鶴田局長  
よりその修正点について説明し、なお各項に標  
題をつけることとしてその標題案(別紙)も併  
せて説明があり、一部修正を加えて朗読の上、  
検討し、別紙のとおり一部字句の修正があつて  
これを可決した。なお本稿は、要望書にも添付

し、記者会見にも発表し、各大学へも要望書に  
添付して通知することとした。

## (14) 医学教育に関する特別委員会 議事要録

日 時 昭和46年10月27日(火)午前10時30分  
～午後2時15分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 清水委員長

柳川、加藤(陸)(代、鈴木教授)、  
相磯、長崎、北村各委員  
吉利、堀口、中川各専門委員

清水委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつたのち新たに  
委員になられた北村徳島大学長と加藤委員(東  
北大)の代理として出席された鈴木教授の紹介  
があつた。ついで事務局から本日の配付資料の  
説明があり、続いて前回(5月28日)の委員会の  
議事要録を朗読し、承認されて議事に入った。

### 1. 国立大学医学部の学生定員と教官の増員について

初めに委員長より、最近文部省においては、  
医師の増員という社会的要請にこたえて、医学  
部学生の定員増募が計画されているが、学生の  
増募は教育研究諸要員と施設設備の整備充実  
等が伴わなければ到底医師の養成はできな  
い。全国医学部長会議でも目下この問題を取り  
あげ検討しているが、学生を増員するには、必  
らずそれに伴う教官の増員(従来は教養関係で  
は学生20人に対し、教官1名程度であつたが、  
今日の医学教育は、学生10人に付1名程度の増  
員が必要と考えられるのでこれに見合う定員)  
と予算の増額が前提であるべきだ。文部省とし  
ては医学教育機関を増強する場合、医科大学を

新設するよりもむしろ既設の医学部を拡充する方が予算も比較的少なく実現性があるものと考えているとの報告があった。

ついで、委員長より上記のような考え方で、国立大学協会として学部学生の定員増については、医学部長会議で主張しているように特に教員の増員が欠くべからざる前提条件であるとの要望書を出すかどうか、この点について検討してほしいと提案があり、続いてつぎのような問題点をとりあげて意見の交換があった。

- 医学部の学生定員は、かなり増員したにも拘らず、講座の定員は従前のまま（ただし、診療要員は若干の増加があった）で、教官は著しく不足し、現状では到底満足な医学教育はできない。要望書は取り急いで出すべきだと思う。
- 国立大学医学部長会議では、本年夏以来つぎのような方法を考えているようである。
  - (イ) 医学部学生定員増については、教官の増員、施設の増強等全般的に予算の増額を要望し、これらの裏付けがなければ安易に増募を受入れられない。
  - (ロ) 関係省庁に上記の事情を説明し、特に教官の増員をはかるとともに、政府の第2次定員削減の実施に当っては、医学の特殊性を考え、国立大学医学部の定員削減については格段の決意をもって、その適用を除外すると共に、さらに総定員の枠外として取り扱うように要望する。
  - (ハ) 学生の増募については、教官の増員、施設、設備の増強等の裏付けが確認されなければ、引受けできないので、それまで見合わせられたいことを要望する。
- 医学部教官は、平均週講義・指導に12時間程度とその準備に36時間程度を要し、大部分

の時間を教育についやし、殆んど研究時間がないような状態である。

- 医師不足の問題は、予てから多少論議されていたが最近とくに社会的に大きくとりあげられ要望の度合いが強くなってきた。しかし、ただ外国の例をとって人口何人に対し医師何人を必要とする等論議をするよりも実際に日本の事情を十分調査し、実態を把握する必要があると思う。社会的要請に押されている面があり実際の医療機関からの要求ではないようにも思う。
- 医師不足の要求は、地方自治体や自治体病院から強く出されている。
- 医師不足の声は、要するに医師の偏在によるものと思われる。大学としては地方の要望も考えなければならないが、僻地には一般的に行きたがらない傾向が強い。この解決は重大な問題である。
- 医科大学だけ増設しても、教官の養成には少なくとも2、3年の期間を要するので、適当な教官を得るのに困難があると思われる。
- 医師不足の声が大きくなった原因は、いろいろあるが、これからの時代は、国民各人の権利として診療を受けるという考え方が強くなってきたのもその一つであると思われる。
- 僻地では、優秀な医師よりも程度の低いものでもよいとする声もかなりある。
- 現在は情報化時代になってきたので、無医村の場合は、看護婦程度のものを常駐させ、必要に応じて比較的近くにある市や町の設備の整った病院へ病人を運ぶことも考えられる。
- 医師会側では、医学部学生の増員は、比較的賛成者が少ない。
- 教官の講座定員の1.1.2は、全国立大学が一率であるようだが、学生数を考慮に入

れて定めるべきである。

- 教育要員として既設各講座にせめて「講師」の増員を要望したい。
- 日本の医学教育は、学校のスタッフだけで行なっているが、外国では外部の病院でかなりの部分が行なわれている。
- 国立大学で学生増募に反対すると、程度の低い医科大学ができるようになるおそれもある。
- 結局、国立大学の立場としては、増募せざるを得ないことになると思うが、それには要員増、施設その他の条件をつけるべきだと思う。
- 国立大学協会として意見を出す場合は、病院長会議、医学部長会議、国立大学協会がばらばらの意見ではこまるので、一致した見解を出す必要がある。また、要望をする場合は、あまりに理想を強く打ち出さず、先ず、実現性のある要望をすべきである。
- 学生定員の限度は、確たる根拠はないが講義上、室の収容力、学生の管理等の面から考えて、日本の現状では大体 100名程度までが適当であろう。

大略上記のような意見があり、最後に委員長より要望書を出すか出さないかは差し当たり別問題とし、目下開催されている全国国立大学医学部長会議の意向を近日中に確かめ、医学部の学生定員増の問題は、国立大学としては医科大学新設の方向で進むべきで、もし既設大学の定員増で進むなら、人員、施設等相当大幅な拡充をすべきであるとの要望を打ち出すべきではないかとの意見が述べられ、種々検討の結果、上記のような趣旨の要望書を出すこととした。ついで、要望書の作案は、委員長が近日中に医学部長会議の意見を確かめた上、本日討議した意

見を考慮に入れ原案をつくり、その案を至急各委員に送付し、了承を得れば、来たる11月8日開催の理事会に諮ることとした。

## 2. 医学教育改革の問題点について

前回の委員会に引き続いて、自由討議の形で次の点を取りあげて意見の交換を行った。

- 東京大学においては、大学紛争以後、医学教育においては根本的に変わったものは無いが、こまかい点についてはかなり改革を行った。例えばカリキュラムの編成の方法等については大幅に変更をした。
- 講座制の利害得失について
- 内科と外科に志望者が集中する理由
- 臨床大学院について（臨床の大学院は学位をとる近道だとする感がある。現実には臨床には大学院生はほとんど入って来ない。現在の状態を変える必要があるようだ）
- 臨床大学院不要論
- 学位と専門医との問題
- 次回委員会について  
総会前に開会の必要があれば11月中旬頃開会するが、特にその必要がなければ開催しない。

## (15) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和46年10月26日（火）午前10時～午後1時

場所 東京大学附属図書館会議室（2階）

出席者 加藤委員長

広根（代、白石）、松田、谷田、広橋、谷口、北村、田中各委員

日高、吉武、佐藤、高木各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、広根委員の代理として出席された白石教授の紹介が

あり、ついで、前回（7月21日）委員会の議事要録と8月20日開催された小委員会の議事要録を朗読、一部字句修正があって承認された。

続いて、委員長より議事に入る前に、図書館学講座の増強について意見を伺っておきたいと前置きされ、図書館学講座の増強を考える場合①現在基盤のある東京大学と京都大学を先ず増強する方法②一般的に他の国立大学へ図書館学講座を設ける方法の二つが問題となるが、このほかに第3の方法として全国を地域的にいくつかのブロックに分け、その地区の何らかの大学に設置することは考えられないかとの質問が出された。ついで、この第3の考え方について意見の交換を行なったところ、この方法も十分検討に値する案であり、新しく設ける場合具体的には九州、四国、中国、中部、東北、北海道程度の地区に置いたらどうかとの意見があった。

最後に今後東京大学・京都大学以外の大学に図書館学講座を置く場合には、必ずその旨予め当委員会に連絡して貰い、当委員会としてもPushすることとした。

#### 1. 図書館予算および図書館学拡充強化に関する調査結果のとりまとめについて

初めに、委員長より本日は予て各大学へお願いした標記に関するアンケートの回答を調査集計の結果別紙のとおりできたので、この資料を基にして意見の交換を行ない、さらに今後これらの調査結果のとり扱いをどうするか、また、レポートをどういう形でまとめるかそんな点について協議してほしいと述べられ、続いて、事務局から集計結果について回答大学数は10月22日現在で全国75大学中70大学であり、集計表の内容はアンケートの設問順に各項目にわたり一覧表的にまとめたものであるとその内容の大略

について説明があった。

ついで、集計表について意見の交換を行なったが、その主なるものはつぎのとおりである。

- まず、最初は調査集計の結果を全般的に見て、この内から問題点を抽出し、（この作業の段階で間違いの点があればこれを正す）意見の交換を行なうようにすすめたらどうか。
- 小委員会において各大学からの回答内容を検討し、その結果を見て、急を要する問題があればその方面から、先ず、考えていったらどうか。
- 昭和48年度予算要求に間に合うようなことを先ずとりあげ、できるだけ早く意見をまとめるような考え方ですすめた。
- 予算要求をする場合、図書館の予算については学内の順位が低いところが多いようだが、できれば各大学の状況を知りたい。
- 予算面における図書館予算の順位は、大学によってかなり事情が違っている。
- 図書館学講座は、お茶の水女子大学においては、来年度開設の要求をしたが学内順位が低いので見込はうすいが、今後継続的に要求を出す考えである。
- 文部省では、図書館予算の要求に当たって、大学をA、B、C、（教官数、学生数等を基準として）のランキングをつけているが、この分け方にも問題はあがあるが、この枠できめるとしてももっとA、B、Cの中でランキングをこまかく分けてもらいたい。
- 目下検討中であるこの図書館問題の結論は、明年3月頃までに出せばよいと思うので、それまでに問題点を逐次とりあげて検討してはどうか。
- 図書館学講座を新しく開設する大学があれば予め当委員会宛らせてほしいが、このこ

とについてアンケートをとるかどうか。また、その際全国を地域的に分けて、そのうちの何れの大学に開設の考えがあるかどうかのことを含めて（今の段階では、地域を分けることを含めないことにしたいとの意見があった）アンケートをとることはどうか。

- 図書館学講座の開設に当って、一度に揃えることが難しければ部門別に分担して設けることは考えられないか

大路上記のような意見があり、今後のまとめ方について討議した結果、アンケートの調査集計は小委員会でさらに検討してとりまとめを願うこととし、本問題に関する結論は明年3月末を目途とすることとした。

なお、予算要求に関する事項で実現性のあるものを抽出し、また、今後さらにアンケートによって調査すべき事項があるかどうか等についても検討することとした。(アンケートの調査集計表は各大学のアンケート照会の際にも公表しないことを条件としているので◎扱いとする。

以上で、アンケートの集計に関する討議を終え、最後に吉武専門委員より、大学図書館の問題については、目下社会教育審議会でも検討されているとの報告があり、続いて松田委員より図書館の事務処理にコンピューターをとり入れる必要性がある旨大阪大学の事例をあげ意見を述べられ、今後は予算要求にももり込んでよいのではないかと意見があった。

- 次回小委員会開催日

日時 11月6日(土) 午前10時～午後3時  
場所 東京大学附属図書館(2階会議室)

なお、今回の小委員会開催の通知は、小委員以外の委員に対しても郡合のつく方はなるべく出席を願うこととし、各委員会、専門委員会に通知することとした。

## (16) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和46年11月24日(水)午前9時～10時

場所 葉業健保会館(3階)会議室

出席者 加藤(六美)委員長

実方, 林, 広根, 松田, 清水, 釜洞,  
広橋, 谷口, 北村, 田中各委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、前回(10月26日)委員会の議事要録を朗読し、一部字句の修正があつて承認された。

ついで、委員長より、本日は予て当委員会では検討していた、大学図書館予算および図書館学拡充強化に関するアンケートに対する各大学の回答が、教大学を残して殆んどの大学から集まったので、そのとりまとめを小委員会において検討し、高木専門委員にその報告案の立案をお願いし、別紙のとおり一応の案ができたのでこれについて、まず、松田委員より説明を願いたいと述べられた。

ついで、松田委員より、高木専門委員が立案された別紙「大学図書館予算に関するアンケート第1次報告」について説明があり、なお、この報告案は教大学より回答が近日中にある筈であるので、その回答を待つて若干の修正を行ない補足すべき点は後日補そくすることにした旨述べられ、了承された。

続いて、松田委員より、図書館学の拡充強化に関するアンケートについて、調査したところ、殆んどの大学においては拡充強化の必要を認めており、その率は全体の約80%であつて、機能については、地域ブロック的に重点をおいて強化すること。強化の目的については、研究員の養成の外に司書職専門員の養成と、情報工学的

な技術員の養成について、また研究助成制度をつくること、本省直轄の図書館学研究所を設けることなどが主な点である旨報告があった。

以上で、アンケートの結果についての説明を終り、ついで委員長より当委員会として、このとりまとめの整理ができた場合の取り扱いをどうするかと諮られ、協議の結果、報告(案)の初めに記載してあるとおり、集計の結果がまとめれば第1次報告として各大学長宛送付し意見をきくこととした。なお、集計・分析の作業が進むに従い、第2次報告をとりまとめる積りであるので、必要に応じては、第2次のアンケート調査も考えていると述べられ、了承された。

以上で、この問題についての説明、討議が終り、最後に委員長より、本日開催の総会において当委員会としてどんなことを報告すべきかと諮られ、協議の結果、つぎのことを報告することとした。

(1) アンケートに対する回答の謝辞を述べること。

(2) 当委員会としては、目下「大学図書館予算」と「図書館学の拡充強化」に関することを検討しており、各大学からアンケートの回答も殆んど集まったので、これについて整理・分析等の諸作業を行なって第1次報告をまとめている段階であり、いづれまとまり次第各大学へ送付し、意見を伺うつもりである旨を報告することとした。

なお、松田委員より、報告の際にはなるべくつぎの点を適当にもり込んで報告されたいとの希望があった。

(a) アンケート調査により予算配当の実態が明瞭となり、図書館に対する文部省予算配当が予想以上に低率であること。

(b) 図書館予算の配分方法については、大学内

の自主性を考えていくべきではないか。

(c) 図書館学については、講座あるいは科目の増設などの拡充強化の問題を押しすすめてほしい。

○ 第45次国立7大学附属図書館協議会の要望書について

第45次国立7大学附属図書館協議会 議長より、上記の要望書を11月5日付文部大臣宛提出した旨報告があった。

## (17) 教養課程に関する特別委員会 議事要録

日 時 昭和46年10月18日(月)午後 1時30分  
～ 3時30分

場 所 国立大学協議会会議室

出席者 今西委員長

前田、横田、黒田各委員

小野、今堀各専門委員

今西委員長の主宰により開会

初めに、前回(46.7.7)の議事要録を朗読の上本日の審議に入った。

### 1. 保健体育審議会の「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について(中間報告)」 についての意見について

小野専門委員より、この意見書の立案にあたっては、国大協がさきに公表した意見の範囲内において、ごく簡単にまとめたものである旨の説明があり、別紙原案を朗読し、異議なく承認された。なお、鶴田事務局長より、本件は、保健体育審議会の答申の時期が切迫し、総会に付議する時間的余裕がなかったことと、意見の内容がさきに公表した「大学問題に関する調査研究報告書」に述べられている趣旨を建前として立案したものであるため、特に各大学の意見も

聞かなかった事情について説明があり、これを了承、11月8日開催の理事会に諮ることとした。

## 2. 一般教育と教養課程および外国語に関する 実情調査アンケートの結果について

### (1) 外国語に関する実情調査について

前田委員より、アンケートに対する各大学からの回答をそれぞれ分担して整理集計し、先ず第一段階として、目下これをアンケートの設問項目に即して整理中であり、来たる11月9日に会議を開いて最終的な集計表を作成することになっているが、11月の総会に諮るこの集計結果について報告し、第二段階としてこれが集計結果にあらわれた問題点に対する意見を立案する予定である。なお、立案に際しては昭和37年に発表された「大学における一般教育について」および昭和44年に発表の「大学における一般教育と教養課程の改善について」、また本年6月に発表された「大学問題に関する調査研究報告書」等も参考にしながら意見案をとりまとめる予定であるが、本日の一般教育と教養課程に関する実情調査の進行状況ともならみあわせて考えたいので、できれば今回は集計結果について報告し、意見については来年6月の総会にしたいと考えている旨説明があった。なお、鶴田局長より、この第1次段階の集計は、「実情調査報告書」として印刷することとし、その際別紙案文による「まえがき」をつけてはどうかとの提案があり、採択された。

### (2) 一般教育と教養課程に関する実情調査について

今堀専門委員より、本調査も5月に集計をまとめるつもりであったが、大学からの回答がおくれたこともあって集計ができず、別紙のとおり6月の段階で一応集計し、別紙の程度にまとめたが、完全なものにするためにはなおかなり

の時間が必要であると前提して、これが中間資料について逐次問題点をあげて説明があり、今回は以上の経過についての報告にとどめ、できればもう少し詳しく問題点を追加して調査の上来年の6月の総会に提出することにしてもらえればと思う旨説明ならびに報告があった。

### (3) 調査結果の今後の取り扱いについて

委員長より、以上の報告によれば、この調査により問題点が明らかに実証され、非常に大切な結果が出ているので、全部でなくてもこの際一応報告書を提出することにしてはどうかと諮られ、外国語に関する実情調査については、この際アンケートの設問に即して集計整理したものを報告することとし、一般教育と教養課程に関する調査については、本日提出の中間資料その後分のを追加整理の上、その原稿を11月10日必着をもって国大協事務局に送付願うこととし、事務局において至急これを印刷し総会に提出することとした。なお、外国語に関する実情調査についても、11月9日に集計表をまとめ次第、これを印刷の上同時に報告することとした。

なお、体育に関する分については、検討中として今回は報告を省略し、来年6月までに立案することとした。

## (18) 研究所特別委員会議事要録

日 時 昭和46年11月8日(月)午後2時～3時30分

場 所 学士会館6号室

出席者 丹羽、加藤(陸)、和達、藤岡、前田、谷口、池田各委員

委員長未定のため、和達委員が座長となって開会。

初めに、和達座長より、研究所に関する問題

は、大学紛争以来大学全体の改革のなかでいろいろと検討論議されてきたが、本川委員長の急逝もあって当委員会としてはしばらく開会しなかったもので、まず、従来の経過その他について一応の概略説明をし、その上で空席であった委員長の互選を行ない、続いて今後の審議の進め方について協議を行ないたいと挨拶があり、議事に入った。

### 1. 研究所特別委員会の経過などについて

鶴田事務局長より、当委員会の従来の経過その他について下記配布資料によって説明があった。

- (1) 研究所特別委員会の審議経過
- (2) 研究所特別委員会委員長報告(第40回総会)
- (3) 研究所特別委員会において審議すべき主な問題点
- (4) 研究所特別委員会の審議経過報告(第41回総会)
- (5) 研究所特別委員会委員長報告(第42回総会)
- (6) その他の状況について
- (7) 高エネルギー物理学研究所組織運営規則
- (8) 昭和46年研究所長会議各部会議題

### 2. 委員長互選について

投票による互選を省略し、話し合いにより、加藤委員(東北大学長)が委員長に推せんされ、出席者全員の賛成を得て、新委員長に決定した。

### 3. 今後の審議の進め方について

初めに、加藤新委員長より、当委員会は暫らく開催しなかったことで委員の大部分が替わり、従来のいきさつなどについて不明の方も多と思われるから、まずは、本日は配布資料を参照して問題点をピックアップすることから始め、また、検討対象としては、単に研究所だけにとど

めず、関連する研究施設を含めて検討することとしたい旨述べられ、ついで、つぎのような点について意見の交換があった。

- 審議資料について、本日配布の資料以外にあればそれを用意すること。
- 中教審の答申の中にある関連する問題について検討すること。
- 当委員会の構成は、現状どおりでよいか、専門委員も従来どおりのままとするかあるいは必要があれば新たに増員をするか。(この点については、委員は現状どおりとし、専門委員も差しあたりは現在程度とし、その選定を委員長に一任し、改めて依頼することとした。)
- 研究所長会議の意見も聞いてみる必要がある。
- 地方大学の研究施設のこともとりあげて検討してほしい。
- 従来の検討問題は、資料3にあるように大きな問題ばかりで、大学全般の問題となるので、この委員会としては問題点の検討をする程度にとどまらざるを得なかったようである。何か的を絞って検討した方がよい。そういう意味で、まず、差し当たり付置研究所に絞って検討してみたらどうか。
- 大学運営協議会の第2研究部会で検討した研究院の問題も一応再検討をしたらどうか。「高エネルギー物理学研究所」の話しも、新しい形の研究所形態と思われるので、文部省から適当な人を招いて説明を聞いて見ることも参考になると思う。
- 共同利用研究所の問題や従来の研究所のあり方などについては、委員会として適当な人を招いて説明をきくことは必要と思われる。なお、柿内東大教授には専門委員をお願いし

てはどうかとの意見があり、同氏の委嘱方については委員長に一任された。

大略上記のような意見があり、共同利用研究所や従来の研究所の問題についての説明をきくことについては、後日委員長と事務局長が相談の上きめることとした。

○ 次回委員会

次回委員会は、今總會終了後、改めて決めることとした。

## (19) 入試期特別委員会議事要録

日 時 昭和46年11月17日(水)午後1時~午後3時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 和達委員長

実方, 柳川, 松永, 加藤(陸), 横田, 長崎, 中川, 統, 森島, 前田, 藤本, 菅, 力武, 山岡, 芦田各委員

和達委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、前回(9月27日)の議事要録を朗読し、承認され、ついで新たに本特別委員会(教員委員)に参加願った総教授(名古屋大学)の紹介があって議事に入った。

### 議 事

○ I期・II期組替案の検討のすすめ方について  
初めに、委員長より、この問題についてアンケートを出す出さないは別として、出すとすればこのような点について、それにはこういった点がとといった意見がでる意味において、アンケート案として別紙「国立大学の入学試験期日組み替え方針(案)について(意見照会)」のようなアンケート案を立案して見た。よって本日は、まず、この案について意見の交換を行ない

検討をしてほしいと述べられ、原案を事務局側で朗読の上委員長よりその総括的説明があり、続いて事務局長より同案の付表についての補足説明があつて検討に入ったが、主としてつぎのような点について意見の交換が行なわれた。

○ 東海・北陸地区の学長会議の意向は、入試を、I期・II期に分ける制度そのものには反対的で、むしろ全国一斉1回を希望する空気が強かった。しかし、各大学の状況がIII期に分けることになれば反対はしないが、その場合は、現在どうりの分け方では困るので、適当な組替えをする必要があるとの空気であった旨報告があつた。

○ I期校の合格者発表日とII期校の入試期日あまり接近しているので支障が多い。この点を考えてほしい。

○ 1期校の試験期日を1週間早くすると2月になるので、高校教育をデスタブするおそれがあるとのことであるが、実際にどうなっているか(このことは文部省も高校側も支障があるとの意見をもっている。)

○ 入試の期日を少し早める程度のことは、高校側としてはそれ程大きな問題ではなからうとの意見を持っているところもかなりあるようだ。

○ I期・II期交替の交替期間については、少なくとも5年程度を必要とする意見もあったが、5年では長すぎるので2、3年程度がよいとする意見がかなり多かった。

○ 前期・後期の2回に行なうという方針がはっきりしなければ組替問題は進展しない。1回にすることは現実としては種々の面から考えてむずかしいように思われる。

○ まず、前期・後期の試験を1週間位繰り上げることができるかどうかをきめることが先

決で、これが決定しなければこの問題は解決できそうもない。

- 委員長案の1の第12項を前提としなければこの問題は進展しない。
- 試験期間（入試より発表まで）は、何日間が適当か。第1次も第2次も同日数程度にすべきだ。
- アンケートする場合は、共通第1次試験のこともある程度説明をしておくことが必要と思う。

大略以上のような意見があり、最後にこのアンケート案のとりまとめをどうするかと諮られ、事務局長より、小委員会を設けて検討したらどうかとの意見があり、協議の結果、小委員会を設けてアンケートのとりまとめ作業を行なうこととした。よって小委員会を12月下旬頃（後で12月14日午前10時～午後1時と決定）開いて、本日の意見を考慮に入れて、改めて委員長（案）を基にしてアンケート案のとりまとめ作業をすることとした。

なお、委員長より、必要があれば現委員の外に委員あるいは教員委員を1、2名増員してはどうかとの提案があり、差し当たり谷田第2常置委員長を委員に加え、また、加藤（陸）委員に小委員をお願いすることとした。

## (20) 教員養成制度特別委員会議事要録

日 時 昭和46年10月26日（火）午後1時～4時40分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 飯島委員長

船山、岩下、鎌田、和達、芦田、野村  
井上、池田、戸田、岸田、谷口、末吉  
藤吉、小野各委員

初めに、委員長より、新たに委員として出席の船山、岸田両委員の紹介があり、次いで事務局において前回（9月25日）の議事要録を朗読、一部修正があって議事に入った。

### 1. 教員養成に関するアンケート案について

立案者の岩下委員より、本案はさきに示された飯島委員長の「教員養成制度の問題」および池田委員の「教員養成制度についての（中間報告）にたいする問題点」ならびにそれらをめぐる意見などを考えに入れて作案したこと、趣旨としては、さきに第7常置委員会が、教員養成制度について中間報告（案）をとりまとめ、これについて各大学の意見を聞いた際、教育系大学・学部からは多くの意見が寄せられたが、その他の大学・学部からは必ずしも十分に意見が寄せられていないので、さしあたり、いわゆる一般大学・学部を対象として考えた旨説明があり、別紙原案について逐一検討の結果、一部修正の上承認された。よってこれを来たる11月8日の理事会に諮って承認を得れば、直ちに各大学へ照会することとした。

### 2. 中教審の答申（第2編）に対する意見について

目下、第1常置委員会において調査検討中の、中教審の答申第2編「今後における基本的施策のあり方」に対する各大学の意見の中でふれられている教員養成に関する意見について調査された岩下委員より、およそ次のような報告があった。

65大学からの回答のうち56大学から何等かの意見が出されているが、その大部分は、第2編第1章3の「教員の資質の向上と処遇の改善」に関連している養成・研修・再教育に対する具体的施策の問題についての意見であり、これらの意見には、学部だけの意見や個人の意見など

も含まれているが、これを整理して見ると、全般的に見て56大学中、資質の改善についての意見が、45大学 139件もあり、そのうち具体的なものが76件ある。「養成」に対しては、目的大学に反対する、容認しながらも慎重に扱え、などの意見があり、賛成は（ほぼ賛成も含めて）5件ある。「研修」についても、30のうち23件がネガティブで、国家統制につながる、自主制を奪うとの意見である。その他は条件つき慎重に3件、賛成が4件ある。「再教育（大学院）」については、任命権者の推せん、待遇の差別扱に反対する意見が64中4分の3ほどあり、その他再教育だけの大学院は不相当で、大学卒からの進学も認めるべきだとの批判的意見もみられ、条件つきでなければ望ましいとの意見も見られた旨報告があった。本件は、なお岩下委員の手許で整理を願っておいて、第1常置とも連絡をとりながら今後の進め方を考えることとした。

### 3. 総会における委員長報告について

来たる11月の総会における委員長の報告について、別紙「委員長報告要旨（案）」により説明があり、なお以上は、口頭で報告し、質問があれば、今までの審議をふまえて答えることとし、了承された。

### 4. 今後の委員会の進め方について

教員養成制度に関する見解の表明は、明年5月に予想される教養審の答申の時点以前に行なわれることが望ましいので、その時点を目標として作業を進めることとし、なお、参考資料として、文部省、教大協、教養審その他各大学にもお願いして、できれば11月中に収集することとする。

本日審議した、アンケート案は、11月8日の理事会上に諮った上、直ちに各大学へ照会し、各

大学からの回答は12月15日締切り（必着）で依頼する。

各大学からの回答を至急整理し、12月20日（月）10時より小委員会を開いて検討することとし、場合によっては年内に委員会を開催することとした。

## 2. 諸会合

（昭和46年10月1日～12月28日）

月	日	曜	時刻	会議名
10.	7	木	10時	学寮に関する小委員会
10.	9	土	15時	外国語教育に関する Working Group 打ち合わせ会
10.	15	金	10時	第1常置委員会小委員会
10.	18	月	10時	教員養成制度特別委員会小委員会
10.	18	月	13時	教養課程に関する特別委員会
10.	26	火	10時	図書館特別委員会
10.	26	火	13時	教員養成制度特別委員会
10.	27	水	10時30分	医学教育に関する特別委員会
10.	28	木	10時	第3、第4常置委員会合同会議
10.	29	金	10時	第6常置委員会
10.	30	土	10時	第1常置委員会小委員会
10.	30	土	18時	大学問題に関する懇談会
11.	5	金	10時	大学卒業予定者就職問題懇談会（文部省主催）
11.	6	土	10時	第5常置委員会
11.	6	土	10時	図書館特別委員会小委員会
11.	8	月	10時	理事会

11. 8	月	14時	研究所特別委員会
11. 9	火	14時	外国語教育に関する Working Group
11. 13	土	11時	第1常置委員会小委員会
11. 13	土	14時	第1常置委員会
11. 16	火	13時	第2常置委員会
11. 16	火	14時30分	第6常置委員会
11. 16	火	18時	人事院との懇談会
11. 17	水	13時	入試期特別委員会
11. 18	木	10時	入試調査特別委員会小委 員会
11. 24	水	9時	図書館特別委員会
11. 24	水	10時	第49回総会(第1日)
11. 24	水	12時	第3, 第4常置委員会合 同会議
11. 25	木	10時	第49回総会(第2日)
11. 26	金	10時	第16回事務連絡会議
12. 4	土	10時	大学卒業予定者就職問題 懇談会(文部省主催)
12. 4	土	11時	入試改善会議との懇談会
12. 7	火	10時	第1常置委員会小委員会
12. 7	火	12時	自民党文教制度調査会と の懇談会
12. 11	土	10時	外国語教育に関する Working Group
12. 14	火	10時	入試期特別委員会小委員 会
12. 14	火	14時	入試調査特別委員会小委 員会
12. 14	火	17時30分	日教組との懇談会
12. 15	水	15時	文部省との懇談会
12. 20	月	10時	教員養成制度特別委員会 小委員会
12. 25	土	10時	外国語教育に関する Working Group

### 3. 第49回総会

#### 国立大学協会事業報告書

(注) 第48回総会より今総会まで

#### 1. 諸会合(68回)

##### (1) 第48回総会

46. 6. 23 (水) 第1日

6. 24 (木) 第2日

##### (2) 事務連絡会議

46. 6. 25 (金) 第15回事務連絡会議

##### (3) 理事会(2回)

46. 6. 23 (水) 理事会

11. 8 (月) "

##### (4) 常置委員会(30回)

##### イ) 第1常置委員会

(主要審議事項) 中教審答申第2編そ  
の他について各大学の意見を照会する  
とともにこれのとりまとめと問題点の  
検討を行なった。

46. 6. 24 (木) 常置委員会

7. 15 (木) "

8. 9 (月) 小委員会

46. 9. 11 (土) 小委員会

10. 15 (金) "

10. 30 (土) "

11. 13 (土) "

11. 13 (土) 常置委員会

##### ロ) 第2常置委員会

(主要審議事項) 主として高校の内申  
書問題について検討を行なった。

46. 6. 24 (木) 常置委員会

7. 28 (水) "

11. 16 (火) "

ハ) 第3常置委員会

(主要審議事項) 第4常置委員会と合同会議を開催して、小委員会が全面的に再検討した「学寮に関する調査研究報告(案)」について審議を行なったほか、昭和47年度卒業予定者の就職推薦開始時期について協議した。

- 46. 6. 24 (木) 常置委員会
- 7. 21 (水) 第4常置と合同
- 8. 16 (月) 小委員会(学寮)
- 9. 7 (火) 小委員会(学寮)
- 9. 21 (火) 第4常置と合同
- 10. 7 (木) 小委員会(学寮)
- 10. 28 (木) 第4常置と合同
- 10. 28 (木) 小委員会(学寮)

ニ) 第4常置委員会

(主要審議事項) 第3常置委員会とともに「学寮に関する調査研究報告(案)」を再審議するとともに、共同利用研修施設の設置、研究・教育の場における災害補償、奨学金の問題等について検討した。

- 46. 6. 24 (木) 常置委員会
- 7. 21 (水) 第3常置と合同
- 9. 21 (火) //
- 10. 28 (木) //

ホ) 第5常置委員会

(主要審議事項) 大学間の協力とくに国際交流の問題について検討した。

- 46. 6. 24 (木) 常置委員会
- 46. 11. 6 (土) 常置委員会

ヘ) 第6常置委員会

(主要審議事項) 来年度予算に関する要望書、国立大学の定員確保に関する要望書、教職員の待遇改善ならびに授

業料の性格等について検討した。

- 46. 6. 24 (木) 常置委員会
- 7. 23 (金) //
- 9. 14 (火) //
- 10. 29 (金) //
- 11. 16 (火) //

(5) 特別委員会 (29回)

イ) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医学教育改革問題、医学部増募に関連する諸問題および要望書について検討した。

- 46. 10. 27 (水) 特別委員会

ロ) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 各国立大学に対し、大学図書館予算および図書館学の拡充強化に関するアンケート調査を行ないその回答の集計に基づいて問題点の審議を行なった。

- 46. 7. 21 (水) 特別委員会
- 8. 20 (金) 小委員会
- 10. 26 (火) 特別委員会
- 11. 6 (土) 小委員会
- 11. 24 (水) 特別委員会

ハ) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 一般教育・教養課程ならびに外国語教育調査のアンケートに対する各大学の回答のとりまとめを行なった。また保健体育審議会の「体育・スポーツの振興に関する基本方策(中間報告)」に対する意見を審議した。

- 46. 8. 13 (金) 外国語教育懇談会
- 9. 7 (火) //
- 9. 28 (火) 保健体育懇談会
- 10. 9 (土) 外国語教育懇談会

10. 18 (月) 特別委員会  
 11. 9 (火) 外国語教育懇談会
- ニ) 研究所特別委員会  
 (主要審議事項) 久しく欠員中の委員長の互選を行ないまた今後審議すべき問題点を検討した。

46. 11. 8 (月) 特別委員会
- ホ) 入試期特別委員会  
 (主要審議事項) 本特別委員会の審議を再開するにあたり、今後の進め方について協議し、それに基づいて各大学に照会する入試期日組み替え方針(案)について審議した。

46. 6. 24 (木) 特別委員会  
 7. 13 (火) //  
 8. 27 (金) //  
 9. 27 (月) //  
 11. 17 (水) //

- ヘ) 教職員の厚生等に関する特別委員会  
 (主要審議事項) 保育所設置の問題について、さきに提出の要望書を中心に文部省管理局長同福利課長と懇談を行った。

46. 8. 24 (火) 文部省との懇談

- ト) 入試調査特別委員会  
 (主要審議事項) これまでの討議を整理し再検討の上さらに問題点を拾いあげて論議をすすめ共通第1次入試実施の得失等について小委員会を設けて審議した。

46. 7. 12 (月) 特別委員会  
 7. 28 (水) //  
 8. 30 (月) //  
 9. 28 (火) //  
 11. 18 (木) 小委員会

- チ) 教員養成制度特別委員会  
 (主要審議事項) 審議方針について協議の上検討すべき問題点を審議し、先ず主として一般大学・学部に対する教員養成に関するアンケート案を協議決定した。

46. 7. 14 (水) 特別委員会  
 8. 28 (土) //  
 9. 25 (土) //  
 10. 18 (月) 小委員会  
 10. 26 (火) 特別委員会

(注) 今期は、新設大学拡充、科学技術行政両特別委員会および大学運営協議会、特別会計制度協議会の開催はなかった。

- (6) その他の会合(4回)

46. 9. 20 (月) 就職問題懇談会(文部省)  
 10. 26 (火) 大学問題に関する懇談会  
 11. 5 (金) 就職問題懇談会(文部省)  
 11. 16 (火) 待遇改善等に関する人事院との懇談会

## 2. 要望書その他諸活動(24件)

(対外的諸活動)

46. 6. 24 第48回総会において大学運営協議会の「大学問題に関する調査研究報告書」を採択し、続いて記者会見を行なって公表するとともに、会長談話を発表した。

46. 6. 25 第48回総会において決議された「体育系サークル部室の新営について」「国立大学共同利用研修施設(仮称)設置計画」「保健管理施設の増加、充実について」「大学の研究・教育における国際交流を活発にす

るための予算置について」「保育所の設置について」「国立大学教官等の待遇改善について」の各要望書を、加藤会長、和達副会長、柳川、後藤、近藤各常置委員長が同道して、文部省、大蔵省ならびに人事院の関係官に面接し要望した。なお、その他の関係方面にこれを提出した。

46. 7. 16 「大学問題に関する調査研究報告書」を文部大臣および中央教育審議会会長にそれぞれ提出し参考とせられるよう望ました。

46. 7. 23 国立大学教職員の定員削減問題に関し、加藤会長、隅谷第6常置委員会委員が行政管理庁岡内新事務次官に面接し国立大学の実情につき説明の上要望の実現方重ねて要請した。

46. 8. 24 保育所設置の要望に関し、加藤会長、相磯教職員の厚生等に関する特別委員会委員長、柳川第4常置委員会委員長等が文部省安嶋管理局長、五十嵐福利課長とさきに提出した要望書を中心に懇談協議を行なった。

46. 10. 1 昭和47年度予算に関する要望書について、加藤会長、近藤第6常置委員会委員長、馬場理事が大蔵省鳩山事務次官（大倉主計局次長、青木主計官同席）および文部省村山事務次官（安養寺審議官、須田会計課長同席）ならびに井内官房長に提出し要望した。なお、その際文部当局に対し教官および職員の定員削減の割当ならびに運用について、弾力的かつ慎重に取扱われるよう善処方併せて要望した。

46. 10. 26 当面の大学問題に関し国立大学協会と文部当局との懇談会を開催し、加藤会長、前田、和達両副会長、宮島、加藤内、

馬場、飯島理事等が出席し高見文部大臣、渡辺、村山両次官その他文部省幹部と大学改革問題、来年度予算その他種々意見交換を行なった。

46. 10. 30 第2次定員削減目標数の内報通知があったので、第6常置委員会を開催して協議し「国立大学の定員確保に関する要望書」を文部省に提出することになり加藤会長、近藤第6常置委員会委員長および鶴田事務局長が村山文部事務次官（安養寺審議官同席）に面談説明の上要望した。

46. 11. 8 教養課程に関する特別委員会においては、保健体育審議会がさきに公表した「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について（中間報告）」に対し特別委員会としての意見をまとめ理事会の議を経てこれを文部省に提出した。

46. 11. 16 国立大学教職員の給与改善その他に関しさきに提出した要望書を中心に、加藤会長、近藤第6常置委員会委員長、馬場、隅谷第6常置委員、鶴田事務局長等が佐藤人事院総裁、佐藤、島田両人事官、増子事務総長ならびに尾崎給与局長と懇談を行なった。

46. 11. 19 国立大学授業料増額の問題に関しては、去る11月8日開催の理事会において審議を行ない、要望書を関係方面に提出することとなりその提出の時期および公表については会長に一任されていたが、国会論議の状況等にもかんがみ、会長、馬場第6常置委員会委員、鶴田事務局長が村山文部事務次官、安養寺審議官、須田会計課長、斎藤学生課長、および鳩山大蔵事務次官、大倉主計局次長、青木主計官に面接し要望書を提出その実現方について要望するとともに、その後記者会見を行なってこれを公表した。

なお、この要望書は国会その他関係方面に対しても提出した。

(各国立大学への意見照会)

46. 7. 16 宮島第1常置委員会委員長より、各国立大学長に対し、中教審最終答申第2編各章および参考資料等についての各大学の意見を9月30日までに提出願うこととした。

46. 7. 19 事務上の必要のため、学長の任期調を事務局長から各国立大学事務局長宛照会した。

46. 9. 8 加藤図書館特別委員会委員長より各国立大学長に対し、大学図書館予算および図書館学拡充強化に関するアンケート照会を送り、各大学の回答を9月30日までに送付願うこととした。

46. 11. 8 飯島教員養成制度特別委員会委員長より、教員養成系大学を除く各国立大学長に対し、教員養成に関しとくにこのたびは一般大学・学部よりの意見を求めるためアンケート照会を送り本年12月15日までに回答を願うこととした。

(資料・連絡強化等)

46. 7. 1 第48回総会の際決議された会長談話(大学改革について)を各国立大学長に対し送付するとともに、同総会において審議決定されたその他の各種要望書の取り扱いについて報告した。

46. 7. 2 スポーツ安全協会の傷害保険受付期間の延長につき、事務局長から各国立大学長、同学生部長にこれを連絡した。

46. 7. 14 熊本大学(第4次分)、信州大学(第2次分)、広島大学(第11次分)、鹿児島大学(第3次分)から大学改革案等の寄贈を受け各大学に送付した。

46. 7. 19 第48回総会において採択され

た「大学問題に関する調査研究報告書」を文部大臣ならびに中教審会長宛参考として送付した旨各国立大学長に報告した。

46. 8. 10 「定員削減(第2次)の実施について」の閣議決定があったので、国立大学教職員に関するこの問題についての従来の経過を報告するとともに今後の実施につき善処方文部省に申し入れた旨各国立大学長宛連絡した。

46. 10. 5 「昭和47年度予算に関する要望書」を文部省、大蔵省に提出したことについての報告とともにその状況、とくに文部省に対し国立大学教職員の定員削減の割当ならびに運用につき要望した点につき、各国立大学長宛通知した。

46. 11. 2 文部省より各大学に対する第2次定員削減目標数の内示通知があったに際し、「国立大学の定員確保に関する要望書」を文部大臣に提出したことについて、参考のためそのために開催された第6常置委員会議事要録を添付の上各国立大学長ならびに各事務局長に対し通知した。

46. 11. 8 保健体育審議会「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について(中間報告)」に対する意見を理事会の承認を得、教養課程に関する特別委員会名をもって文部省に提出したのでこの旨各国立大学長に報告した。

46. 11. 19 国立大学の授業料増額について要望書を文部省、大蔵省その他関係方面に提出しかつ記者会見を行なってこれを公表したのでその旨各国立大学長に対し報告した。

### 3. 会報発行(2回)

会報第53号(46年8月)、第54号(46年11月)を発行した。

## B 要 望 書 等

### 1. 国立大学の定員確保について (要望)

昭和46年10月30日

国立大学協会  
会長 加藤 一郎

国立大学の定員確保に関してはかねてより種々ご高配を願っておりますが、当面の各大学の実情にかんがみ別紙のとおり要望いたしますので、右要望の実現方につき何分のご配慮をお願いいたします。

#### 国立大学の定員確保に関する要望書

現在いわゆる第二次定員削減の実施が問題となっているが、国立大学の研究教育に必要な職員の確保は、大学にとって緊要課題となっているので、次の点につき特段の配慮をされるよう、強く要望する。

1. 第二次削減の実施にあたっては、国立大学の研究教育に必要な職員の確保（新規採用、必要な欠員の補充）に支障を来さないよう、弾力的な運用をはかられたい。
2. 国立大学においては、大学院要員、図書館要員、研究機器保持要員等、当初から職員の不足しているものが少なくないばかりでなく、近時の学術の発展に伴いその不足は一段と緊迫化しているので、必要な職員の増員をぜひともはかられたい。
3. 教官の定員問題の取り扱いについては、予め当協会の意見を十分に聴取されたい。

昭和46年10月30日

国立大学協会  
会長 加藤 一郎

要望先

高見文部大臣・村山事務次官・木田大学学術局長・安養寺審議官・井内官房長・望月人事課長

### 2. 国立大学の授業料増額について (要望)

昭和46年11月19日

国立大学協会  
会長 加藤 一郎

この度明年度予算編成に際し、国立大学授業料増額が検討されている由であります。このことに関し別紙のとおり要望書を提出いたしますので、現時点における国立大学の実情を十分にご賢察ください、これが善処方につきご配慮をお願いいたします。

#### 要 望 書

国立大学の授業料については、明年度の予算編成に関連して、その増額が検討されていると伝えられているが、現時点における国立大学の授業料の増額については、左記に述べる理由により、われわれとして賛成しがたいことをここに表明する。

このことは、最終的には政策的な決定に委ねられることになるであろうが、政府におかれてもわれわれの意のあるところを十分にご賢察の上善処されることを要望する。

#### 記

1. 国が学生の能力に応じて、ひとしく教育の機会を与えなければならないという教育の機会均等の原則は、教育基本法第3条にも規定されているところであり、とくに、国立大学

において学生にできるだけ低廉な授業料によって勉学の機会を与えることは、この見地から強く配慮されなければならないことである。さらに、学生の経済生活の現状を考慮するとき、今日、授業料の引上げの及ぼす影響はきわめて大きく、多くの国民の子弟の大学への進学希望を失わせることになりかねない。

2. 国立大学の授業料は、総額41億円あまりであり、国立大学の予算(特別会計総額約3,400億円、うち国立学校の項目が約2,100億円)に比すれば、わずかな割合を占めるにすぎない。これをある程度増額するとしても、財政的に得るところは少なく、逆に社会的に失うところが多いといわざるをえない。
3. 大学の財政は、本来、授業料のみによって収支の均衡をとりがたいものであるが、とくに国立大学の授業料は、授業の対価という経済的観点から考えられるべきものではない。諸外国においても、国立または州立の大学の授業料は無料またはきわめて低廉のものが少なくない。したがって、国立大学の授業料の性質を明らかにすることなしに、他物価との均衡論からこれを引き上げることは、不適当である。

#### 要望先

高見文部大臣ほか関係官

水田大蔵大臣ほか関係官

衆議院丹羽文教委員長

参議院大松文教委員長

自民党小坂政務調査会長

自民党灘尾文教制度調査会長

自民党文教制度調査会教育等に関する小委員会奥野小委員長

自民党西岡文教部会長

### 3. 国立大学の授業料の性格等について

国立大学協会第6常置委員会

昭和46年11月16日

#### 1. 国立大学の授業料の現状

国立大学の授業料は法制上は国立大学という「営造物」(施設およびサービス)の利用に対して徴収される使用料であり、その水準は設置者である文部大臣が決定することになっている。文部大臣は教育政策の一環として授業料を政策的に決定してきており、その水準は昭和38年度以降据えおかれている。この方針は、国立大学における教育の公共的性格を考慮し、教育の機会均等の理念に即してとられたものと考えられる。

#### 2. 私立大学の授業料との差異

国立大学は企業体ではないから、この使用料は「営造物」の供給費用を回収するために徴収される対価ではない。じじつ授業料の最近の推移は、それが対価としての意味をもっていないことを明示している。授業料による国立大学運営費の回収率は昭和35年度の8.0%から漸減して46年度には約1.8%になっている。この間、私立大学の授業料は増額改定されてきており、国立大学のそれとのあいだに大きな較差が形成されている。しかしこれは私立と国立との設置形態にもとづく授業料の性格の相違に由来しておこってきた現象である。私立大学においては大学経営の必要経費をまかなう主要な財源のひとつとして授業料収入に依存しないわけにいかない事情があって、その授業料は国立のそれとは性格を異にしている。この性格の差異を考慮することな

く、両者の水準を比較し、ただちにその適否を論ずることは適当とは思われない。私立と国立のおかれている状況の差異は、教育政策上の大問題であり、授業料の高低論議によって受けとめられる性質の問題ではない。

### 3. 受益者負担と授業料

国立大学の授業料は「営造物」の利用によって得られる利益に応じて受益者が負担すべきものと断定することはむずかしい。その利益のうちには、国民的資質の開発により文化水準の向上をもたらす公的な利益と、被教育者が将来受けるであろう私的利益とがまじりあっていて、二つを明確に分離することはできない。受益者それぞれが受ける利益を確定しにくい以上、受益者負担の原則でこの使用料を決定するわけにはいかない。

### 4. 教育投資と授業料

国立大学による教育を教育投資とみれば、国民的資質の開発を目指した公共投資の性格がつよい。この公共投資がおこなわれていることを前提として、これと結びついた私的な投資も成立する。その私的な投資は、将来における所得の相対的増大を産出物として、在学年中の所得獲得の機会を犠牲にする、という機会費用を投入してなされる。そして、授業料が、この私的投資の主要な投入物であるわけではない。

他方において、学歴による将来の所得の相対的増大の可能性がつよいとしても、これは社会的に形成された環境的条件であり、この条件の活用から得られるであろう私的利益と関連させて授業料の水準を論ずることは適当ではない。学歴による差別はもとより国立大学設置の目的には入っていないはずのものであり、むしろそれは意図しなかった本意な

結果であるから、授業料決定の基準として考慮するに値しない。

### 5. 家計所得と授業料

教育の機会均等の理念からいえば、低所得者層の英才に門戸を開くため、授業料は可能なかぎり低位であることがのぞましい。どれだけ低位に抑制するかは、国家の財政力とにらみ合わせて決定すべきであろう。経済成長にともなって、平均の家計所得が増大し負担力が増強されたからといって、授業料を増徴してよいとはいえない。第一に、平均所得は増大しても、低所得層には相対的な貧窮感がかえってつよくなる傾向があること、第二に、大学進学に伴い犠牲にしなくてはならない収入獲得の機会費用は増大していくこと、第三に、国家の財政力は増強され授業料収入に期待しなくてはならない財政上の理由は縮減していくことを考えなければならないからである。

### 6. 育英制度と授業料

つぎに、育英制度と関連させて授業料を論じている見解があるので、この見解にここで言及しておきたい。この意見によれば、教育の機会均等の要諦は育英制度の充実によって受けとめることができるので、その充実が得られるならば授業料の増額改定の余地が生まれることになる。しかしながらこの見解は育英制度と授業料の関連について検討を要する問題点を残しているの、ただちにこれに賛成することはできない。育英制度の充実は、低所得層の英才に対しその大学進学に伴う収入機会の喪失という機会費用を補填し、その大学における修学を可能にすることを目途としてすすめられるべきものとする。育英制度の現状はこの目標とはほど遠い。したがっ

てその充実に多大の資金を必要としよう。この資金を授業料収入の増徴によって調達することはむずかしいし、またそうすべきものとも考えられない。そうすべき理由もない。育英資金の支給額と授業料の徴収額との間には直接の関連はない。育英制度は授業料収入を財源として運営されてきたわけではないし、またあらたに授業料が無料であって、しかも十分な育英資金の支給がなされてもすこしも不都合はないはずである。このように考えれば、あたかも両者の水準に正の相関があるかのような想定にたった議論は、再吟味を要するというほかはない。

#### 7. 国立大学の授業料の性格・その結論

国立大学の授業料をその「営造物」（施設およびサービス）の利用に対する使用料としてとらえ、その内容的な意味を追求してきたが、適切な解答を得ることは困難であるといわざるをえない。そこで、その使用料は内容的な意味をもつものではなく、むしろ形式的なものと解するのが適当ではないかと考え、つぎのような見解を提示してみることにしたい。

国立大学の教育は、特定の学生集団に対し一定の修業年限にわたって継続的かつ計画的に実施して、はじめてその効果を期待できる。その教育は不特定多数の者に随意になされるべきものではない。特定の学生集団を限定することは、他の志望者を排除することを意味し、かれらが大学の施設およびサービスを利用する機会を奪うという社会的な機会費用を伴うものである。したがって、選別はこの機会費用を償なって余りある効果を期待しうるかたちでなされなくてはならない。この選別は学力を基準にして入学試験によってな

されるが、選抜された学生集団は社会的な機会費用を超える効果をあげるべき社会的責任をもつ。かれらがすすんでこの社会的責任に応え施設およびサービスを有効に利用する意思をもつことを「営造物」の設置者側は確認しなくてはならない。この確認は、単に入学時に一回だけおこなえば十分であるとはいえず、定期的になされなくてはならない。途中で転入学、退学のおこなわれることもありうる点からみて、このことは明らかである。

国立大学の施設およびサービスの利用を認めるにあたっては、その利用の有効条件の確認とその実際上の利用の適否とを併せ考えなくてはならない。その使用料のうちにも二つの側面すなわち利用の有効条件の確認という形式的な側面と、その実際の利用という内容的な側面が考えられる。授業料を内容的な使用料とみると、対価主義あるいは受益者負担主義に連なっていくが、いずれもそのとるべきでないゆえんはすでに説明したとおりである。そうであれば授業料は形式的な使用料とみるほかはない。授業料は学生に対し大学の施設およびサービスを有効に利用すべき社会的責任を遂行する意思を定期的に確認するために徴収される「使用料」とみるべきである。

#### 8. 国立大学の授業料の改定について

授業料が形式的な使用料であり、有効利用のための確認料であるとすれば、その水準については、これを一義的に決定するような客観的な基準をあげることはむずかしいといほかはない。その水準は、教育の機会均等の理念に即し、大学の有効な管理運営を配慮しながら、政策的に決定していくほかはない。とりわけながく据えおかれてきた慣行的な水準がある場合には、この水準を改定するにあ

たつては慎重な政策的配慮が必要であろう。その増額改定によって大学の管理運営を困難にするようである場合は、当をえた措置であるとはいえない。したがってその水準の改定をはかりとうとするさいには、改定の当否を含めて、あらかじめ大学の意見を徴することが肝要である。すなわち、国立大学の授業料の改定を提案するにあたっては、政府は国立大学協会などにおいて集約される大学の意見を徴しこれを尊重して措置すべきである。

#### 4. 国立大学医学部学生定員増について(要望)

昭和46年11月25日

国立大学協会  
会長 加藤 一郎

この度医師養成の拡充の目的をもって医学部学生の増募が計画されておりますが、これが具体的実施について別紙のとおり要望いたしますので、是非とも右要望が実現されるよう何分のご配慮をお願いいたします。

##### 国立大学医学部学生定員増に関する要望書

国立大学医学部学生定員増に際しては、これに必要な施設設備器械器具等の増加の予算上の裏づけが不可欠の条件であることは勿論であるが、教官の増については、当面の応急措置として最少限次の基準によるよう要望する。

学生定員増20名について

1. 教養課程においては教授、助教授又は専任講師 2名以上および実験助手 1名
2. 専門課程においては既設 1講座当り専任講師 1名以上

なお、右に関連して事務職員の増員についても併せて考慮されたい。

#### 理由書

最近国民の福祉増進のために医師増員に関する社会的要望がたかまっている。厚生省が外国の例をあげて人口10万につき医師 150人の割に引上げようとしている。その数的根拠その他については検討すべき余地はあるが、仮にこれに従って現在より更に医科大学(医学部)の定員を1500人増員するとすれば、10余の医科大学又は医学部の新設を必要とする。しかもこの新設には多額の経費を必要とするので、少なくともその半数は学生の経費負担の少い国公立にすべきであるという論もある。

また、新設準備に要する時間と経費を節約するとともに、従来の実績を評価して、既設の医科大学又は医学部の学生定員増を行なつて右の1,500人増の一部をまかなうために、国立大学医学部においても明年度から数大学で学生定員の増が実行にうつされようとしている。

また、これに対して予算的には当該学部に対し一つまたは二つの講座増設が行なわれるかの噂もある。しかしながら、医学部における講座の増設は元来医学の進展、各専門分野の拡大に即して行なわれるべきものであつて学生定員とは別個の問題である。

すなわち、講座の増設は、当該専門課目の教育研究の充実に役立つことは当然であるが、これをもって学生定員増の代償とすると他の課目の講座では教官の教育負担が増大しひいては教育内容の低下を来すことは自明のことである。明治初期の講座制創設の当時と現在の医学の進展の様相を対比すれば現在の定員が如何に不合理なものであるかは議論の余地のない明白な事実である。

既に全国医学部長病院長会議、国立大学医学部長会議並びに国立大学病院長会議でもたびた

び要望書を提出しているように、戦後教次の医学教育制度の改変にあたって一度の増員も行なわれたことなく、さらに医師法一部改正に伴う附帯決議事項の実現をもみないままかえって定員減の危険にさらされているのが現状である。

したがって、現在では教官は勤務時間の大部分を教育にあて、重要な使命である研究は時間外に行なわなければならない状態であり、臨床医学講座の教員には更に診療が加わっていることも見落してはならない。

一例をあげれば基礎医学講座の実習では教授1，助教授1，助手2の定員全員で担当したとしても、学生定員80名として1名が20名を受持っており、その内容を理解させ各自に実施させその成果を判定し、しかも予期しない災害や感染等からまもらなければならないとすれば、個人の能力の限界と云わなければならない。定員のやや多い臨床医学講座においても、ベツトサイドティーチングの効果をあげるには更に数名の教官を配置したいところである。勿論、一方では種々の教育方法の改善を工夫し実行してはいるが、良識ある一般社会人が期待するよい医師をつくる医学教育に必要な教官定員数については目下各方面で検討中であり近く要望することとし、現実にさしせまって学生定員増がさげえないものとすれば、最少限本要望書のとおり極めて内輪な要求を出さざるを得ないのである。

一医科大学の新設に数百名の定員と百億にあまる経費が必要であることを思えばその5分の1に対してこの程度の要求はむしろ過少というべきであると考えらる。

要望先

文部省

高見文部大臣，村山事務次官，木田大学  
学術局長，井内官房長，安養寺審議官，  
安嶋管理局长，他関係官

大蔵省

水田大蔵大臣，鳩山事務次官，相沢主計  
局長，大倉主計局次長，他関係官

行政管理庁

中村行政管理庁長官，岡内事務次官，河  
合行政管理局長

## 5. 保健体育審議会の「体育・スポーツの普及振興に関する基本方針について(中間報告)」についての意見

国立大学協会  
教養課程に関する特別委  
員会

本「中間報告」(以下「中間報告」という。)が社会人の要望をもとに、社会体育の普及拡充をとりあげていることは十分評価されるべきことであるが、下記の諸点について問題があるので、答申にあたってはこれらについて十分検討の上次の意見をとり入れられるよう配慮されたい。

1. 学校における体育施設の整備拡充について  
わが国における青少年の健康と体力の維持増進については、学校における体育が重要な役割を担っている。しかも、わが国の体育施設の約70%が学校体育施設であるにもかかわらず、現在これらの施設はまことに不十分である。

したがって、青少年の体力の維持増進を目的とする体育・スポーツの振興については、社会体育施設の拡充と同時に学校体育施設の整備拡

充が必要であり、また、わが国の体育全体からみても両者の関連を十分考えた上でなされなければ所期の目的は達成されない。このような視点からしても、学校体育施設の整備拡充については、さらに強調されるべきである。

## 2. 学校教育施設の利用について

「中間報告」には、学校教育施設の効果的利用がのべられているが、このことは当然考慮すべきことである。

しかしながら、学校の施設にはもともと設置の目的・条件があり、そのための当然の制約があるので、ただちにこれを開放して社会体育施設の不足を補うのにはまだ多くの問題が残されている。とくに施設の管理(組織、要員、予算)に関しては、適切な借置をとらない限りその開放は現状では非常に困難である。「中間報告」1-3の(2)のイに「学校体育施設の効果的利用を促進するためには、地球の人々が利用しやすいようにクラブハウスや夜間照明などを学校に設けることが必要である。そして、その場合、地域のスポーツクラブやPTA、その他の社会教育関係団体などがその管理運営の責任を分担するようにする必要がある。」と記述されているが、このような管理・運営の分担ということは、少なくとも国立大学に関する限り現状では不可能なことである。

## 3. 体育・スポーツの指導者について

(資料) 大学における体育学部と他学部(工・医・歯・薬系)との対比

学部別	国立		公立		私立		計	
	学部	学生数	学部	学生数	学部	学生数	学部	学生数
工 科 系 学 部	43	17,911	4	1,150	59	26,235	106	45,296
医 学 部	25	2,360	9	620	16	1,400	50	4,380
歯 学 部	7	340	1	120	9	1,000	17	1,460
薬 学 部	11	1,060	3	340	18	3,750	32	5,150
体 育 学 部	1	200			12	1,600	13	1,800

「中間報告」においては、一般社会における体育・スポーツの指導者は、自発的な活動をしている者を主とし、短期の研修会、講習会などで受講した者を有資格者とするのをのべているが、真にこれが効果を挙げるためには、体育・スポーツの指導者になるものは、相当な教育・訓練を受けることが必要である。また、「中間報告」にのべられている社会体育に関する施策を進めるためにも、国立大学等に社会体育指導者を養成する課程を設ける等の措置を早急にとる必要がある。

## 4. 研究体制について

「中間報告」にのべられている体育・スポーツの振興に関する施策を行なうにあたっては、これに関する研究面の裏付けが必要であって、社会体育に関する研究機関(研究所等)および大学の研究施設・講座等を設置し、研究体制を確立することが必要である。

参考のため、わが国の大学における体育学部に関する資料を添付する。

本表は、昭和45年におけるわが国大学の工科系、医科系、体育系の大学学部数およびそこの入学定員を表示したものである。

体育系学部は国立では1学部定員200名であり、指導者養成のほとんどを私立大学に依存しており、しかもその教育内容は教師養成が主眼である。

## 6. 国立大学の授業料増額について (要望)

文部大臣 高見三郎殿

昭和46年12月18日

国立大学協会  
会長 加藤 一郎

国立大学の授業料については、目下その増額が検討され、決定の時期が切迫していると伝えられておりますが、この際政府および関係方面におかれては、国立大学の特性をとくにご賢察下され善処されるよう、格段のご配意を重ねてお願いいたします。

### 要 望 書

国立大学の授業料については、その増額が検討され、決定の時期が切迫していると伝えられております。

国立大学協会がかねてから授業料の増額に賛成しがたい旨の見解を表明してきましたが、多くの国においては国立大学の授業料が無料あるいは低廉であることの実情および授業料と奨学金との関係等につきさらに調査を行ない、国立大学の授業料のあり方につき検討を進める方針であります。

政府および関係方面におかれても、国立大学の存在意義、国立大学の授業料の性格等についての基本的な検討なしに、この時点で授業料の増額を取りあげることのないよう、この問題の慎重な取り扱いを改めて強く要望いたします。

### 要 望 先

文 部 省

高見文部大臣、村山事務次官、木田大学学術局長、井内官房長、安養寺審議官、須田会計課長、斎藤学生課長、他関係官

(意見表明)

## 7. 国立大学授業料増額について

このたび、国立大学の授業料の3倍増額が明確な論拠なしに予算案として決定されたことは、まことに遺憾である。

国立大学協会は、かねてからかかる増額に賛成しがたい旨を表明してきたが、今後国会において、国立大学の存在意義、国立大学の授業料の性格等、わが国高等教育の将来のあり方について基本的に論議をつくし、このたびの増額案について慎重に検討されることを望みたい。

昭和47年1月22日

国立大学協会

# C 資 料

## 1. 国立大学の授業料増額について

国大協総第 128 号

昭和46年12月18日

各国立大学長 殿

国立大学協会

会長 加藤 一郎

このことにつきましては、さきに当協会より関係方面に賛成しがたい旨の要望書を提出しましたが、その後自民党文教制度調査会教育費等に関する小委員会の要請により、去る12月7日会長ならびに馬場理事が出席して当協会の要望書および国立大学の授業料の性格等につき、その趣旨を説明し善処方をとくに要望いたしました。

また去る12月15日には、会長、宮島理事、加藤(六)理事、近藤第6常置委員会委員長、谷田第2常置委員会委員長、清水医学教育に関する特別委員会委員長が文部省に出向き、村山文部事務次官その他関係官と授業料問題について種々意見の交換を行ない、重ねて一層の配慮方を要望いたしました。

その際、引き続き会長を中心に上記の理事および委員長が当面の対策につき協議した結果、別紙の要望書を改めて関係方面に提出することになりました。

よって、去る12月18日会長と高見文部大臣に代り村山文部事務次官とが会見し、会長から要望書の趣旨につき詳細に説明し、この際特段の配慮をされるよう強く要望いたしました。なお大蔵省および政党関係に対しては、文部省にお

いてさらに要望書の実現方につき極力努力することになりました。

この要望書提出につきましては、理事会および総会にお諮りすべき事項であります。事柄の性質上急を要しましたので、取り急ぎ会長名をもって要望することにいたしました。

いずれ次回の理事会ならびに総会において、説明しご了承を得たく存じますが、とりあえず文書をもってご報告し、ご了承をお願いいたします。(B-6参照)

## 2. 大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について (通知)

国大協総第 130 号

昭和46年12月22日

各国立大学長 殿

国立大学協会

会長 加藤 一郎

昭和47年度大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期については、去る12月21日付各大学団体代表者の連名をもって別紙(1)のとおり昭和46年度と同じく事務系・技術系とも7月1日以降に一本化することの申し合わせを行ないました。

これは当協会第3常置委員会ならびに第49回総会協議の趣旨によるものであり、またかねてから大学教育正常化に資するため各大学団体において協議を進めるとともに、文部省の斡旋により日本経営者団体連盟ならびに日本工業教育協会とも協議を重ねた結果に基づくものであり

ます。

については、貴学におかれても以上の経緯を多くとご了承の上この申し合わせの趣旨について、学内教職員ならびに学生に対し十分周知徹底せしめられるよう、今回はかねて各大学よりのご希望もあり、とくに早期に申し合わせが行なわれましたので、一層のご配慮をお願いするとともに、その実施に際し次の事項についてご留意の上ご協力くださるようお願いいたします。

(1) 申し合わせの2の「10月1日以降実施を目途として行なう」ことについては、国立大学においては例年のとおり10月1日以降実施を厳守すること。

(2) 各大学の就職事務の取り扱いについて、企業側よりの要望の次第もあり大学側においても担当者を明確にしこの上とも責任体制を確立するようお取りはからい願いたいこと。

なお、全国の各事業者団体の代表者に対して、当協会より別紙(2)のとおり依頼状を送付し協力方を要望いたしておりますので、貴学におかれてもその趣旨をご了解の上何分のご配慮をたまわるよう、ご通知かたがた併せてお願いいたします。

(別紙1)

#### 申し合わせの内容(昭和47年度)

国・公・私立の大学および短期大学の各協会・連盟は、それぞれの会員校の賛同を得て、昭和47年度の大学卒業予定者の就職に関して、下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に努めることを確認するとともに、求人側に対しこのことについて全面的協力を呼びかけることを決定した。

#### 記

1. 就職事務は、事務系・技術系ともに、7月

1日より前には一切行なわないこと。

2. 求人側に対する卒業予定者の推薦は、10月1日以降実施を目途として行なうこと。

昭和46年12月21日

国立大学協会会長	加藤 一郎
公立大学協会会長	団 勝磨
日本私立大学連盟会長	佐藤 朔
日本私立大学協会会長	稗方 弘毅
私立大学懇話会会長	正田建次郎
国立短期大学協議会会長	博田 五六
全国公立短期大学協会会長	各務 虎雄
日本私立短期大学協会会長	内藤 敬

(別紙2)

大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について(依頼)

国大協総第130号2

昭和46年12月22日

各事業者団体代表者 殿

国立大学協会  
会長 加藤 一郎

国立大学卒業者の就職につきましては、例年格別のご配慮をたまわり厚くお礼を申しあげます。

さて、当協会におきましては、昭和47年度大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期について、去る12月21日付各国公私立大学団体代表者とともに別紙(1)のとおり申し合わせを行ない、また別紙(2)のとおり別途各国立大学長宛通知いたしました。これは各大学団体の強い要望に基づき、日本経営者団体連盟ならびに日本工業教育協会とも協議しその賛意を得て行なったものであります。

申し合わせの趣旨は、最終学年における学生の勉学期間を十分に確保し、将来の針路を慎重に検討する余裕を与え、また就職の機会を均等

にすることに資するためであり、このことが大学教育上ひいては採用者側の要望される人材育成の要請にも真に応え得る途であるという大学側の方針に基づくものであります。

しかしながら、以上の実効をあげるためには、ひとえに採用者側の全面的な理解とご協力にまたねばなりません。

つきましては、別紙(1)ならびに別紙(2)により以上の経緯ならびに趣旨をとくとご了承ください、貴団体傘下の各事業者等において大学側の立場を十分ご理解の上、大局的立場より格別のご協力を得られますよう、何分のお取りはからいほどお願いいたします。

### 3. 国立大学の授業料増額に関する情報連絡について

国大協総第 131 号

昭和46年12月27日

各国立大学長 殿

国立大学協会  
会長 加藤 一郎

標記のことについては、去る12月18日国大協総第128号をもって当協会より提出した要望書およびこれに関連する対策等につきご連絡いたしました。その後新聞紙上でご承知のとおり、自民党文教制度調査会教育費等に関する小委員会においてこの問題について検討の結果国立大学の授業料の増額が決定されました。(別紙参照) またさらに、同党文教制度調査会においてもこれをうけて上記小委員会案について審議の結果これに対して賛否両論があり、引続き審議中のところ明12月28日同調査会としての意見が出される由であります。また他方大蔵省においては目下のところ増額の方に傾いているや

に聞き及びますので当協会としても増額取り止めにつき折角努力中ではありますが、現在のところ、あるいは増額されるやに懸念される情勢でもありますので、以上取急ぎその後の状況をお知らせいたします。

(別紙)

#### 国立大学の授業料について(案)

政調文教制度調査会

教育費等に関する小委員会

(昭和46年12月16日)

当小委員会は、国立および私立の大学、日本育英会、政府関係機関等より意見の聴取を行い、さし当り国立大学の授業料を中心として検討を行った結果、次の結論を得た。

#### 記

国立大学の授業料は、これを引上げて、新年度の入学生から適用することが適当である。

奨学制度についても、学費に困難する学生全員とその必要経費の全額を対象にしていく考え方の下に、改善を検討すべきである。

(参考資料)

1. わが国の大学は、その設置者が国、地方公共団体、学校法人と多様であるが、そのことは多彩な人間が育成されてくるといふ人材養成の面からみて、望ましい姿であるといえる。

これらの大学は、それぞれに異なる建学の精神を持ち、相互に相競いながら発展しているが、現状は、公立や私立の大学が社会に果たしている役割とは異なる役割を、国立の大学だけが果たしているのだとはいききれない。

2. 授業料、入学金、検定料等その名義の何たるを問わず、学生納付金がどのような性格のものであり、それが学校経費のどこまでを充足すべきかについては、議論の存するところ

である。

学生納付金のうち、授業料についてみると、戦前では、国立で120円、私立ではおおむね140円であり、国立と私立との間には、さほど大きな差はなかったようである。

(備考)

国立大学の授業料が120円と定められたのが昭和4年であり、その後の消費者物価指数(昭和47年で680倍)で換算すると、この金額は81,600円となる。

3. 現在は、大学授業料が月額にして国立で1,000円、私立は大学相互間において、また学部相互間において相当の開きがあるが、おおむね1万円前後とみることができ、国立と私立との間開きには大きなものがある。

その上、国立大学の学生1人に投ぜられる経費が65万円程度であるのに反し、私立大学の場合は25万円程度であるから、受益の面からみた実質的な開きはもっと大きい。

(備考)

学生1人に投ぜられる金額は、44年度の金額である。

4. 国立大学と私立大学との間の授業料の格差をどの程度に止めることが望ましいかということについても、議論の分れるところであろうが、現在の国立大学の授業料は、昭和38年度以来据え置かれ、他の類似のものとの均衡も著しく欠いてきている。

それのみならず、国立大学の授業料が低位に据え置かれていることが、私立大学の授業料との間の格差を増大させ、私立大学における紛争の一因となりうる事実も見逃がすことはできない。

5. 私立大学といえども、その設置が国の認可にかかるものであって、国とは無関係に設置

されたものではないことも含め、学生や父兄の立場から考える限り、国立大学と私立大学との間の学生の負担に余り大きな差のあることは、納得し難いものと思われる。

6. 大学在学率(大学在学生の数を18歳から21歳までの該当年齢人口で除して得た率)の現状は18.9%で、そのうちわけは、国立3.7% 公立0.8%、私立14.5%となっている。

子弟を大学に進ませることのできる家庭は、今日なお、国民の一部に止まっていると言わざるを得ない。

(備考)

在学率は、昭和45年度のものである。

7. 国立と私立との間の格差を縮めるためには、国は国立大学に対してのみならず、私立大学に対しても国費を更に増額助成していくことが必要である。

しかしながら、それだけで両者の差を縮めることは財政的に困難と思われるのみならず、大学在学率が示しているように、国民の18.9%への支出を一きよに莫大な額に引上げることは、国民感情からもうけ入れ難いと思われる。

従って、私立大学への助成を増額する反面、国立大学の授業料も引上げて、両面から国立大学と私立大学との間の学生負担の差を縮めていくことが必要と考えられる。

授業料を引上げる場合は、その適用を新年度入学生からとすることが適当である。

8. 日本育英会の奨学金が貸与される者は、大学の推せんに基き日本育英会が決定する方法をとっている。その額は学生生活費の一般貸与で10%から20%程度、特別貸与で40%弱がまかなわれているといわれる。特別貸与の制度が進学を保障する意味を持たせて設けられ

たものとすれば、今日もなお充分その意義を果しているとは言い難い。一般貸与の場合は一層その傾向が強い。

また、貸与の金額がかく一方的に定められているだけに、貸与される額は個々の学生の必要な額に適合したものとはなり難い。

奨学金の制度は、大学教育を受けることが適当な者である限り、学費に困難する学生の全員について、その学生が必要とする経費の全額を対象として、運用されるべきである。

このような運用を行なおうとすれば、従来の規模をはるかに越える奨学金の額が一挙に必要となってくるので、民間金融機関の資金の活用を併用するくふうをすることが適当と思われる。

#### 4. 琉球大学の整備充実について

1971年11月20日

各位

琉球大学長  
高良鉄夫

琉球大学は昭和47年4月に国立に移管されることを予想して教員の整備充実にあたって来たが、短期大学部については、その整備が尚十分でないので、この際皆様の御協力を仰ぎたい。

記

1. 次の学科、専門分野の正教授として適格な

者

- (a) 英語学科の任意の分野（例：英語学、英米文学、言語学）3人
- (b) 法律学の任意の分野（例：刑法、民法、憲法、訴訟法、商法、行政法、労働法）3人
- (c) 経済学の任意の分野（例：理論経済学、経済政策、国際経済学、財政学、金融論、経済史、社会政策）2人
- (d) 経営学の任意の分野（例：経営学、経営政策、会計学、商学）2人
- (e) 機械工学の任意の分野（例：材料力学、機械要素設計、機械材料、機械工作、流体工学、熱工学）1人
- (f) 一般教養人文科学系列の任意の分野（例：哲学、心理学、倫理学、文学、歴史学）1人
- (g) 一般教養社会科学系列の任意の分野（例：地理学、社会学）1人
- (h) 一般教養の任意の第二外国語 1人

2. 年齢 65歳以下

\* 連絡先：沖縄那覇市首里当蔵町3の1  
琉球大学短期大学部  
TEL：34-1244

## 環境科学と学際研究

バーモント州の俗塵から遠く離れた山また山の中の一つの頂に木造の動物実験室が作られている。太いパイプが背後の林の中に延びていて、その先端にフィルターをついた空気取入口がある。動物飼育ケージはプラスチック、蓋はステンレススチール、棚は木製、室内には一本の金釘も使われていない。飼料は長年化学肥料を使ったことのない畑からとれたものを更に精製したもの、飲料水は二回脱イオンしたものを使用する。動物実験従事者からは絶対、金属の汚染のない様管理され、勿論禁煙である。この飲料水の中に微量金属元素が添加されて長期飼育実験が行なわれ微量元素と腫瘍発生の関係が調べられる。ダートマス大学のH・A・Schroeder 教授らの実験室である。この研究に千葉大腐敗研から若い中毒病理の助教授が派遣されて参加した。一つの化学物質の有害性を精密に確認するためには、この程度の厳密さが必要である。

汚染化学物質の環境基準とは科学性と社会性をミックスした行政用語になっているが、この基準を設定する為の背後には、許容量、怒限度、閾値などと呼ばれる生物学的根拠がある。

ヒトとヒトにかかわる生物の集団の安全のための生活環境における許容量の概念を今日改めて設定、認識することが重要な研究課題である。これには一つの総合大学では全学部の研究者が共同してかからなければならない。

千葉大学が環境科学研究機構を構想している一つの目的はここにあって、単なる公害対策研究の如きものではない。

(千葉大学長 相磯 和嘉)

## 放送大学に思う

放送大学の構想が検討されるようになってからすでに2年以上になり、本年度はラジオ、テレビの実験放送が行なわれてはいるが、まだまだ検討すべき問題が多く残されており、実現までにはなお相当の時日を要すると思われる。最も大きな問題としては、放送大学構想の検討にあたって 従来、ややもすれば「放送」という角度からの検討に偏りがちで、「大学」という角度からの検討がふじゅうぶんだったきらいがあり、そのために多くの大学関係者らの理解が得れなかったことがあげられよう。放送によって大学教育を広く国民に開放するという趣旨は納得できるが、これを正規の大学として認めることには抵抗を感ずるとというのが大多数の大学関係者のご意見のようである。

しかしながら、LL設備や閉回路テレビをはじめとして視聴覚的手法が大学教育においても有効な教育方法になりつつあること、教育面における大学間の連携協力が進みはじめていること。大学の大衆化の傾向から大学が学生だけでなく一般社会人にも窓を開こうとする気運が高まっていること。科学技術の進歩や社会経済の発展に伴って生涯教育の必要性が強くなっていることなどの諸要因を考えると、高等教育のために留保されている電波を有効に利用していく方策について、大学関係者の間でもっと積極的な議論がなされてもよいように思う。

優秀なスタッフを擁する国立大学が協力して豪華な顔ぶれを描え、単独の大学ではできないような立派な授業を放送によって行なえば、一般社会人の学習意欲を充たすだけでなく、既存大学の教官、学生にもよい刺激を与えることになるのではなかろうか。

一朝一夕にいいことずくめの放送大学が誕生するとは思わないが、残された問題点を前向きに克服して有意義な放送大学が創設されるよう微力を尽したいと考えている。国民の多くが期待し、諸外国も注目している放送大学の創設について、国立大学関係者の理解と積極的な協力をお願いしたい。

(文部省大学学術局視学官 遠藤 丞)

## D そ の 他

### 1. 学長・役員・委員等の異動 について

#### (1) 学長交替

大学名	旧	新
弘前大学	柳川 昇	白淵 勇
群馬大学	町田 周郎 (事務取扱)	石原 恵三
東京商船大学	横田 利雄	小山 正一
三重大学	野田 稻吉	岩本 喜一 (事務取扱)
高知大学	久保佐土美	山岡 亮一
富崎大学	広田 輝雄	外山 三郎

#### (2) 役員等の交替

##### ○ 理事

大学名	旧	新
弘前大学	柳川 昇	白淵 勇
群馬大学	町田 周郎 (事務取扱)	石原 恵三
三重大学	野田 稻吉	岩本 喜一 (事務取扱)

##### ○ 委員長の交替

委員会名	新委員長
第2常置委員会	谷田お茶の水女子大学長
第4常置委員会	池田九州大学長
図書館特別委員会	加藤(六)東京工業大学長
研究所特別委員会	加藤(陸)東北大学長
教員養成制度特別委員会	飯藤広島大学長

##### ○ 第4常置委員会専門委員

寺沢 一(東京大学教授)一解囀

##### ○ 図書館特別委員会教員委員

松田 智雄(東京大学教授)一委囀

##### ○ 教養課程に関する特別委員会

(旧) 秋月 康夫(群馬大学長)

(新) 谷田 関次(お茶の水女子大学長)

(旧) 横田 利雄(東京商船大学長)

(新) 富山 哲夫(東京水産大学長)

(旧) 松本 賢三(大阪教育大学長事務取扱)

(新) 高橋 陸男( " )

##### ○ 研究所特別委員会専門委員

柿内 賢信(東京大学教授)一委囀

##### ○ 入試期特別委員会

(旧) 秋月 康夫(群馬大学長)

(新) 谷田 関次(お茶の水女子大学長)

(旧) 横田 利雄(東京商船大学)

(新) 小山 正一( " )

(旧) 稻荷山資生(奈良教育大学長)

(新) 井上 智勇( " )

(旧) 飯島 宗一(広島大学長)

(新) 力武 一郎(山口大学長)

(旧) 倉田 貞美(香川大学長)

(新) 山岡 亮一(高知大学長)

##### ○ 入試調査特別委員会

(旧) 秋月 康夫(群馬大学長)

(新) 谷田 関次(お茶の水女子大学長)

(旧) 横田 利雄(東京商船大学長)

(新) 小山 正一( " )

(旧) 野田 稻吉(三重大学長)

(新) 岩本 喜一( " )  
(事務取扱)

## 2. 寄贈図書

医師養成の拡充について(中間報告)

教員養成制度に關する検討資料

教員養成関係統計資料(昭和46年)

文部省

中教審答申「今後における学校教育の総合的な  
拡充整備のための基本的施策について」に対する  
見解

愛媛大学

「わが国における学術情報政策に関する資料  
集」

文部省

医学歯学教育改革の指針

大阪大学中川助教授

論文・日本文化(Enargy 特別号)

エッソ・スタンダード石油K.K

大学等における学術研究条件の整備について

(中間報告I)

文部省

大学ノート(第1号, 第2号, 第3号)

広島大学

日本学術会議第51回總會資料

大学問題についての報告

日本学術会議

I D E 第17回總會の記録

民主教育協會

第3回大学教員懇談会記録

大学セミナー・ハウス

情報処理教育の振興について(第二次中間報告)

情報処理技術者養成計画の定量的基準

昭和47年大学入学者選抜試験問題作成の参考資料

(国語, 社会, 数学, 理科, 外国語, 職業編)

文部省

Universitas No. 4 vol. 13

参議院文教委員会審議要録(昭和46. 11. 10)

参議院文教委員会調査会

神戸大学教養部紛争の記録(第II部)

神戸大学

教員養成関係学部設置基準要項

// 大学・学部の整備充実について

国立大学附属学校設置基準要項

教員養成関係学部設置基準要項に関する要望

教育職員免許法規改正に関する意見

教員養成学部校舎必要面積

教員養成関係学部大学院(修士課程)設置基準  
要項

教科教育学の基本構想案

教育職員免許法改正問題調査の結果について

教員養成制度の改善に関する意見(中間報告)

「初等・中等教育の改革に関する基本構想試案  
(中間報告)」特にその「教員の養成確保とその  
地位の向上のための施策」について

教員の養成確保とその地位の向上のための施策  
について(要望)

以上 日本教育大学協會

学生健康保険組合実態報告書

山梨大学

大学入学者選抜方法の改善について

新しい大学設置基準— 一般教育—

文部省

能研テスト報告書 第5集 昭和43年度

適性能力の発見と進路指導

研究紀要(II) 昭和44. 3

学力テストの問題と正答 昭和41年度「能研テ  
スト」

以上 飯田元能研総務部長

会員氏名録 昭和46. 47年用

学士会

大学時報 100号記念特集号

大学時報特集「大学の管理」

大学キリスト者 44

日本私立大学連盟

大学キリスト者

国立・共同利用研究所についてのアンケート調査報告

研究紀要 第17集

新潟大学教育学部 長岡分校

日本学術会議

昭和45年度学生生活状況調査報告書

日本教育年金監 1972版 (No. 13)

徳島大

教育新聞社

学術月報 304号 (46年度科学研究補助金の配分結果)

青年のための「就職・資格試験」の手引

日本学芸協会

日本学術振興会

窓

### 岩手大獣医学科だより

岩手の県都、盛岡はその名が「杜陵」から転じたもので、文字どおり、緑の山野に囲まれた森の都である。その西北に位置して岩手大学農学部がある。この一角に異色の存在として、古い歴史と伝統を誇っているのが獣医学科である。農学部の前身は明治35年に創立された盛岡高農であった。当時、東北の冷害対策として日本で最初に設立された高農と言われているが、獣医学科は、むしろ、馬産地南部の中心につくられたところに特色があったと言える。以来、今日まで70年、この間、全国各地からこの地に集まり学んだ者はおよそ2,000名に達し、この学園からわが国の畜産学術、業界に多くの人材が送り出されている。この獣医学科は、とくに戦後、岩手大学の看板とも言われただけあって、そこにはいろいろ名物がある。全国一を誇る獣医学標本室もその一つ。事実、農学関係で独立した1棟の標本室をもっているのはここだけである。70年間の集大成が整然とこの中に収められ、その内容は質量ともに群を抜いている。研究・教育上、大いに役立っていることはもちろんだが、ここには年々多数の見学者が訪れている。また、昨年末、ユリノキの大木に囲まれた閑静な獣医学科の跡地に、近代的装いの家畜病院が新築されたが、これもその一つに数えられよう。油圧式大動物用手術台や大型レントゲンなど、新時代にふさわしい装備がその中に盛りこまれている。明治36年に建てられた病院の古い建物はすでに姿を没し、広漠とした空地の中に、キササゲの大樹が、静かにそのなごりとどめている。盛岡の生んだ臨床の伝統は、この老大木の下で育ったものと言っても過言ではない。今となれば、まさに貴重な記念樹である。

近代的建物がたちならび、面目を一新した学園の中に、亭々とそびえる先のユリノキやこのキササゲの大木を見上げるとき、私は「桃季もの言わず、春いくばくか暮れぬる」の感なきをえない。

(岩手大学農学部教授 三浦定夫)

## 国立大学協会組織表

(昭和25.7.13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事—会長, 副会長を含む—21名, 各常置委員会)
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
  - 第2 // (学科課程・入学試験等)
  - 第3 // (補導)
  - 第4 // (学生の厚生)
  - 第5 // (大学間の協力)
  - 第6 // (大学財政)
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会                      新設大学拡充特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会              図書館特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会              研究所特別委員会
  - 入試期特別委員会                          教職員の厚生等に関する特別委員会
  - 入試調査特別委員会                      教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会(会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)
  - その下に, 大学問題第1・第2・第3各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会(国大協会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局課長)

### 編集後記

- 今回は, 環境科学に関連して特別寄稿に北大丹羽学長と窓欄に千葉大相磯学長に, また放送大学について文部省遠藤視学官, 岩手大獣医学科だよりを同大三浦教授から窓欄に, それぞれ寄せて頂いたことを感謝する。
- 会議記録として, 例によって諸会議の概要が出ているが, 第49回総会では, 大学改革について各大学の情報や意見交換が活発に行なわれた。
- 会報に既に出ていることを, 各大学からきかれることが屢々ある。会報がもっと皆に読まれるようにしたい。(C)